

約款番号  
C

# ご契約のしおり・約款 (更新用)



## 約款 (Web版)

約款の内容は当社ホームページにて閲覧・ダウンロードしていただけます。

### (ご注意)

Web約款をご覧いただけない環境にある場合等、冊子形式の「約款」をご希望の場合は、コールセンター（通話料無料）までご連絡ください。後日、冊子形式の「約款」を郵送します。

ジブラルタ生命 コールセンター

**0120-37-2269** 通話料無料

受付時間 平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00  
(日・祝・12/31~1/3を除く)

2021年 4 月版



**Gibraltar**  
ジブラルタ生命

## はじめに

・この冊子（「ご契約のしおり・約款」（更新用））は「更新」にともなう大切な事柄を記載したものです。

ぜひともご一読のうえ、既にお手元にお持ちの「ご契約のしおり・約款」および保険証券とともに大切に保管いただきご利用ください。

・「約款」は、ご契約についてのとりきめなどを記載したもので、普通保険約款と特約条項で構成されています。

「ご契約のしおり」とあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

・「約款」の内容は、当社ホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「Web約款」に掲載しています。

・ご不明な点がございましたら、当社までお問い合わせください。

この冊子（「ご契約のしおり・約款」（更新用））の構成はつぎのとおりです

### ■「Web約款」のご使用方法のご案内

「Web約款」の閲覧・保存方法等を説明しています。

### ■ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項（保障内容、告知義務、保険金等をお支払できない場合、諸手続等）をわかりやすくご説明しています。

### ■約款抜粋

本冊子の「ご契約のしおり」に記載されている各主契約と特約のお支払事由をより詳細にご理解いただくために、約款の主なお支払事由に関する付則の内容を抜粋して記載しています。



- 「Web約款」をご覧いただけない環境にある場合等、冊子形式の「約款」をご希望の場合は、コールセンター（通話料無料）までご連絡ください。後日、冊子形式の「約款」を郵送します。

ジブラルタ生命 コールセンター

**0120-37-2269** 通話料無料

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00  
(日・祝・12/31～1/3を除く)

# 「Web約款」のご使用方法のご案内

ジブラルタ生命では、お客さまの利便性の向上のため、「Web約款<sup>\*</sup>」をご用意しています。

※Web約款とは、当社のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「約款」です。



- 1** いつでもホームページから閲覧ができます!
- 2** 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます!
- 3** 文字を拡大して閲覧ができます!

## Web約款ご利用の際のご注意

- Web約款をご覧いただけない場合は、冊子形式の「約款」をお渡ししています。冊子形式の「約款」をご希望の場合は、コールセンター（通話料無料）までご連絡ください。
- Web約款の閲覧・ダウンロード方法にご不明な点がございましたら、当社までお問い合わせください。

# 「Web約款」の閲覧・保存方法

※ご覧いただく機器等によって画面の構成やイメージは変更になる場合があります。

## 1 ジブラルタ生命のホームページへアクセス

- 検索サイト
- URL <https://www.gib-life.co.jp/>
- QRコード 

1 トップページにある【ご契約のしおり・約款】ボタンをクリック



## 2 「Web約款」をつぎのいずれかの方法で検索

### ■ 検索コードから

2 下記検索コードを入力し、【検索コードを決定する】ボタンをクリック

検索コード: **20210401**

### ■ 更新日から

3 更新日を入力し、【お申込日、特約中途付加日または更新日を決定する】ボタンをクリック



## 3 「Web約款」を閲覧・ダウンロード

4 「保険種類をご選択ください」ページに移ります。【[更新用]保険契約または特約を更新された場合】の右側の  ボタンをクリック

### ■ 閲覧方法

5 保険種類・特約を選択し、クリック

### ■ ダウンロード方法

6 保険種類・特約の右側のチェック欄を選択

7 【ご契約のしおり・約款】を決定する】ボタンをクリック



# 「Web約款」の一覧

当社ホームページに掲載している「Web約款」の約款番号または保険種類・特約を参考に以下の表からお選びください。チェックボックスにチェックを入れて保管すると大変便利です。

## 【更新用】 保険契約または特約を更新された場合

	約款番号	保険種類・特約（注1）	作成年月
<input type="checkbox"/>	C-1	平準定期保険	2021年4月版
<input type="checkbox"/>	C-2	特約用	2021年4月版
<input type="checkbox"/>	C-3	一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）	2021年4月版
<input type="checkbox"/>	C-4	新医療保険	2021年4月版
<input type="checkbox"/>	C-5	平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約	2021年4月版

（注1）保険種類・特約の詳細は、「ご契約のしおり・約款」（更新用）「ご契約のしおり」2～3ページに掲載していますのでご確認ください。



## ご契約のしおり・約款（更新用）をお読みいただく前に

本冊子のしおりに記載されている各主契約と特約のお支払事由をより詳細にご理解いただくために、約款の主なお支払事由に関連する別表等を抜粋した「約款抜粋」を記載していますので、ご活用ください。

例 平準定期保険の「高度障害状態」の場合  
（ご契約のしおり）

保険金のお支払			
お支払する保険金	お支払事由	お支払額	お受取になる人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に <b>高度障害状態</b> になられたとき	死亡保険金額と同額	被保険者


ご参照

**高度障害状態** >>> 別表 1 参照

このように「高度障害状態」の詳細については、約款抜粋の目次をご参照いただき、該当の約款抜粋の「高度障害状態」でご確認いただけます。

（約款抜粋）

高度障害状態
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所> 別表 1.
<p><b>対象となる高度障害状態</b></p> <p>高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（備考 1. 参照）</li> <li>(2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（備考 2. 参照）</li> <li>(3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの（備考 3. 参照）</li> <li>(4) 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考 4. 参照）</li> <li>(5) 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考 4. 参照）</li> <li>(6) 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考 4. 参照）</li> <li>(7) 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの（備考 4. 参照）</li> </ol>



## 「Web約款」について

当社ホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「Web約款」に下記の約款が掲載されています。

「Web約款」の閲覧・保存方法等は、合本している『「Web約款」のご使用方法のご案内』でご確認ください。

約款番号：C-1 平準定期保険

**主契約**

平準定期保険普通保険約款

**特約**

疾病障害による保険料払込免除特約条項/リビング・ニース特約条項/特別条件付保険特約条項/特定障害不担保特約条項/保険金等の支払方法の選択に関する特約条項/指定代理請求特約条項/団体扱特約(A)条項/団体扱特約(B)条項/保険料口座振替特約(01)条項

**別表**

別表1～4、6、10

約款番号：C-2 特約用

**特約**

特定疾病保障定期保険特約条項/災害死亡給付特約条項/傷害特約条項/特定損傷特約条項/新医療保険特約条項/新医療がん特約条項/新医療成人病特約条項/新医療女性疾病入院特約条項/新医療入院一時金特約条項/新医療長期入院特約条項/新医療通院特約条項/介護特約条項/特別条件付保険特約条項

**別表**

別表1～6、10

約款番号：C-3 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）

**主契約**

一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款

**特約**

疾病障害による保険料払込免除特約条項（一時金給付型医療保険用）/特定疾病保障定期保険特約条項（一時金給付型医療保険用）/特定損傷特約条項（一時金給付型医療保険用）/手術特約条項/入院一時給付特約条項/先進医療特約条項（一時金給付型医療保険用）/リビング・ニース特約条項（一時金給付型医療保険用）/特別条件付保険特約条項/特定障害不担保特約条項/指定代理請求特約条項/団体扱特約(A)条項/団体扱特約(B)条項/保険料口座振替特約(01)条項

**別表**

別表1～4、6、10

約款番号：C-4 新医療保険

主契約

新医療保険普通保険約款

特約

疾病障害による保険料払込免除特約条項/平準定期保険特約条項/特定疾病保障定期保険特約条項/災害死亡給付特約条項/傷害特約条項/特定損傷特約条項/新医療がん特約条項/新医療成人病特約条項/新医療女性疾病入院特約条項/新医療入院一時金特約条項/先進医療特約条項（新医療保険用）/新医療長期入院特約条項/新医療通院特約条項/介護特約条項/リビング・ニーズ特約条項/特別条件付保険特約条項/特定障害不担保特約条項/保険金等の支払方法の選択に関する特約条項/指定代理請求特約条項/団体扱特約（A）条項/団体扱特約（B）条項/保険料口座振替特約（01）条項

別表

別表1～6、10

約款番号：C-5 平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約

特約

平準定期保険特約条項/無解約返戻金型平準定期保険特約条項/特別条件付保険特約条項

別表

別表1～4、6、10

# 目次

しおり



「Web約款」について 2



約款の主な変更内容について 6



主な保険用語のご説明 8



更新について 11



## 主契約について

- 平準定期保険 18
- 新医療保険 21
- 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型） 26
- 医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型） 33
- 指定代理請求制度について 39
- 被保険者死亡後の給付金等の請求について 41
- 「死亡保険金即日支払サービス」について 42



## 特約について

- 疾病障害による保険料払込免除特約 46
- 平準定期保険特約・無解約返戻金型平準定期保険特約 48
- 特定疾病保障定期保険特約 49
- 災害死亡給付特約 53
- 傷害特約 54
- 特定損傷特約 55
- 新医療保険特約 56
- 新医療がん特約 58
- 新医療成人病特約 60
- 新医療女性疾病入院特約 62
- 新医療入院一時金特約 63
- 新医療長期入院特約 65
- 新医療通院特約 66
- 介護特約 67
- 手術特約 69
- 入院一時給付特約 71
- 5大生活習慣病特約（14） 73
- 女性疾病入院特約（14） 76
- がん診断一時金特約（14） 77

- 先進医療特約 ..... 79
- リビング・ニーズ特約 ..... 81
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約 ..... 85



## ご契約について大切なことから

- つぎの場合には保険金・給付金をお支払できず、  
また保険料のお払込を免除できません ..... 90
- 「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例 ..... 95



## 保険金等の請求方法について ..... 101



## その他諸制度について

- 個人情報の取扱について ..... 106
- 取引時の確認について ..... 107
- 保険契約等に関する情報の共同利用について ..... 108
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による  
生命保険契約への影響の可能性について ..... 111
- 「生命保険契約者保護機構」について ..... 113



## 約款抜粋 ..... 2

主な  
保険  
用  
語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約  
款  
抜  
粋



## 約款の主な変更内容について

2012年4月以降の約款の主な変更内容を記載しています。

### 2021年4月1日 約款の主な変更内容について

#### ○情報端末を用いて書類の提出に代える場合の取扱いについて

当社に対する請求手続きについて、書面に代えて情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがある記載を追加しました。

### 2020年4月27日 約款の主な変更内容について

○感染症に関する内容について、新型コロナウイルス感染症も対象となる感染症に含めるものとする記載を追加しました。

### 2020年4月1日 約款の主な変更内容について

○民法（債権関係）改正（2020年4月1日施行）により、一部記載を変更しました。

### 2019年6月1日 約款の主な変更内容について

○特定疾病のうち、急性心筋梗塞、脳卒中によるお支払事由や保険料の払込免除事由に、所定の手術を加えました。

特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）を保障している商品について、急性心筋梗塞または脳卒中の治療のために、所定の手術を被保険者が受けた場合の保障を追加しました。

### 2017年4月1日 約款の主な変更内容について

○悪性新生物（がん）に関する約款の規定を明確にしました。

悪性新生物の定義に関し、その該当基準を明確にするとともに、対象となる悪性新生物の一覧に現在は悪性として評価されている疾病を追加しました。

○「病院または診療所」には、介護老人保健施設や介護老人福祉施設等は含まれない旨を明記する等、医療保険で使用されている医学的で難解な用語を分かりやすい記載に変更しました。

### 2014年10月2日 約款の主な変更内容について

○骨髄ドナー給付の給付範囲を拡大しました。

骨髄ドナー給付について、骨髄幹細胞採取手術だけでなく、末梢血幹細胞採取手術もお支払事由に追加いたします。ただし、骨髄ドナー給付の支払限度は1回のみで変更はありません。

○約款で規定されている疾病等の分類を最新のものに変更しました。

2014年10月2日以降に更新した場合、約款で規定されている疾病等の分類を最新の「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に基づく分類に変更します。最新の分類を使用することで、疾病等の参照が容易になります。

※2013年4月1日に変更されなかった一部特約についての変更です。

## 2013年4月 約款の主な変更内容について

## ○視力矯正を目的とした手術（レーシック手術等）を支払対象外としました。

視力矯正を直接の目的とする手術（レーシック手術等）を支払対象としている手術給付を含む主契約・特約を2013年4月1日以降に更新した場合、更新日以降、同手術を支払対象外といたします。「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイキックIOL等が含まれます。

## ○責任開始期前の発病について、規定を明確化しました。

2013年4月1日以降に更新した場合、保障の責任開始期前に生じた疾病について「加入時に正しい告知をいただいた場合」や、「告知の時点で病院等での受診歴がなく、健康診断等で異常を指摘されたことがない場合（ただし、その疾病による症状について認識または自覚していた場合を除きます。）」は、責任開始期以後の発病とみなして、保険金等をお支払する場合があります。（ガンの診断確定を要件とするお支払事由はこの取扱の対象となりません。）

## ○約款で規定されている疾病等の分類を最新のものに変更しました。

2013年4月1日以降に更新した場合、約款で規定されている疾病等の分類を最新の「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に基づく分類に変更します。最新の分類を使用することで、疾病等の参照が容易になります。

## 2012年4月 約款の主な変更内容について

## ○「重大事由による解除」条項を改定しました。

2012年4月1日以降の更新契約から、解除の対象となる重大事由に以下の項目を追加し、当社が反社会的勢力との保険取引を解消する根拠の更なる明確化を図りました。

<追加項目>

ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、反社会的勢力\*<sup>1</sup>に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*<sup>2</sup>を有していると認められるとき

- \* 1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- \* 2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者もしくは保険金・給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

※重大事由によりご契約が解除された場合、重大事由が生じた以後に、保険金・給付金等のお支払事由または保険料のお払込の免除事由が生じたときは、当社は保険金・給付金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。（上記追加項目の事由にのみ該当した場合で、複数の死亡保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、死亡保険金等のうち、その受取人にお支払することとなっていた死亡保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払します。）すでに保険金・給付金等をお支払していたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込を免除していたときでもその保険料のお払込を求めることができます。



# 主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたってご参照ください

## か

### かいやく 解約

ご契約を終了させ、その効力を将来にわたって消滅させることをいいます。

### かいやくへんれいきん 解約返戻金

ご契約が解約された場合等に、保険契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

### けいやくおうとうび 契約応当日

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に相当する日のことです。特に月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ月ごとまたは半年ごとの契約日に相当する日を指します。

### けいやくねんれい 契約年齢

契約日における被保険者の年齢で、満年齢で計算します。

(例)24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。

### けいやくび 契約日

通常は責任開始日をいい、契約年齢や保険期間等の計算の基準日となります。ただし、保険料のお払込方法<経路>等によっては、契約日と責任開始日が異なる場合があります。

### こくちぎむ 告知義務

保険契約者と被保険者がご契約のお申込をされる時等に、現在の健康状態や職業、過去の病歴等、当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただく義務を告知義務といいます。

### こくちぎむいはん 告知義務違反

告知の際に、事実が告げられなかったときには、当社は告知義務違反として、ご契約を解除することができます。

## さ

### しつこう 失効

保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることです。

### しゅけいやくととくやく 主契約と特約

約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法等、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

### しんさ 診査

診査医扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法もあります。

### せきにかいしきび 責任開始期(日)

当社が、ご契約上の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といっています。

た

だい かい ほ けん りょう そう とう が く  
第1回保険料相当額

ご契約のお申込の際にお払いただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

は

はらい こみ き げ つ  
払込期月

毎回の保険料をお払いただく期間のことをいいます。月払は月単位、半年払は半年単位、年払は年単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。

ひ ほ けん しゃ  
被保険者

生命保険の保障の対象となっている人のことをいいます。

ふっ かつ  
復活

失効したご契約を当社の承諾を得て、有効な状態に戻すことをいいます。

ほ けん ぎ ん きゅう ふ ぎ ん  
保険金・給付金

被保険者が約款で定めるお支払事由に該当したときにお支払するお金のことをいいます。

ほ けん ぎ ん きゅう ふ ぎ ん う け と り に ん  
保険金・給付金受取人

保険契約者が指定した保険金・給付金を受け取る人のことをいいます。

ほ けん けい やく しゃ  
保険契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（たとえば、ご契約内容の変更等の請求権）と義務（たとえば、保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。

ほ けん しょう けん  
保険証券

ご契約の保険金額や保険期間等、ご契約内容を具体的に記載したものです。

ほ けん ねん ど  
保険年度

契約日から起算して満1か年を第1保険年度といえます。以下順次、第2保険年度、第3保険年度、……となります。

ほ けん りょう  
保険料

保険契約者から当社にお払いただくお金のことをいいます。

ほ けん りょう き かん  
保険料期間

保険料払込期間中の契約応当日（月払、半年払、年払の場合、月ごと・半年ごと・年ごとの契約応当日）からつぎの契約応前日までの期間をいいます。

ま

めん せき じ ゆう  
免責事由

被保険者がお支払事由に該当した場合でも、給付金等が支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や

やっ かん  
約款

“ご契約についてのとりきめ”を記載したものです。

## ご契約のしおり

### 主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なことがら

保険金等の請求方法について

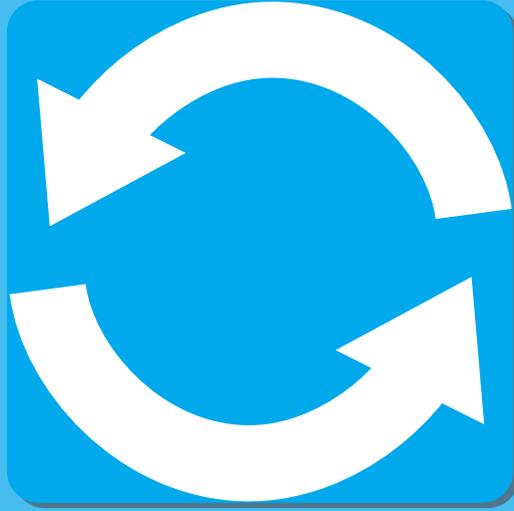
その他諸制度について

## 猶予期間

払込期月内に保険料のお払込の都合がつかない場合のために、お払込の猶予期間を設けています。猶予期間内に保険料のお払込がないと保険契約は失効します。なお、猶予期間は保険料払込方法〈回数〉によって異なります。

## 約款抜粋

約款抜粋



---

# 更新について

---

# 更新について

## 保険契約の更新

- ・下記の保険契約は、保険期間が定期で年満期の場合、保険期間満了日の2週間前までに、保険契約者から保険契約を継続しない旨のお申し出がない限り、保険期間満了日の翌日（更新日）に自動的に更新され継続します。

- ・平準定期保険
- ・新医療保険
- ・一時金給付型医療保険
- ・無解約返戻金型平準定期保険
- ・医療保険

■更新の際にクーリング・オフのお取扱はしません。

■最終到達年齢は、つぎのとおりです。

保険契約	最終到達年齢
平準定期保険・無解約返戻金型平準定期保険・一時金給付型医療保険	80歳
新医療保険・医療保険	90歳

■更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一となります。

- ・ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が当社の定める範囲をこえる場合は当社の定める範囲内で保険期間を短縮して更新します。
- ・当社所定の期間までに保険契約者からお申し出があれば、当社所定の範囲内で保険期間を変更して更新することができます。

■更新後の保険金額、基本給付金額、基本入院給付金日額は、更新前と同額となります。ただし、当社所定の期間までに保険契約者からお申し出があれば当社の定める範囲内で保険金額、基本給付金額、基本入院給付金日額を減額して更新することができます。

■更新後の保険料は、更新日における保険料率および被保険者の契約年齢によって計算します。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

■更新後の保険契約においては、給付の型、保険金、給付金のお支払、給付金の支払限度、保険料の払込免除、保険金、給付金等の受取人による保険契約の存続、告知義務および告知義務違反による解除の取扱いについて、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間とは継続したものとしてお取扱します。

■特別条件付保険特約や特定障害不担保特約を付加し、特別な条件をつけてお引受したご契約の更新については、保険金削減期間中である場合を除き、更新前のご契約と同一の条件をつけて更新するものとします。

- 保険契約に付加されている特約の更新については、主契約に準じたお取扱となります。  
・ただし、特定損傷特約の最終到達年齢は60歳までとなります。
- 更新日に当社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、保険契約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に当社の定める他の保険契約に変更され継続するものとしします。
- その他当社の定めるところによります。



ご参照

先進医療特約の更新については、先進医療特約の「先進医療特約の更新について」をご覧ください。



ご注意

**つぎの場合は更新されませんのでご注意ください。**

- 保険期間満了日までの保険料が払込まれていないとき
- 更新日における被保険者の契約年齢が当社の定める範囲をこえるとき
- 更新後の保険契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が当社の定める範囲をこえるとき
- 保険期間が歳満期で定められているとき
- 更新前の保険契約が払済保険へ変更されているとき
- 特別条件付保険特約が付加された契約で、更新日においても保険金削減期間中であるとき

## 保険期間満了時における保険期間の延長

- ・ 下記の保険期間が定期型の保険契約は、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにお申し出いただくことにより、当社の定める範囲内にて、被保険者の選択を受けることなく保険期間を延長することができます。

- ・ 新医療保険
- ・ 医療保険

- 保険契約が年満期契約の場合で、保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が60歳をこえるときは、このお取扱をしません。



ご注意

- このお取扱については、上記のほか、当社所定の範囲内でのお取扱となります。したがって、予告なくこのお取扱を変更し、または停止する可能性があります。

## 各種特約の更新について

・ 下記の特約は年満期の場合、保険期間満了日の2週間前までに、保険契約者から継続しない旨のお申し出がない限り、特約保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。

- ・ 平準定期保険特約
- ・ 無解約返戻金型平準定期保険特約
- ・ 特定疾病保障定期保険特約
- ・ 災害死亡給付特約\*<sup>1</sup>
- ・ 傷害特約\*<sup>1</sup>
- ・ 新医療保険特約\*<sup>1</sup>
- ・ 新医療がん特約\*<sup>1</sup>
- ・ 新医療成人病特約\*<sup>1</sup>
- ・ 新医療女性疾病入院特約\*<sup>1</sup>
- ・ 新医療入院一時金特約\*<sup>1</sup>
- ・ 新医療長期入院特約\*<sup>1</sup>
- ・ 新医療通院特約\*<sup>1</sup>
- ・ 介護特約\*<sup>1</sup>

\*<sup>1</sup> 保険期間が定期で更新しない主契約に付加されている場合には更新されません。

### ■更新の際にクーリング・オフのお取扱はしません。

■更新後の特約の保険期間は、更新前の特約の保険期間と同一となります。

ただし、更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえる場合、または、更新後の特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢（最終到達年齢）が当社の定める範囲をこえる場合はその限度まで特約の保険期間を短縮して更新します。

特約の当社所定の期間までに保険契約者からお申し出があれば、当社所定の範囲内で特約の保険期間を変更して更新することができます。

■更新後の特約の保険金額・給付金額は、更新前と同額となります。ただし、当社所定の期間までに保険契約者からお申し出があれば当社の定める範囲内で保険金額を変更することができます。

■更新後の特約の保険料は、更新日現在の被保険者の契約年齢および保険料率によって計算します。したがって、通常更新後の特約保険料は更新前の特約保険料より高くなります。

■更新後の特約においては、保険金、給付金のお支払、給付金の支払限度、保険料の払込免除、給付金等の受取人による保険契約の存続、告知義務および告知義務違反による解除の取扱について、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間とは継続したものとしてお取扱します。

- 更新日に当社が特約の締結を取り扱っていない場合には、特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に当社の定める他の特約に変更され継続するものとします。
- 特別条件付保険特約や特定障害不担保特約を付加し、特別な条件をつけてお引受した特約の更新については、保険金削減期間中である場合を除き、更新前の特約と同一の条件をつけて更新するものとします。
- その他当社の定めるところによります。



ご注意

### つぎの場合は更新されませんのでご注意ください。

- 特約の更新日における被保険者の契約年齢が当社の定める範囲をこえるとき
- 更新後の特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が当社の定める範囲をこえるとき
- 更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
- ご契約に特別条件付保険契約が付加され保険金削減支払法が適用されており、かつ、特約の保険期間満了日の翌日が保険金削減期間中であるとき



ご参照

先進医療特約の更新については、先進医療特約の「先進医療特約の更新について」をご覧ください。

*Memo*



---

# 主契約について

---

# 平準定期保険

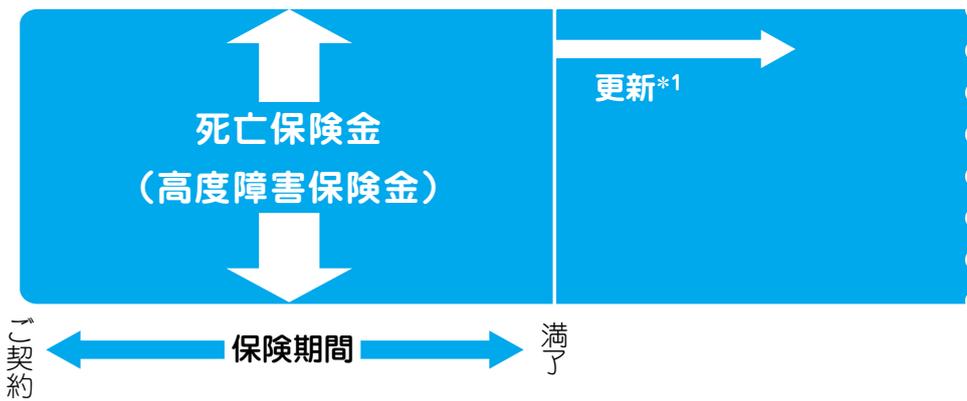
## 特徴

- 保険期間中に被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたときに、死亡保険金または高度障害保険金を支払うことを主な内容とする定期保険です。
- 年満期（5年、10年満期等）のご契約については保険期間が満了したときに、当社所定の範囲内で自動的にご契約を更新することができます。

※この保険は無配当保険です。  
 ※満期保険金はありません。

## しくみ

保険期間が年満期（5年、10年満期等）の場合



\*1 詳細については更新についてのページをご覧ください。

## 保険金のお支払

お支払する保険金	お支払事由	お支払額	お受取になる人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に <b>高度障害状態</b> になられたとき	死亡保険金額と同額	被保険者



高度障害状態

>>> 別表1 参照



ご注意

- 死亡保険金および高度障害保険金は重複してお支払しません。
- 高度障害保険金をお支払した場合は、保険契約は、高度障害状態になられた時から消滅したものとします。

■保険金のお支払については、一時支払のほか、特約を付加することにより年金支払および据置支払もお取扱しております。詳しくは、保険金等の支払方法の選択に関する特約をご覧ください。

## 保 険 料 の 払 込 免 除

■被保険者がつぎの保険料の払込免除事由に該当したときは、以後の保険料のお払込が免除されます。

### 保険料の払込免除事由

被保険者が、責任開始期以後に発生した**不慮の事故**④を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に**身体障害の状態**⑤に該当したとき



ご参照

不慮の事故

&gt;&gt;&gt; 別表2参照

身体障害の状態

&gt;&gt;&gt; 別表3参照

## 付加できる主な特約

■ 平準定期保険の主な特約はつぎのとおりです。

特約名	保障内容の概略
疾病障害による保険料払込免除特約	疾病による身体障害に対する保障を充実させるための特約
特定疾病保障定期保険特約	がん・急性心筋梗塞・脳卒中にそなえるための特約
災害死亡給付特約	災害による死亡・高度障害に対する保障を充実させるための特約
傷害特約	災害による死亡・身体障害に対する保障を充実させるための特約
特定損傷特約	骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療にそなえるための特約
新医療保険特約	病気や災害による入院や手術にそなえるための特約
新医療がん特約	がんの治療にそなえるための特約
新医療成人病特約	特定の疾病による入院等の保障を充実させるための特約
新医療女性疾病入院特約	特定の疾病による入院の保障を充実させるための特約
新医療入院一時金特約	病気や災害による入院の初期にそなえるための特約
新医療長期入院特約	長期の入院にそなえるための特約
新医療通院特約	退院後の通院にそなえるための特約
介護特約	介護にそなえるための特約
リビング・ニーズ特約	死亡保険金を所定の状態のときに受け取るための特約



各特約の保障内容の詳細については、「特約について」を参照ください。

# 新医療保険

新医療保険（180日型）

## 特徴

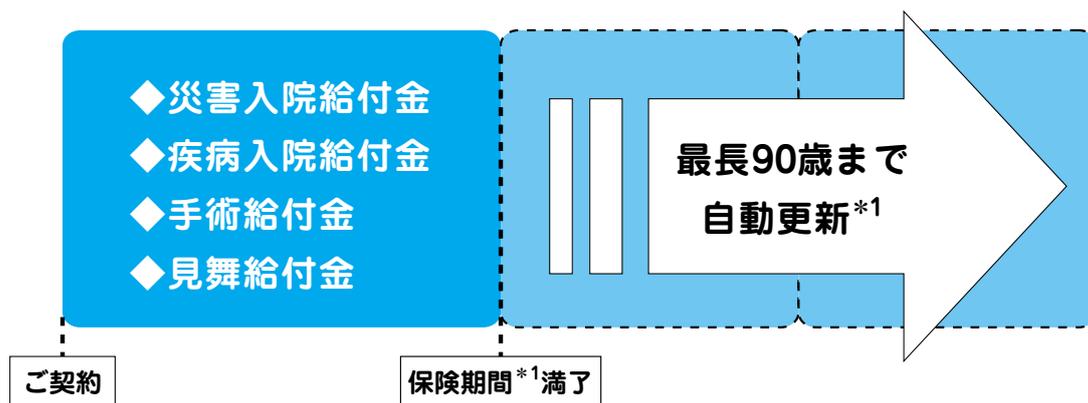
- 新医療保険は病気やケガによる入院または所定の手術にそなえる保険です。
- 1泊2日からの入院を保障します。

※この保険は無配当保険です。

## しくみ

新医療保険は下記の給付金により構成されています。

### 新医療保険【定期型】



\*1 保険期間が歳満期で定められているときは更新されません。



ご参照

各給付金の説明

>>> 次ページ「給付金のお支払」をご参照ください。



ご注意

- 主契約（新医療保険）のみにご加入の場合は、死亡保険金・高度障害保険金はありません。
- 死亡保障はオプションとなっておりますので、死亡保障のある特約を付加した場合のみ、死亡・高度障害になられたときに保険金が支払われます。

主な  
保険  
用  
語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約 款 抜 粹

約  
款  
抜  
粹

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なことがら

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約款抜粋

約款抜粋

## 給付金のお支払

お支払する給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取になる人
災害入院給付金	被保険者が責任開始期以後に生じた <b>不慮の事故</b> による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額 × 入院日数	被保険者
疾病入院給付金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき		被保険者
手術給付金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病で <b>所定の手術</b> を受けられたとき、または骨髄幹細胞を移植することを目的として責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に <b>骨髄幹細胞採取手術</b> *1を受けられたとき	手術の種類により、  基本入院給付金日額 × 10・20・40 ( <b>手術給付倍率</b> )	被保険者
見舞給付金	つぎのいずれかに該当したとき ①被保険者が保険期間中に災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をしたとき ②被保険者が保険期間中に手術給付金が支払われる手術を受けたとき。ただし、①により見舞給付金が支払われる入院において、その入院中に受けた手術を除きます。	お支払事由に該当した現在の、  基本入院給付金日額	被保険者

\* 1 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。



ご参照

不慮の事故

>>> 別表2参照

所定の手術

>>> 別表5参照

手術給付倍率

>>> 別表5参照

- 短期入院保障特則が付加されていますので、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します（この特則を解約することはできません）。
- 1回の入院についてのお支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度は、災害入院給付金・疾病入院給付金それぞれについてつぎのとおりとします。

給付金	日型	1入院の支払限度	通算支払限度
災害入院給付金 疾病入院給付金	180日型	180日	1,095日

※新医療成人病特約、新医療女性疾病入院特約を付加した場合、特約の1入院支払限度は主契約と同じです。

- 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払します。
- 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- 同一の疾病によって2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払します。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- お支払事由の対象となる手術は、別表5に定められている手術に限られ、お支払事由の対象とならない手術もあります。なお、同時に2種類以上の手術を受けたときは、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金が支払われます。
- **骨髄幹細胞採取手術<sup>\*1</sup>**による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、**骨髄幹細胞採取手術<sup>\*1</sup>**による手術給付金のお支払対象にはなりません。
  - \*1 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。

- 視力矯正を直接の目的とする手術は、手術給付金のお支払事由の対象にはなりません。

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイキックIOL等が含まれます。



ご注意

- 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、疾病入院給付金をお支払する期間に対しては、災害入院給付金はお支払しません。

ご契約のしおり

主な  
保険  
用語  
の  
説明

更新  
について

主  
契約  
について

特  
約  
について

ご  
契約  
について  
大切  
な  
こと  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
について

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
について

■災害入院給付金・疾病入院給付金・手術給付金のお支払は、**病院・診療所**での入院・手術に限ります。



病院・診療所



新医療保険普通保険約款附則1の3参照

## 保険料の払込免除

■つぎの場合には、当社は保険料のお払込を免除します。

### 保険料の払込免除事由

- 1 被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に**高度障害状態**になられたとき
- 2 被保険者が、責任開始期以後に発生した**不慮の事故**による傷害を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日から180日以内に**身体障害の状態**になられたとき



高度障害状態



別表1参照

不慮の事故



別表2参照

身体障害の状態



別表3参照

約款抜粋

約  
款  
抜  
粋

## 付加できる主な特約

■新医療保険の主な特約はつぎのとおりです。

特約名	保障内容の概略
疾病障害による保険料払込免除特約	疾病による身体障害に対する保障を充実させるための特約
平準定期保険特約	死亡・高度障害にそなえるための特約
特定疾病保障定期保険特約	がん・急性心筋梗塞・脳卒中にそなえるための特約
災害死亡給付特約	災害による死亡・高度障害に対する保障を充実させるための特約
傷害特約	災害による死亡・身体障害に対する保障を充実させるための特約
特定損傷特約	骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療にそなえるための特約
新医療がん特約	がんの治療にそなえるための特約
新医療成人病特約	特定の疾病による入院等の保障を充実させるための特約
新医療女性疾病入院特約	特定の疾病による入院の保障を充実させるための特約
新医療入院一時金特約	病気や災害による入院の初期にそなえるための特約
新医療長期入院特約	長期の入院にそなえるための特約
新医療通院特約	退院後の通院にそなえるための特約
介護特約	介護にそなえるための特約
先進医療特約	先進医療による療養にそなえるための特約
リビング・ニーズ特約	死亡保険金を所定の状態のときに受け取るための特約



ご参照

各特約の保障内容の詳細については、「特約について」を参照ください。

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約に大切なこと

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約款抜粋

約款抜粋

## 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）

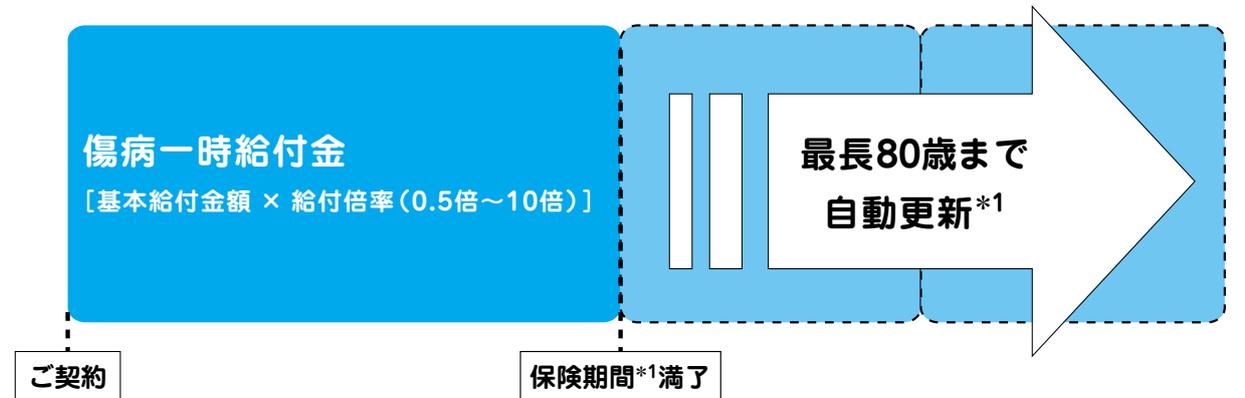
### 特徴

- 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）は、病気やケガによる入院や治療にそなえることを主な目的とした医療保険です。
- 治療を目的として所定の入院をし、かつ、その入院の原因となった傷病名が診断確定された場合に、入院日数にかかわらず、入院の原因となった傷病の種類に応じて給付金（傷病一時給付金）をお支払します。
- 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで、低廉な保険料を実現しています。
- この保険に特約を付加することで、保障を充実させることができます。

※この保険は無配当保険です。

### しくみ

#### 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）【定期タイプ】



\*1 保険期間が歳満期で定められているときは更新されません。



ご参照

傷害一時給付金の説明

>>> 次ページ「給付金のお支払」をご参照ください。



ご注意

- 主契約（一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型））のみにご加入の場合は、死亡保険金・高度障害保険金はありません。

## 給付金のお支払

一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）の給付金のお支払はつぎのとおりです。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
傷病一時 給付金	被保険者が保険期間中につきの①、②いずれかに該当する入院をし、かつ、その入院の直接の原因となった傷害または疾病が傷病に該当すると医師によって診断確定されたとき ①責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院 ②責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とする入院	入院1回につき、その入院の開始日現在の、 基本給付金額*1 × 所定の 給付倍率 (0.5倍～10倍)	被保険者

\*1 この保険の傷病一時給付金、保険料、解約返戻金その他を計算する場合の基準となるものです。

- 入院には「日帰り入院」を含みます。なお、「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一となる入院であり、お支払事由に該当する入院かどうかについて、当社では入院基本料のお支払の有無等を参考にして判断します。
- 傷病一時給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- 通算支払限度は、支払われた傷病一時給付金の給付倍率を通算して100倍とします。また、傷病一時給付金を通算支払限度に達した場合、この保険は消滅します。

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約に大切なこと

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約款抜粋

約款抜粋



傷病	>>>	一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則4* <sup>2</sup> 参照 「診断確定」とは、医師が、その疾病等に特有の診断基準を満たしていること、もしくは血液検査所見、病理組織診断所見、画像診断所見等の他覚的な所見から直接的に、対象となる疾病に罹患しているまたは傷害に該当していると判断することをいいます（一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則1の2、参照）。
診断確定	>>>	
不慮の事故	>>>	別表2参照
所定の給付倍率	>>>	一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則4* <sup>2</sup> 参照

\* 2 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則4はつぎの項目ごとに対象となる傷病を分類して、記載しています。

<給付対象傷病項目一覧>

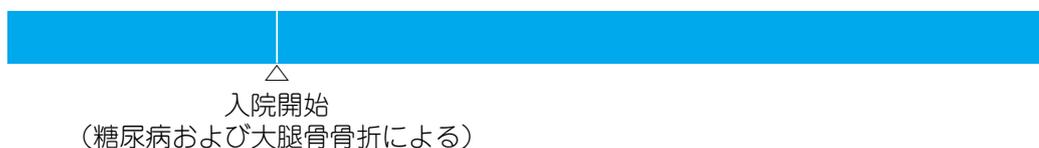
項 目	傷病番号
1. 脳および神経系	1-20
2. 眼およびその付属器	21-32
3. 耳およびその付属器	33-41
4. 心臓および血管系	42-67
5. 肺、気管支および呼吸系	68-87
6. 消化管	88-114
7. 肝、胆および膵	115-126
8. 腎および泌尿器	127-136
9. 妊娠分娩に関連しない女性疾患	137-150
10. 妊娠分娩に関連した疾患	151-156
11. 男性疾患	157-164
12. 骨、筋および結合組織	165-192
13. 皮膚の疾患	193-209
14. 感染症、代謝、内分泌、血液系および膠原病など全身にわたる疾患	210-230
15. 外傷	231-276
16. その他の新生物	277-280
17. 上記以外のその他の傷病	281

■ 1回の入院について、その入院の直接の原因となる傷病が2つ以上ある場合は、給付倍率のもっとも高い傷病1種類を直接の原因として入院したものとみなし、当該傷病1種類に対してのみ傷病一時給付金をお支払します。

**【例1】（基本給付金額 5万円）**

**糖尿病（傷病番号221、給付倍率4倍）および大腿骨骨折（傷病番号234、給付倍率9倍）で入院した場合**

給付倍率のもっとも高い傷病1種類に対してのみのお支払となります。  
この場合には「大腿骨骨折」に対して傷病一時給付金45万円（基本給付金額5万円×9）をお支払します。

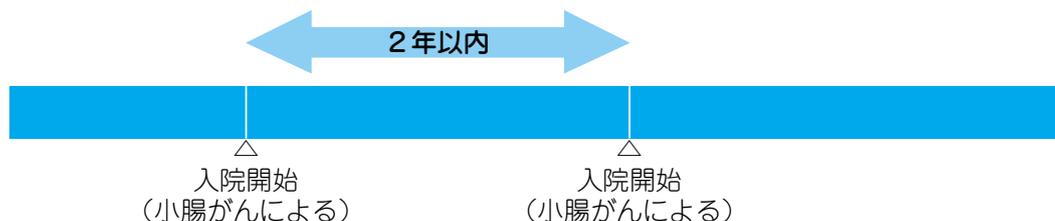


■ 傷病一時給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらを1回の入院とみなします。ただし、傷病一時給付金が支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

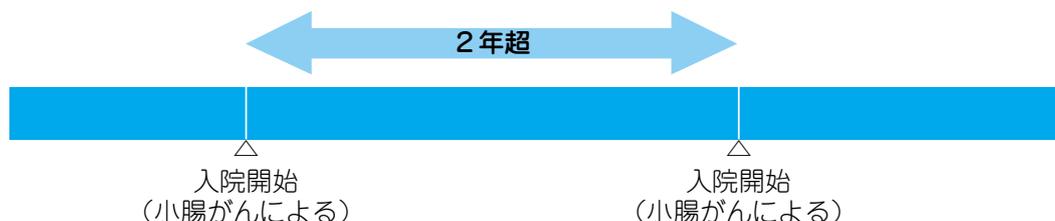
**【例2】（基本給付金額 5万円）**

**小腸がん（傷病番号104、給付倍率3倍）で複数回入院した場合**

①最初の入院開始から2年以内に、つぎの入院を開始したため、1回の入院とみなします。  
この場合には「小腸がん」に対して傷病一時給付金15万円（基本給付金額5万円×3）をお支払します。



②最初の入院開始から2年をこえて、つぎの入院を開始したため、新たな入院とみなします。  
この場合には「小腸がん」に対して傷病一時給付金15万円を2回お支払します。



ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約に大切なこと

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

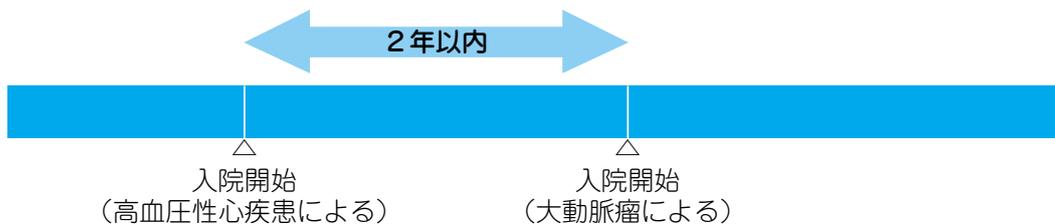
■傷病一時給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷病が下記の①、②のいずれにも該当する場合には、給付倍率のもっとも高い傷病1種類を直接の原因として開始した1回の入院とみなして、当該傷病1種類に対してのみ傷病一時給付金をお支払します。

- ①それぞれの入院の直接の原因となった傷病が同一かまたは**医学上重要な関係**がある  
と会社が認めたとき
- ②それぞれの入院の直接の原因となった傷病の給付倍率が異なるとき

**【例3】（基本給付金額 5万円）**

高血圧性心疾患（傷病番号52、給付倍率3倍）で入院したあと、**医学上重要な関係がある大動脈瘤**（傷病番号42、給付倍率10倍）で入院した場合

給付倍率のもっとも高い傷病1種類に対してのみのお支払となります。  
この場合には「大動脈瘤」に対して傷病一時給付金50万円（基本給付金額5万円×10）をお支払します。



■この保険は保険料払込中無解約返戻金型ですので、**保険料払込期間中の解約返戻金はありません**。また、保険料払込期間満了後は、解約返戻金（基本給付金額の0.5倍）をお支払します。

■傷病一時給付金のお支払は、**病院・診療所**での入院に限ります。



**医学上重要な関係**



一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則1の5. 参照

**病院・診療所**



一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則1の4. 参照

約款抜粋

約款抜粋

## 保険料の払込免除

■ つぎの場合には、当社は保険料のお払込を免除します。

### 保険料の払込免除事由

- ① 被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に**高度障害状態**④になられたとき
- ② 被保険者が、責任開始期以後に発生した**不慮の事故**④による傷害を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日から180日以内に**身体障害の状態**④になられたとき



ご参照

高度障害状態

>>> 別表 1 参照

不慮の事故

>>> 別表 2 参照

身体障害の状態

>>> 別表 3 参照

## 付加できる主な特約

■一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）の主な特約はつぎのとおりです。

特約名	保障内容の概略
疾病障害による保険料払込免除特約	疾病による身体障害に対する保障を充実させるための特約
特定疾病保障定期保険特約	がん・急性心筋梗塞・脳卒中にそなえるための特約
特定損傷特約	骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療にそなえるための特約
手術特約	所定の手術にそなえるための特約
入院一時給付特約	病気や災害による入院にそなえるための特約
先進医療特約	先進医療による療養にそなえるための特約
リビング・ニーズ特約	死亡保険金を所定の状態のときに受け取るための特約



各特約の保障内容の詳細については、「特約について」を参照ください。

## 医療保険 基本タイプ\*1

\*1 医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）A型

### 特 徴

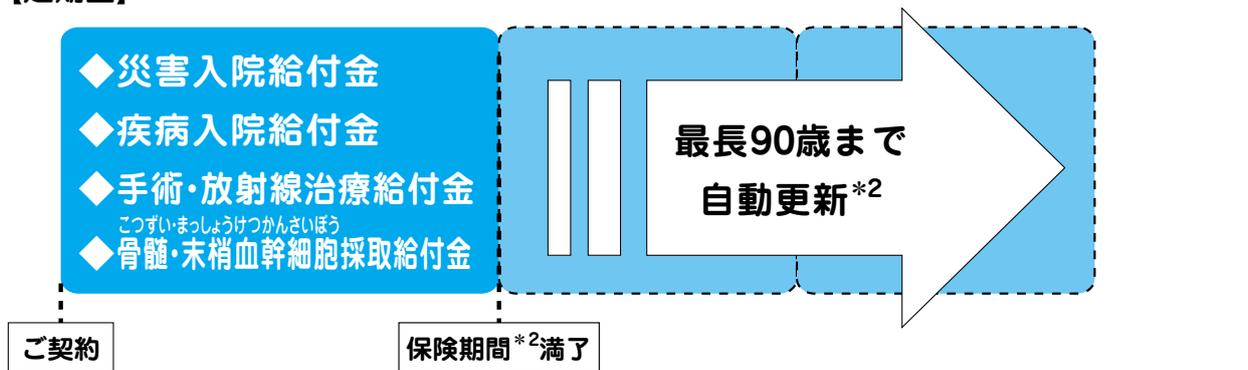
- ケガや病気による入院、手術または放射線治療にそなえる保険です。
- 一生涯を保障する終身型または一定期間を保障する定期型の医療保険です。
- 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払します。
- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払します。
- 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払します。
- 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで、低廉な保険料を実現しています。

※この保険は無配当保険です。

### し く み

医療保険 基本タイプは下記の給付金により構成されています。

#### 【定期型】



\*2 保険期間が歳満期で定められているときは更新されません。



ご参照

各給付金の説明



次ページ「給付金のお支払等について」をご参照ください。



ご注意

- この保険に、死亡保険金・高度障害保険金はありません。
- 当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険のお支払事由を変更する場合があります。

主な  
保険  
用  
語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約 款 抜 粹

約  
款  
抜  
粹

## 給付金のお支払

### 1 災害入院給付金・疾病入院給付金について

お支払する給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取になる人
<b>災害入院給付金</b>	被保険者が責任開始期以後に生じた <b>不慮の事故</b> による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	<b>基本入院給付金日額</b> × <b>入院日数</b>  ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、	被保険者
<b>疾病入院給付金</b>	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき	<b>基本入院給付金日額</b> × <b>10</b>	被保険者

- 災害入院給付金・疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します。
- 災害入院給付金・疾病入院給付金は、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍をお支払します。
- 1回の入院についてのお支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度は、災害入院給付金・疾病入院給付金それぞれについてつぎのとおりとします。

給付金	お支払事由	1入院の支払限度	通算支払限度
<b>災害入院給付金</b>	ケガによる入院	60日	1,095日
<b>疾病入院給付金</b>	疾病による入院	60日	1,095日

- 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払します。
- 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- 同一の疾病によって2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払します。ただし、最終の入院の退院日（入院日数が2日以上10日以下の場合、入院開始の日からその日を含めて10日目の日）の翌日から180日

を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。



ご参照

不慮の事故

&gt;&gt;&gt; 別表2 参照



ご注意

- 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、災害入院給付金をお支払する期間に対しては、疾病入院給付金はお支払しません。

## 2 手術・放射線治療給付金、骨髄・抹消血幹細胞採取給付金について

お支払 する給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取り になる人
手術・ 放射線治療 給付金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病で公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けられたとき	①入院日数が2日以上 の継続した入院 中に手術を受けた 場合、 基本入院給付金日額 × 20 ②①以外で手術を受 けた場合、 基本入院給付金日額 × 5 ③放射線治療を受け た場合、 基本入院給付金日額 × 10	被保険者
骨髄・ 末梢血幹 細胞採取 給付金	被保険者が責任開始期からその日を含 めて <b>1年を経過した日以後</b> に骨髄幹細 胞採取手術または末梢血幹細胞採取手 術を受けられたとき	基本入院給付金日額 × 20	被保険者

■ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの手術は手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。

- ア. 創傷処理
- イ. 皮膚切開術
- ウ. デブリードマン
- エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術
- オ. 抜歯手術
- カ. 分娩時における会陰（陰門）切開および縫合術ならびに分娩時における会陰（膣壁）裂創縫合術
- キ. 外耳道異物除去術
- ク. 鼻内異物摘出術
- ケ. 涙点の閉鎖術
- コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

- 「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けられた時点において、厚生労働省告示に基づき定められているものをいいます。
- 同一の日に2以上の手術を受けた場合は、手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払します。
- 同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも、**手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術\*1**に該当するときは、それらの手術については手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払します。
- 同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表において**手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術\*1**に該当するときは、その手術については、その手術を受けた1日目についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払します。

\*1 詳細については、当社ホームページ（<https://www.gib-life.co.jp/>）でご覧いただけます。

- 放射線治療を受けた場合で、その放射線治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として手術・放射線治療給付金をお支払します。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
- 放射線治療を複数回受けた場合、手術・放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、手術・放射線治療給付金をお支払しません。

- 視力矯正を直接の目的とする手術は、手術・放射線治療給付金のお支払事由の対象にはなりません。

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイキックIOL等が含まれます。



ご注意

- 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払対象にはなりません。

- 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術・放射線治療給付金、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払は、**病院・診療所**での入院、手術、放射線治療に限ります。

- この保険には、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。なお、終身型の保険料払込期間満了後は、解約返戻金（基本入院給付金日額の10倍）があります。



ご参照

病院・診療所



医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款第1条（3）参照

## 保険料の払込免除

■ つぎの場合には、当社は保険料のお払込を免除します。

### 保険料の払込免除事由

- 1 被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に**高度障害状態**④になられたとき
- 2 被保険者が、責任開始期以後に発生した**不慮の事故**④による傷害を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日から180日以内に**身体障害の状態**④になられたとき



ご参照

高度障害状態

>>> 別表 1 参照

不慮の事故

>>> 別表 2 参照

身体障害の状態

>>> 別表 3 参照

## 主な付加特約

■ 医療保険 基本タイプの主な特約はつぎのとおりです。

特約名	保障内容の概略
疾病障害による保険料払込免除特約	疾病による身体障害に対する保障を充実させるための特約
特定損傷特約	骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療にそなえるための特約
5大生活習慣病特約（14）	特定の疾病による入院等の保障を充実させるための特約
女性疾病入院特約（14）	特定の疾病による入院の保障を充実させるための特約
がん診断一時金特約（14）	がんの治療にそなえるための特約
先進医療特約	先進医療による療養にそなえるための特約



ご参照

各特約の保障内容の詳細については、「特約について」を参照ください。

# 指定代理請求制度について

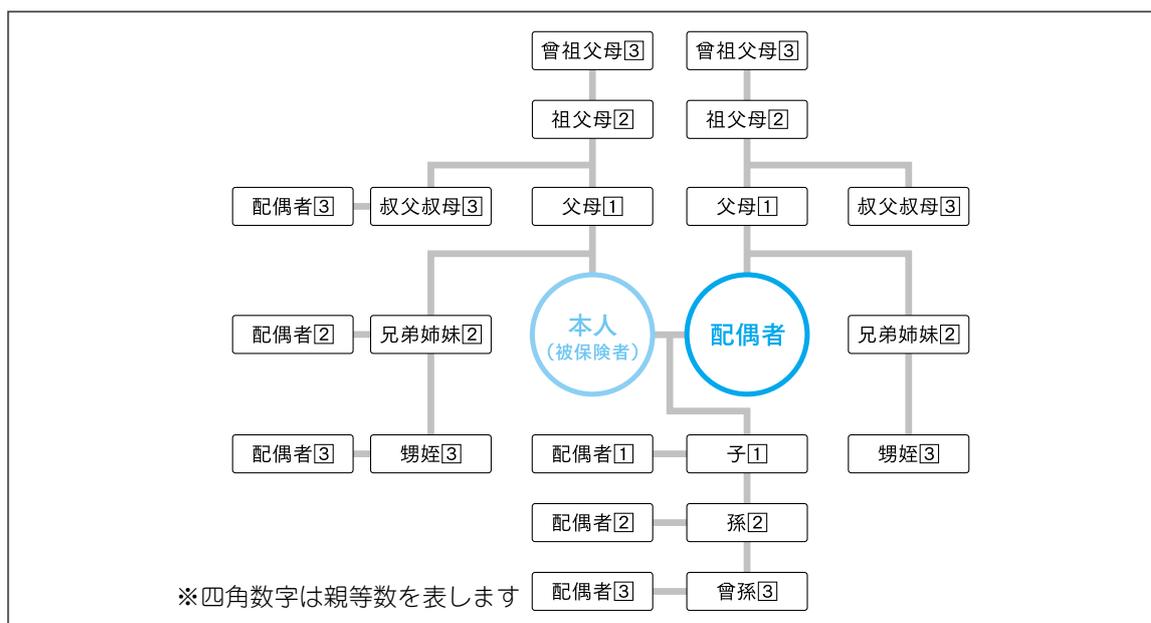
保険契約者が主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、所定の保険金等の受取人が保険金等をご請求できない所定の事情があるときに、保険金等の受取人にかわり指定代理請求人がご請求を行うことができる制度です。

## 指定代理請求人について

・指定代理請求人は1名とし、つぎの①または②の範囲内から指定していただきます。

- ①主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ②主契約の被保険者の3親等内の親族

※保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、上記①または②の範囲内で指定代理請求人を変更指定することができます。



ご注意

- 指定代理請求特約による代理請求を確実にを行うため、指定代理請求人を指定・変更した場合、指定代理請求人になられた方に対して、必ず「指定した」ことをお伝えください。

## 代理請求が可能なケースについて

### 1 指定代理請求人による代理請求

- ・つぎの〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉の①～③のいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等のご請求を行うことができます。

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なこと

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約款抜粋

約款抜粋

〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉

- ①保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ②当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③その他、①または②に準じる状態であると当社が認めた場合



ご注意

- 故意に保険金等のお支払事由（保険料の払込免除事由を含みます）を生じさせた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等をご請求できない上記の状態に該当させた者は、代理請求を行うことができません。

## 2 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等による代理請求

- ・①の〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉の①～③のいずれかに該当し、さらに、指定代理請求人による代理請求ができない、つぎのいずれかに該当する場合には保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には、その受取人と生計を一にする者）が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

- ①指定代理請求人が保険金等のご請求時において、すでに死亡されている場合
- ②指定代理請求人が保険金等のご請求時において、[指定代理請求人について](#)の①または②の範囲外である場合
- ③指定代理請求人が指定されていない場合

## 代理請求ができる保険金等について

- ・この特約の対象となる保険金等\*<sup>1</sup>はつぎの範囲内となります。
- \* 1 保険金、給付金、年金、保険料の払込免除を含み、給付の名称のいかんを問いません。

- ①主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
- ②主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除



ご注意

- 保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は、保険契約者）が法人である保険金等については、この制度による代理請求はできません。

# 被保険者死亡後の給付金等の請求について

被保険者が死亡された場合でも、被保険者が受取人となっている給付金等については、以下のとおりご請求が可能となっております。

## 対象となる主契約

新医療保険・一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）・医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）

## 対象となる特約

傷害特約・特定損傷特約・新医療がん特約・新医療成人病特約・新医療女性疾病入院特約・新医療入院一時金特約・先進医療特約・新医療長期入院特約・新医療通院特約・介護特約・入院一時給付特約・手術特約・5大生活習慣病特約（14）・女性疾病入院特約（14）・がん診断一時金特約（14）

被保険者の法定相続人のうちつぎの順位で定まる代表者からご請求を行っていただきます（その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします）。

- ① 終身保険特約・低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険特約・平準定期保険特約・特定疾病保障定期保険特約・介護特約が付加されている場合には、特約死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
- ② 指定代理請求人（主契約に指定代理請求特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているとき）
- ③ 戸籍上の配偶者
- ④ 法定相続人の協議により定めた者



ご注意

- 当社が給付金等を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその給付金等のご請求を受けても、当社はこれをお支払しません。
- 故意に給付金等のお支払事由を生じさせた者、または故意に被保険者を死亡させた者は、被保険者の法定相続人の代表者としてのお取扱を受けることができません。
- 給付金等の受取人が法人である場合は、このお取扱をしません。

主な  
保険  
用語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約 款 抜 粹

約  
款  
抜  
粹

## 「死亡保険金即日支払サービス」について

葬儀費用等のお急ぎのお支払にお役立ていただけますよう、死亡保険金については「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱をしております。

「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱要領はつぎのとおりです。

### お取扱の対象となるご契約

- ・ 責任開始日（復活または復旧の取扱が行われた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始日）から2年を経過しているご契約
- ・ 死亡保険金受取人が単独指定されているご契約
- ・ 死亡保険金受取人が法人または個人事業主ではないご契約
- ・ 死亡保険金受取人が未成年ではないご契約
- ・ 有効中のご契約（保険料払込猶予期間中の死亡、払済・延長定期契約も含みます）
- ・ 当社が定める保険種類

### お取扱の対象外となるご契約

- ・ 死亡保険金受取人が複数人指定されているご契約および法定相続人へのお支払となる場合は、お取扱しません。
- ・ 死亡保険金をお支払できない可能性があるご契約や取消、無効または解除の可能性があるご契約はお取扱できません。
- ・ 死亡保険金受取人の死亡保険金のご請求に関する行為能力または死亡保険金の請求権に制限のあるご契約はお取扱できません（質権設定中契約または死亡保険金請求権差押契約等はお取扱できません）。

### このサービスでお支払する死亡保険金について

- ・ 死亡保険金等の金額を通算して被保険者ごとに当社所定の金額\*1を上限とし、死亡保険金等の全部または一部をお支払します。

\*1 □座送金：1,500万円 現金持参：500万円（2021年4月現在）

- ・ このサービスの対象とならない保険金等もあります。
- ・ お取扱する回数は、1契約につき1回に限ります。
- ・ 死亡日より2週間以内にお申し出いただいたご契約に限ります。
- ・ 一部お支払した場合の残額は、後日約款所定の請求書類をご提出いただき、お支払します。

## 提出書類

〔○⇒ご提出が必要です ×⇒ご提出は不要です〕

請求書類	死亡保険金即日支払請求時の必要書類	
	死亡保険金の一部請求	死亡保険金の全部請求
死亡保険金簡易支払請求書	○	○
死亡診断書（死体検案書）	○*1	○*1
被保険者の住民票（戸籍抄本）	×	○*2
顔写真付本人 確認書類コピー	1,000万円超	○
	1,000万円以下	×
保険証券	×	○

\*1 死亡診断書（死体検案書）はコピーでもお取扱します。

\*2 死亡保険金支払後に、死亡事実の記載された被保険者の住民票（または戸籍抄本）をご提出いただきます。

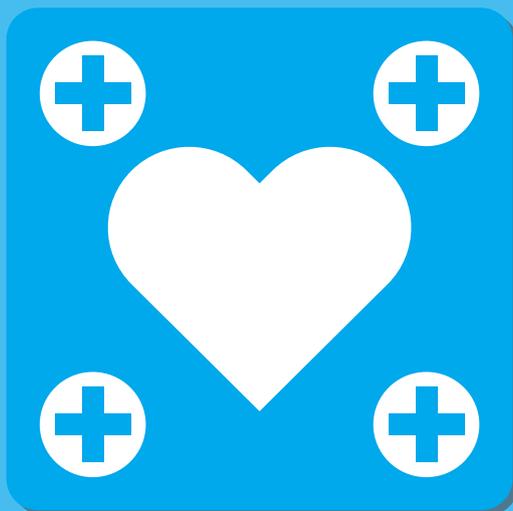


ご注意

- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によりましては、死亡保険金はその日のうちにお支払できない場合もございます。
- その他当社の定めるところによります。

死亡保険金のお支払事由が発生し、このお取扱を希望される場合には、すみやかに当社にご連絡ください。

*Memo*



---

# 特約について

---

特約の  
保  
内  
容

## 疾病障害による保険料払込免除特約

### 疾病による身体障害に対する保障を充実させるための特約

#### 特 徴

この特約を付加された場合には、主契約の保険料の払込免除事由に該当したときのほか、疾病によりつぎのいずれかの状態に該当したときにも、以後の保険料のお払込を免除します。

#### 保 険 料 の 払 込 免 除 事 由

被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態に該当したとき

#### お払込の免除の対象となる身体障害の状態

- ① 1 眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- ③ 1 上肢を手関節以上で失ったか、または 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
- ④ 1 下肢を足関節以上で失ったか、または 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 10 手指の用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 1 手の 5 手指を失ったか、または第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含んで 4 手指を失ったもの
- ⑦ 10 足指を失ったもの
- ⑧ 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- ⑨ 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの
- ⑩ 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
- ⑪ 心臓に人工弁を置換したもの
- ⑫ 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの
- ⑬ ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの
- ⑭ 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの



ご参照

身体障害の状態

>>> 疾病障害による保険料払込免除特約条項 附則参照

主な  
保険  
用  
語の  
ご説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

■ 保険料の計算について

- ① この特約の保険料は、主契約（保険料一時払の主契約は含みません）および同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の合計額に基づいて計算されます。
- ② 主契約および同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の額に変更があった場合には、この特約の保険料も更改されます。

■ 保険期間および保険料払込期間について

この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の責任開始期から、この特約が付加されている主契約および同一の主契約に付加されている他の特約の保険料払込期間がすべて満了するときまでとなります。



ご注意

● この特約には解約返戻金はありません。

## 保険料のお払込を免除できない場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって前ページ記載の「お払込の免除の対象となる身体障害の状態」になられたとき
- ② 被保険者の薬物依存によって前ページ記載の「お払込の免除の対象となる身体障害の状態」になられたとき

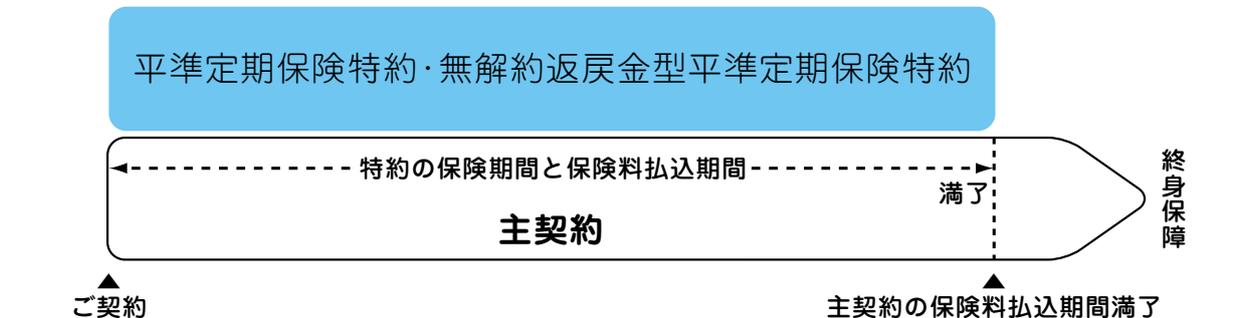
※告知義務違反による解除、重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。

約  
款  
抜  
粋

特約の障  
保内 容

平準定期保険特約・  
無解約返戻金型平準定期保険特約

死亡・高度障害にそなえるための特約



特約の保険期間中に被保険者が、つぎの事由に該当したときは、保険金をお支払します。

お支払する保険金	お支払事由	お支払額	お受取になる人
特約死亡保険金	被保険者が、特約の保険期間中に死亡されたとき	特約の死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害保険金	被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、特約の保険期間中に <b>高度障害状態</b> になられたとき	特約の死亡保険金額と同額	主契約の高度障害保険金の受取人

■無解約返戻金型平準定期保険特約には、解約返戻金はありません。

■特約死亡保険金・特約高度障害保険金は重複してお支払しません。

**ご参照** **高度障害状態** >>> 別表1 参照

**ご注意**

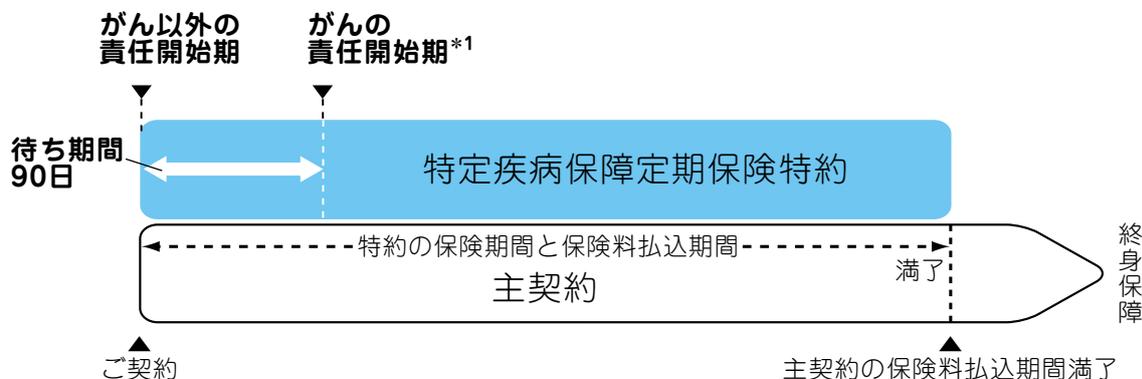
●無解約返戻金型平準定期保険特約には、以下の記載する事項につきましても、解約返戻金はありません。

- ・主契約または特約の解約
- ・特約保険金額の減額
- ・保険料の自動振替貸付
- ・延長定期保険への変更
- ・払済保険への変更
- ・契約者貸付の取扱
- ・告知義務違反または重大事由による解除
- ・主契約の消滅にともなう特約の消滅

特約の  
保  
内  
障  
容

## 特定疾病保障定期保険特約

### がん・急性心筋梗塞・脳卒中にそなえるための特約



\* 1 悪性新生物(がん)についてはこの特約の責任開始日から、その日を含めて90日目の日の翌日から保障します。

※主契約が終身型の場合の例です

つぎの事由に該当したときは、保険金をお支払します。

お支払する 保険金	お支払事由	お支払する 保険金額	お受取に なる人
特約死亡 保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡されたとき	特約保険金額	主契約の死亡 保険金受取人*2
特約高度障害 保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に、 <b>高度障害状態</b> ④ になられたとき	特約保険金額	主契約の高度 障害保険金の 受取人*3
特約特定疾病 保険金	①悪性新生物(がん) ②急性心筋梗塞 ③脳卒中	特約保険金額	主契約の高度 障害保険金の 受取人*3

\* 2 主契約が、新医療保険、一時金給付型医療保険(保険料払込中無解約返戻金型)の場合には、「特約死亡保険金受取人」と読み替えます。

\* 3 主契約が新医療保険の場合には、「被保険者」と読み替えます。主契約が一時金給付型医療保険(保険料払込中無解約返戻金型)の場合には、「主契約の傷病一時給付金の受取人」と読み替えます。



高度障害状態

>>> 別表1 参照

主な  
保  
険  
用  
語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約 款 抜 粹

約  
款  
抜  
粹

特約特定疾病保険金のお支払事由についての詳しい説明

### ①悪性新生物（がん）

被保険者が**この特約の悪性新生物責任開始期**<sup>\*4</sup>以後、この特約の保険期間中に、初めて悪性新生物（がん）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）によって診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります）

\*4 この特約の悪性新生物責任開始期…この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日目の日  
の翌日（この特約の復活または復旧の取扱が行われた後は、主契  
約の最後の復活または復旧の際の責任開始期と同一）

#### 対象となる悪性新生物（がん）

- ・ 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
- ・ 消化器の悪性新生物
- ・ 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
- ・ 骨および関節軟骨の悪性新生物
- ・ 皮膚の悪性黒色腫
- ・ 中皮および軟部組織の悪性新生物
- ・ 乳房の悪性新生物
- ・ 女性生殖器の悪性新生物
- ・ 男性生殖器の悪性新生物
- ・ 腎尿路の悪性新生物
- ・ 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
- ・ 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
- ・ 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
- ・ リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
- ・ 独立した（原発性）多部位の悪性新生物
- ・ 真正赤血球増加症＜多血症＞
- ・ 骨髄異形成症候群
- ・ 慢性骨髄増殖性疾患
- ・ 本態性（出血性）血小板血症
- ・ ランゲルハンス細胞組織球症

ただし、下記①、②は対象となりません。

- ①上皮内新生物
- ②皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌

## ②急性心筋梗塞

被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につきのいずれかの事由に該当したとき

- ア 急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、**労働の制限を必要とする状態**<sup>\*5</sup>が継続したと医師によって診断されたとき
- イ 急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき
  - a その疾病の**治療を直接の目的とする手術**<sup>④</sup>
  - b **病院または診療所**<sup>④</sup>における手術
  - c **公的医療保険制度**<sup>④</sup>に基づく**医科診療報酬点数表**<sup>④</sup>に、手術料の算定対象として列挙されている手術

\*5 労働の制限を必要とする状態…軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態

### 対象となる急性心筋梗塞<sup>④</sup>

- ・虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞のみとします。  
(狭心症等は対象となりません。)

## ③脳卒中

被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につきのいずれかの事由に該当したとき

- ア 脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
- イ 脳卒中を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき
  - a その疾病の**治療を直接の目的とする手術**<sup>④</sup>
  - b **病院または診療所**<sup>④</sup>における手術
  - c **公的医療保険制度**<sup>④</sup>に基づく**医科診療報酬点数表**<sup>④</sup>に、手術料の算定対象として列挙されている手術

### 対象となる脳卒中<sup>④</sup>

- ・脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞とします。



治療を直接の目的とする手術  
病院または診療所  
公的医療保険制度  
医科診療報酬点数表

➤➤➤ 特定疾病保障定期保険特約条項 附則1 参照

対象となる悪性新生物(がん)  
対象となる急性心筋梗塞  
対象となる脳卒中

➤➤➤ 特定疾病保障定期保険特約条項 附則2 参照

主な  
保険  
用語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て



ご注意

- この特約の悪性新生物責任開始期前に悪性新生物（がん）に罹患したと一度でも診断確定されていた場合には、悪性新生物（がん）を原因として支払われる特約特定疾病保険金は、保険期間を通じて支払われません。この場合、この特約は急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続しますが、保険料の変更（減額）はありません。
- 特約特定疾病保険金のお支払対象には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含みません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等）、大腸の粘膜内癌等は、特約特定疾病保険金のお支払対象ではありません。
- 当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約のお支払事由を変更する場合があります。

- 保険期間満了日から、その日を含めて60日以内に、お支払事由②急性心筋梗塞アまたは③脳卒中アを原因として、特約特定疾病保険金をお支払する場合に該当したときは、この保険の有効期間中にその状態に該当したものとみなして、特約特定疾病保険金をお支払します。
- 特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金をお支払したときは、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金のお支払事由が生じたときから消滅したものとします。
- 特約死亡保険金、特約高度障害保険金および特約特定疾病保険金は重複してお支払はしません。

約  
款  
抜  
粋

特約の  
保  
内  
容

## 災害死亡給付特約

### 災害による死亡・高度障害に対する保障を充実させるための特約

特約の保険期間中に不慮の事故または感染症により被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、保険金をお支払します。

お支払する 保険金	お支払事由	お支払する 保険金額	お受取に なる人
災害死亡 保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した <b>不慮の事故</b> または発病した <b>感染症</b> を直接の原因として特約の保険期間中に死亡されたとき	災害保険金額	主契約の死亡 保険金受取人*1
災害高度障害 保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した <b>不慮の事故</b> または発病した <b>感染症</b> を直接の原因として、特約の保険期間中に <b>高度障害状態</b> になられたとき	災害保険金額	主契約の高度 障害保険金の 受取人*2

\* 1 主契約が新医療保険の場合には、「特約死亡保険金受取人」と読み替えます。

\* 2 主契約が新医療保険の場合には、「特約高度障害保険金の受取人」と読み替えます。

■ この特約の不慮の事故を直接の原因とした死亡または高度障害状態とは、責任開始期以後発生した不慮の事故により特約の保険期間中にその事故を直接の原因として180日以内に死亡または高度障害状態になることをいいます。

■ 災害死亡保険金・災害高度障害保険金は重複してお支払しません。



ご参照

高度障害状態

>>>

別表 1 参照

不慮の事故

>>>

別表 2 参照

感染症

>>>

別表 10 参照

主な  
保  
険  
用  
語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
の  
重  
要  
な  
事  
項

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法

そ  
の  
他  
諸  
制  
度

約 款 抜 粋

約  
款  
抜  
粋

特約の  
保  
内  
容

傷害特約

災害による死亡・身体障害に対する保障を充実させるための特約

特約の保険期間中に不慮の事故あるいは感染症により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、保険金または給付金をお支払します。

お支払する保険金 または給付金	お支払事由	お支払する保険金額 または給付金額	お受取に なる人
災害死亡 保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した <b>不慮の事故</b> または発病した <b>感染症</b> を直接の原因として、特約の保険期間中に死亡されたとき	災害保険金額	主契約の死亡 保険金受取人*1
障害給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した <b>不慮の事故</b> を直接の原因として、特約の保険期間中に <b>身体障害の状態</b> になられたとき	災害保険金額 × <b>所定の 給付割合</b> (10%~100%)	被保険者

\* 1 主契約が新医療保険の場合には、「特約死亡保険金受取人」と読み替えます。

- この特約の不慮の事故を直接の原因とした死亡または**身体障害の状態**とは、責任開始期以後に発生した不慮の事故により特約の保険期間中にその事故を直接の原因として180日以内に死亡または**身体障害の状態**になることをいいます。
- 障害給付金のお支払限度は、給付割合を通算して災害保険金額の100%とします。

ご参照

- 不慮の事故

>>>

別表2 参照
- 身体障害の状態

>>>

傷害特約条項附則1 参照
- 所定の給付割合

>>>

傷害特約条項附則1 参照
- 感染症

>>>

別表10参照

特約の  
保  
内  
容

## 特定損傷特約

### 骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療にそなえるための特約

特約の保険期間中に不慮の事故により被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
特定損傷 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した <b>不慮の事故</b> による特定損傷（骨折・関節脱臼・腱の断裂）について、その事故の日から180日以内に治療を受けられたとき	特定損傷 給付金額	被保険者*1

\* 1 主契約が一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）の場合には、「主契約の傷病一時給付金の受取人」と読み替えます。

- 特定損傷給付金の支払限度は、お支払回数を通算して10回です。
- 特定損傷給付金をすでにお支払している場合は、その後同一の**不慮の事故**により新たに特定損傷給付金のお支払事由に該当されても、特定損傷給付金はお支払しません。
- **病院・診療所**での治療に限ります。



ご参照

不慮の事故

>>>

別表2 参照



ご参照

病院・診療所

>>>

特定損傷特約条項附則2の2 参照



ご注意

● つぎの場合にはお支払の対象となりません。

筋、靭帯の損傷・断裂

主な  
保  
険  
用  
語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約  
款  
抜  
粋

特約の  
保内  
障容

新医療保険特約

特約の保険期間中に不慮の事故による傷害または疾病により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取になる人
災害入院給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に生じた <b>不慮の事故</b> による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額 × 入院日数	被保険者
疾病入院給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額 × 入院日数	被保険者
手術給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病で <b>所定の手術</b> を受けられたとき、または骨髄幹細胞移植することを目的として責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に <b>骨髄幹細胞採取手術<sup>*1</sup></b> を受けられたとき	手術の種類により、 基本入院給付金日額 × 10・20・40 (給付倍率)	被保険者
見舞給付金	つぎのいずれかに該当したとき ①被保険者がこの特約の保険期間中に災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をされたとき ②被保険者がこの特約の保険期間中に手術給付金が支払われる手術を受けられたとき。ただし、①により見舞給付金が支払われる入院において、その入院中に受けられた手術を除きます。	お支払事由に該当した日現在の、 基本入院給付金日額	被保険者

\* 1 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。

- この特約の給付は、災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金および見舞給付金で構成されています（給付の構成は変更できません）。
- この特約には短期入院保障特則が付加されていますので、災害入院給付金・疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します（この特則を解約することはできません）。
- この特約には解約返戻金なし特則が付加されていますので、**この特約の解約返戻金はありません**（この特則を解約することはできません）。
- 災害入院給付金・疾病入院給付金の1回の入院についてのお支払限度、支払日数を通算した通算支払限度は、災害入院給付金・疾病入院給付金それぞれについてつぎのとおり

とします。

給付金	お支払事由	1入院の 支払限度	通算支払限度
災害入院給付金	ケガによる入院	180日	1,095日
疾病入院給付金	疾病による入院	180日	1,095日

- 見舞給付金のお支払限度は、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる1回の入院につき1回とします。
- 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払します。
- 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- 同一の疾病によって2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払します。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、疾病入院給付金をお支払する期間に対しては、災害入院給付金はお支払しません。
- 支払対象となる手術は、**所定の手術**に限られ、お支払事由の対象とならない手術もあります。同時に2種類以上の支払対象となる手術を受けられたときは、もっとも**給付倍率**の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金が支払われます。
- 骨髄幹細胞採取手術\*1**による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、**骨髄幹細胞採取手術\*1**による手術給付金のお支払対象にはなりません。  
\*1 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。
- 視力矯正を直接の目的とする手術は、手術給付金のお支払事由の対象にはなりません。「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイキックIOL等が含まれます。
- 災害入院給付金・疾病入院給付金・手術給付金のお支払は、**病院・診療所**での入院・手術に限ります。



ご参照

不慮の事故

>>> 別表2参照

所定の手術

>>> 別表5参照

給付倍率

>>> 別表5参照

病院・診療所

>>> 新医療保険特約条項附則1の3参照

特約の障  
内容

新医療がん特約

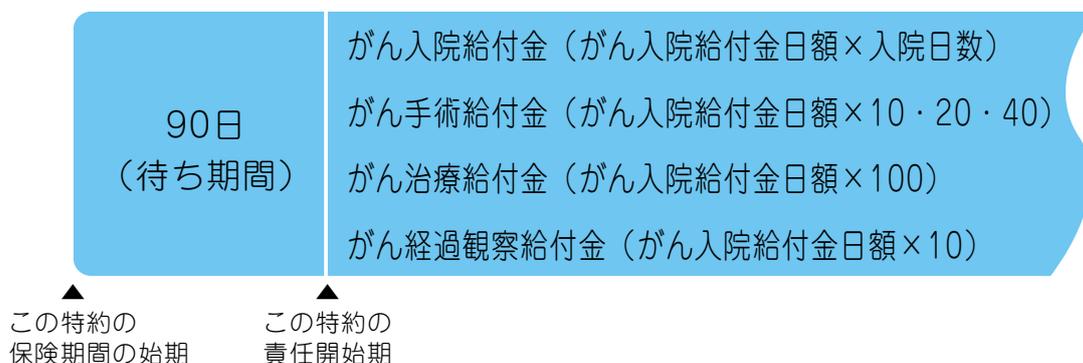
がんの治療にそなえるための特約

この特約の保険期間中にがんにより被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取になる人
がん入院給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病したがん <sup>①</sup> の治療を目的として2日以上継続して入院されたとき	がん入院給付金日額 × 入院日数	被保険者
がん手術給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病したがん <sup>①</sup> の治療を直接の目的とする <u>所定の手術</u> <sup>②</sup> を受けられたとき	手術の種類により、 がん入院給付金日額 × 10・20・40 (給付倍率 <sup>③</sup> )	被保険者
がん治療給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病したがん <sup>①</sup> の治療を目的として入院を開始されたとき	がん入院給付金日額 × 100	被保険者
がん経過観察給付金	被保険者ががん入院給付金の支払われる最初の入院後、生存して退院されたとき (支払時期) その最初の入院の退院日の翌年の応当日およびその翌日から4年間に到来する毎年の応当日	がん入院給付金日額 × 10	被保険者

- この特約の給付は、がん入院給付金、がん手術給付金、がん治療給付金およびがん経過観察給付金で構成されています（給付の構成は変更できません）。
- この特約には短期入院保障特則が付加されていますので、がん入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します（この特則を解約することはできません）。
- この特約には解約返戻金なし特則が付加されていますので、**この特約の解約返戻金はありません**（この特則を解約することはできません）。

- この特約の責任開始期は、この特約の保険期間の始期からその日を含めて90日目の日の翌日とします。



- 同時に2種類以上の支払対象となる手術を受けられたとき、がん手術給付金は、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ、がん手術給付金をお支払します。
- がん治療給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内にがん治療給付金のお支払事由に該当した場合、がん治療給付金は、お支払しません。
- がん入院給付金・がん手術給付金・がん治療給付金の支払限度はありません。
- がん経過観察給付金は、被保険者が死亡された場合、死亡日以後に到来する毎年の応当日に対応するがん経過観察給付金は、お支払しません。
- がん経過観察給付金については、同一のがんによってがん入院給付金の支払われる入院を2回以上されたときは、継続した入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- がん経過観察給付金の支払限度は、この特約の保険期間を通して5年分です。
- 病院・診療所での入院・手術に限ります。

ご参照

病院・診療所	>>> 新医療がん特約条項附則1の3参照
この特約の対象となるがん	>>> 新医療がん特約条項附則2参照
この特約の対象となる手術	>>> 新医療がん特約条項附則3参照
給付倍率	>>> 新医療がん特約条項附則3参照

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約に大切なことがら

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約款抜粋

約款抜粋

特約の  
保  
内  
障  
容

## 新医療成人病特約

### 特定の疾病による入院等の保障を充実させるための特約

特約の保険期間中に成人病により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
成人病入院 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した <b>成人病</b> の治療を目的として、2日以上継続して入院されたとき	成人病入院 給付金日額 × 入院日数	被保険者
成人病手術 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した <b>成人病</b> の治療を目的として <b>所定の手術</b> を受けられたとき	手術の種類 により、 成人病入院 給付金日額 × 10・20・40 (給付倍率)	被保険者

- この特約の給付は、成人病入院給付金および成人病手術給付金で構成されています（給付の構成は変更できません）。
- この特約には短期入院保障特則が付加されていますので、成人病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します（この特則を解約することはできません）。
- この特約には解約返戻金なし特則が付加されていますので、**この特約の解約返戻金はありません**（この特則を解約することはできません）。
- 成人病入院給付金の1回の入院についての支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度はつぎのとおりとします。

給付金	1入院の支払限度	通算支払限度
成人病入院給付金	180日	1,095日

- 同時に2種類以上の支払対象となる手術を受けられたときは、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ成人病手術給付金が支払われます。
- 同一の成人病によって2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- **病院・診療所**での入院・手術に限ります。



この特約の  
対象となる成人病

>>> 新医療成人病特約条項附則 2 参照

所定の手術

>>> 新医療成人病特約条項附則 3 参照

給付倍率

>>> 新医療成人病特約条項附則 3 参照

病院・診療所

>>> 新医療成人病特約条項附則 1 の 3 参照

主な  
保険  
用  
語の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約  
款  
抜  
粋

特約の  
保  
内  
容

## 新医療女性疾病入院特約

### 特定の疾病による入院の保障を充実させるための特約

特約の保険期間中に女性特定疾病により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
女性疾病入院 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した女性特定疾病の治療を目的として2日以上継続して入院されたとき	女性疾病入院 給付金日額 × 入院日数	被保険者

- この特約には短期入院保障特則が付加されていますので、女性疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します（この特則を解約することはできません）。
- この特約には解約返戻金なし特則が付加されていますので、**この特約の解約返戻金はありません**（この特則を解約することはできません）。
- 女性疾病入院給付金の1回の入院についての支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度はつぎのとおりとします。

給付金	1入院の支払限度	通算支払限度
女性疾病入院給付金	180日	1,095日

- 同一の女性特定疾病によって2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 病院・診療所での入院に限ります。



ご参照

この特約の対象  
となる女性特定疾病

➤➤➤ 新医療女性疾病入院特約条項附則2参照

病院・診療所

➤➤➤ 新医療女性疾病入院特約条項附則1の3参照



ご注意

- 新医療保険特約とあわせて主契約に付加されている場合、新医療保険特約が消滅した場合には、この特約の給付金支払限度に到達していないときでも、その新医療保険特約と同様に消滅するお取扱をさせていただきます。
- 新医療保険特約とあわせて主契約に付加されている場合、新医療保険特約が減額された場合において、この特約の女性疾病入院給付金日額が当社所定の範囲をこえる場合には減額等のお取扱をさせていただきます。

特約の  
保  
障  
内  
容

## 新医療入院一時金特約

### 病気や災害による入院の初期にそなえるための特約

特約の保険期間中に不慮の事故による傷害または疾病により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
入院一時金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に、主契約または同一の主契約に付加されている新医療保険特約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院をされたとき	① 1回の入院が5日以上 のとき 入院一時金額 ② 1回の入院が2日～4日 のとき 入院一時金額 × 0.5	被保険者

- この特約には短期入院保障特則が付加されています（この特則を解約することはできません）。
- この特約には解約返戻金なし特則が付加されていますので、**この特約の解約返戻金はありません**（この特則を解約することはできません）。
- 入院一時金は1回の入院につき1回お支払します。
- 入院一時金の支払限度はありません。
- 同一の**不慮の事故**によりその事故の日から180日以内に開始した入院で、2日以上継続した入院を2回以上されたときは1回の入院とみなします。
- 同一の疾病によって2日以上継続した入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- **病院・診療所**での入院に限ります。



ご参照

病院・診療所



新医療入院一時金特約条項附則1の3参照

不慮の事故



別表2参照

主な  
保  
険  
用  
語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約 款 抜 粹

約  
款  
抜  
粹

## ご契約のしおり

主な  
保険  
用語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て



ご注意

- 新医療保険特約とあわせて主契約に付加されている場合、新医療保険特約が消滅した場合には、その新医療保険特約と同時に消滅します。
- 新医療保険特約とあわせて主契約に付加されている場合、新医療保険特約が減額された場合において、この特約の入院一時金額が当社所定の範囲をこえるときは、当社の定めるところにより、この特約の入院一時金額をその限度まで減額します。

## 約款抜粋

約  
款  
抜  
粋

特約の  
保  
障  
内  
容

## 新医療長期入院特約

### 長期の入院にそなえるための特約

特約の保険期間中に不慮の事故による傷害または疾病により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払いたします。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
長期入院 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病の治療を目的として、181日以上継続して入院されたとき	長期入院 給付金日額 × (入院日数 -180日)	被保険者

- この特約には主契約または主特約に短期入院保障特約が付加された場合の特約が付加されています（この特約を解約することはできません）。
- 主契約に解約返戻金なし特約が付加されている場合、この特約にも解約返戻金なし特約が付加されず（この特約を解約することはできません）。
- 解約返戻金なし特約が付加されている場合、**この特約の解約返戻金はありません。**
- 長期入院給付金は入院開始日からその日を含めて181日目からお支払いたします。
- 長期入院給付金の1回の入院についての支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度はつぎのとおりとします。

給付金	1入院の支払限度	通算支払限度
長期入院給付金	180日	1,095日

- 181日以上継続入院の退院日後に、同一の**不慮の事故**もしくは**不慮の事故**以外の外因による傷害または疾病によって入院を開始したときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 新医療長期入院特約の対象となる入院には、当社が認めた異常分娩による入院を含みません。
- **病院・診療所**での入院に限ります。



ご参照

病院・診療所

>>> 新医療長期入院特約条項附則1の3参照

不慮の事故

>>> 別表2参照

主な  
保  
険  
用  
語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約 款 抜 粋

約  
款  
抜  
粋

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なこと

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約款抜粋

約款抜粋

特約の  
保  
内  
容

## 新医療通院特約

### 退院後の通院にそなえるための特約

この特約の保険期間中に被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払いいたします。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
通院給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に、主契約または同一の主契約に付加されている新医療保険特約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院をされ、退院日の翌日から120日以内の間に通院されたとき	通院 給付金日額 × 通院日数	被保険者

- 主契約に解約返戻金なし特約が付加されている場合、この特約にも解約返戻金なし特約が付加されず（この特約を解約することはできません）。
- 解約返戻金なし特約が付加されている場合、**この特約の解約返戻金はありません。**
- 通院給付金の1回の入院についての支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度はつぎのとおりとします。

給付金	1入院の支払限度	通算支払限度
通院給付金	30日	1,095日

- 「通院」とは医師による治療を入院によらないで受けることをいい、往診を含みます。ただし、美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入・受取のみの通院などは該当しません。
- 次の場合には、通院給付金のお支払はありません。
  - ・主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金のお支払の対象とならない入院の退院後の通院の場合
  - ・主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる期間中の通院の場合
- 1日に2回以上の通院をされた場合には1回の通院とみなします。
- 2つ以上の事由の治療を目的とした1回の通院をされた場合でも、通院給付金は重複してお支払いいたしません。
- 病院・診療所**への通院に限ります。



ご参照 **病院・診療所** >>> 新医療通院特約条項附則1の3参照

特約の  
保  
内  
容

介護特約

介護にそなえるための特約

特約の保険期間中に被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、年金・保険金をお支払いたします。

お支払する 年金・保険金	お支払事由	お支払する 年金額・ 保険金額	お受取に なる人
特約介護年金	<b>【第1回特約介護年金】</b> 被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき ①当社の定める所定の <b>要介護状態</b> （以下、「要介護状態」といいます。）に該当したとき ② <b>要介護状態</b> が要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続し、回復の見込がないとき	特約介護 年金額 × 1.5	被保険者
	<b>【第2回以後の特約介護年金】</b> 被保険者が第1回特約介護年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき ① <b>要介護状態</b> に該当したとき ② <b>要介護状態</b> が要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続し、回復の見込がないとき	特約介護 年金額	
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡されたとき	特約介護 年金額 × 0.5	主契約の死亡 保険金受取人*1

\*1 主契約が新医療保険の場合には、「特約死亡保険金受取人」と読み替えます。

- この特約には解約返戻金なし特則が付加されていますので、**この特約の解約返戻金はありません**（この特則を解約することはできません。）。
- 被保険者が要介護状態になり、その要介護状態が180日継続した場合、要介護状態が継続されている限り、一生涯にわたり特約介護年金をお支払いたします。

主な  
保  
険  
用  
語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約 款 抜 粹

約  
款  
抜  
粹

ご契約のしおり

主な  
保険  
用語  
の  
説明

更新  
について

主  
契約  
について

特  
約  
について

ご  
契約  
につ  
いて  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
につ  
いて

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
につ  
いて

- 特約介護年金のお支払期間は、第1回介護年金のお支払事由に該当した日から、約款所定の第2回以後の特約介護年金お支払事由に該当し続ける限り終身とします。
- 特約介護年金の支払開始後も保険期間中であれば、特約死亡保険金をお支払いたします。



ご参照

当社の定める  
要介護状態



介護特約条項附則1 参照



ご注意

- 第1回特約介護年金のお支払事由に該当して、この特約の保険料の払込が免除になったとしても、主契約等の払込免除事由に該当しなかった場合、その主契約等の保険料は免除されません。
- 特約介護年金の請求については毎年、医師の診断書が必要です。
- 第2回以後の特約介護年金については、毎年の特約介護年金支払応当日においてもお支払事由に該当している場合にお支払いたします（当社の定める要介護状態から回復している場合は、お支払いたしません。）。
- 被保険者が当社の定める要介護状態から回復し、その後新たにお支払事由に該当した場合は、そのお支払事由に該当した日の毎年の応当日を新たに特約介護年金支払応当日とし、第2回以後の特約介護年金をお支払いたします。

約款抜粋

約  
款  
抜  
粋

特約の  
保内  
障容

手術特約

つぎの事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
手術給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎの①、②のいずれかに該当する手術を受けたとき</p> <p>①この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病で<b>所定の手術</b>を受けられたとき、または骨髄幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に<b>骨髄幹細胞採取手術*1</b>を受けられたとき</p> <p>②この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病の入院中に<b>公的医療保険制度</b>における<b>診療報酬点数表</b>により手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられたとき</p>	<p>【お支払事由①に該当する場合】</p> <p>手術1回につき、その手術日現在の主契約の基本給付金額 × 手術の種類に応じて定める<b>所定の給付倍率</b> (1倍・2倍・4倍)</p> <p>【お支払事由②に該当する場合】</p> <p>手術1回につき、その手術日現在の主契約の基本給付金額 × 0.5</p>	主契約の傷病一時給付金の受取人

\* 1 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。



所定の手術  
所定の給付倍率

>>> 手術特約条項 附則2 参照

公的医療保険制度

>>> 手術特約条項 附則1の2. 参照

診療報酬点数表

>>> 手術特約条項 附則1の3. 参照

主な  
保険  
用語  
の  
説明

更新  
について

主契  
約に  
ついて

特約  
について

ご契  
約に  
ついて  
大切  
なこ  
とが  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約 款 抜 粹

約  
款  
抜  
粹

ご契約のしおり

主な  
保険  
用語  
の  
説明

更新  
について

主  
契約  
について

特  
約  
について

ご  
契約  
につ  
いて  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
につ  
いて

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
につ  
いて

■②の手術がつぎのいずれかに該当する場合は、②による手術給付金はお支払しません。

- ・①により手術給付金が支払われる手術
- ・抜釘術
- ・施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度としているために①による手術給付金が支払われない手術

■手術給付金の対象となる入院には、一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）の普通保険約款に定める異常分娩による手術を含みます。

■お支払の対象とならない手術もあります。なお、同時に2種類以上の手術を受けたときは、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金をお支払します。

■**骨髄幹細胞採取手術\*<sup>2</sup>**による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。

また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、**骨髄幹細胞採取手術\*<sup>2</sup>**による手術給付金のお支払対象にはなりません。

\*<sup>2</sup> 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。

■視力矯正を直接の目的とする手術は、手術給付金のお支払事由の対象にはなりません。

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイキックIOL等が含まれます。

■この特約に解約返戻金はありません。

■手術給付金のお支払は、**病院・診療所**での手術に限ります。



ご参照

病院・診療所



一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）附則1の4. 参照



ご注意

●当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約のお支払事由を変更する場合があります。

約款抜粋

約  
款  
抜  
粋

特約の  
保内  
障容

## 入院一時給付特約

つぎの事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
入院一時 給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、 つぎの①、②のいずれかに該当する入 院をしたとき ①この特約の責任開始期以後に生じた <b>不慮の事故</b> による傷害により開始 した入院 ②この特約の責任開始期以後に発病し た疾病により開始した入院	入院1回につき (不慮の事故に よる傷害を直接 の原因とする入 院の場合は、同 一の不慮の事故 による入院1回 につき)、お支払 事由に該当した 日現在の入院一 時給付金額	主契約の 傷病一時給付金 の受取人

- 入院には「日帰り入院」を含みます。なお、「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一となる入院であり、お支払事由に該当する入院かどうかについて、当社では入院基本料のお支払の有無等を参考にして判断します。
- 入院一時給付金の対象となる入院には、一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）の普通保険約款に定める異常分娩による入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- 入院一時給付金の通算支払限度は、入院一時給付金の支払回数を通算して10回を限度とします。また、入院一時給付金が通算支払限度に達した場合、この特約は消滅します。
- 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院は、1回の入院とみなして入院一時給付金をお支払します。
- 入院一時給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷病が同一かもしくは**医学上重要な関係**があると会社が認めたときは、1回の入院とみなして入院一時給付金をお支払します。ただし、入院一時給付金が支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- この特約に解約返戻金はありません。
- 入院一時給付金のお支払は、**病院・診療所**での入院に限ります。

主な保  
険用  
語の  
ご説  
明

更  
新に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約 款 抜 粋

約  
款  
抜  
粋

## ご契約のしおり

主な  
保険  
用語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

## 約款抜粋

約  
款  
抜  
粋



ご参照

不慮の事故

>>> 別表2 参照

医学上重要な関係

>>> 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則1の5. 参照

病院・診療所

>>> 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則1の4. 参照

特約の  
保  
内  
容

## 5大生活習慣病特約（14）

### 特定の疾病による入院等の保障を充実させるための特約

特約の保険期間中に5大生活習慣病（悪性新生物、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取に なる人
5大生活習慣病入院給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した5大生活習慣病④の治療を目的として2日以上継続して入院されたとき	5大生活習慣病入院給付金日額 × 入院日数	主契約の給付金の受取人
5大生活習慣病手術・放射線治療給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した5大生活習慣病④の治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けられたとき	①入院日数が2日以上の継続した入院中に手術を受けた場合、 5大生活習慣病入院給付金日額 × 20 ②①以外で手術を受けた場合、 5大生活習慣病入院給付金日額 × 5 ③放射線治療を受けた場合、 5大生活習慣病入院給付金日額 × 10	主契約の給付金の受取人



ご参照

この特約の対象となる5大生活習慣病



5大生活習慣病特約（14）条項附則参照

- 5大生活習慣病入院給付金は入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します。
- 5大生活習慣病入院給付金の1回の入院についての支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度はつぎのとおりです。

給付金	1入院の支払限度	通算支払限度
5大生活習慣病入院給付金	60日	1,095日

主な  
保  
険  
用  
語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約 款 抜 粹

約  
款  
抜  
粹

- 同一の5大生活習慣病によって2日以上の上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 放射線治療を複数回受けた場合、5大生活習慣病手術・放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、5大生活習慣病手術・放射線治療給付金をお支払しません。
- 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの手術は5大生活習慣病手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。

- ア. 創傷処理
- イ. 皮膚切開術
- ウ. デブリードマン
- エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術
- オ. 抜歯手術
- カ. 分娩時における会陰（陰門）切開および縫合術ならびに分娩時における会陰（膣壁）裂創縫合術
- キ. 外耳道異物除去術
- ク. 鼻内異物摘出術
- ケ. 涙点の閉鎖術
- コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

- 同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも、**手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術\*1**に該当するときは、それらの手術については5大生活習慣病手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ5大生活習慣病手術・放射線治療給付金をお支払します。

- 同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表において**手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術\*1**に該当するときは、その手術については、その手術を受けた1日目についてのみ5大生活習慣病手術・放射線治療給付金をお支払します。

\*1 詳細については、当社ホームページ (<https://www.gib-life.co.jp/>) でご覧いただけます。

- 放射線治療を受けた場合で、その放射線治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として5大生活習慣病手術・放射線治療給付金をお支払します。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。

- 同一の日に2以上の手術を受けたときは、5大生活習慣病手術・放射線治療給付金の支

主な  
保険  
用  
語の  
ご説  
明

更  
新に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約  
款  
抜  
粋

払額の最も多いいずれかの1つの手術についてのみ5大生活習慣病手術・放射線治療給付金が支払われます。

■ **病院・診療所**での入院・手術・放射線治療に限ります。

■ **この特約には解約返戻金はありません。**



ご参照

病院・診療所

>>> 5大生活習慣病特約(14)条項第1条(3)参照



ご注意

●当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約のお支払事由を変更する場合があります。

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なことがら

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約款抜粋

約款抜粋

特約の障  
保内 容

## 女性疾病入院特約（14）

### 特定の疾病による入院の保障を充実させるための特約

特約の保険期間中に女性特定疾病により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
女性疾病入院 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した女性特定疾病の治療を目的として2日以上継続して入院されたとき	女性疾病入院 給付金日額 × 入院日数	主契約の 給付金の 受取人

- 女性疾病入院給付金は入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します。
- 女性疾病入院給付金の1回の入院についての支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度はつぎのとおりです。

給付金	1入院の支払限度	通算支払限度
女性疾病入院給付金	60日	1,095日

- 同一の女性特定疾病によって2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 病院・診療所での入院に限ります。
- この特約には解約返戻金はありません。



ご参照

この特約の対象となる女性特定疾病

➤➤➤ 女性疾病入院特約（14）条項附則参照

病院・診療所

➤➤➤ 女性疾病入院特約（14）条項第1条（3）参照

特約の  
保  
内  
容

## がん診断一時金特約（14）

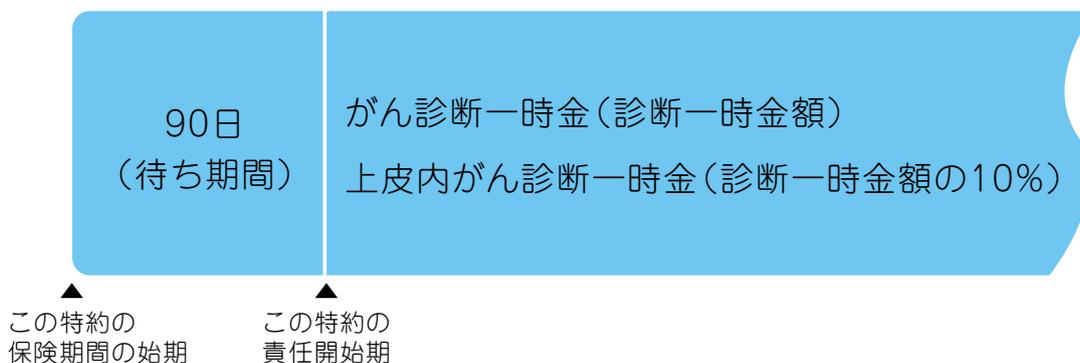
### がんの治療にそなえるための特約

この特約の保険期間中にがんにより被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
がん診断 一時金*1	つぎのいずれかに該当したとき (1)被保険者がこの特約の責任開始期以後に、この特約の責任開始期前を含めて初めて <b>がん</b> （ <b>上皮内がん</b> を除きます。）と <b>診断確定</b> *2されたとき (2)直前に支払われたがん診断一時金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した後、 <b>がん</b> （ <b>上皮内がん</b> を除きます。）の治療を目的として2日以上継続して入院されたとき	診断一時金額	主契約の 給付金の 受取人
上皮内 がん診断 一時金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に、この特約の責任開始期前を含めて初めて <b>上皮内がん</b> と <b>診断確定</b> *2されたとき	診断 一時金額 の10%	主契約の 給付金の 受取人

- \*1 がん診断一時金のお支払対象には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含みません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等）、大腸の粘膜内癌等は、がん診断一時金のお支払対象ではありません。
- \*2 がんの診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者により客観的になされた診断確定であることが必要となります。

■この特約の責任開始期は、この特約の保険期間の始期からその日を含めて90日目の日の翌日とします。



主な  
保  
険  
用  
語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約 款 抜 粹

約  
款  
抜  
粹

ご契約のしおり

主な  
保険  
用語  
の  
説明

更新  
について

主  
契約  
について

特  
約  
について

ご  
契約  
につ  
いて  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

- 直前に支払われたがん診断一時金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日に**がん**（**上皮内がん**を除きます。）の治療により入院中で、その入院が2日以上継続した場合には、がん診断一時金をお支払します。
- がん診断一時金・上皮内がん診断一時金の支払回数の限度は以下のとおりです。

給付金	支払回数の限度
がん診断一時金	なし（ただし、2年に1回まで）
上皮内がん診断一時金	1回

- 病院・診療所での入院に限ります。
- この特約には解約返戻金はありません。



ご参照

がん／上皮内がん

>>>

がん診断一時金特約（14）条項第1条（1）（2）および附則参照

病院・診療所

>>>

がん診断一時金特約（14）条項第1条（5）参照

約款抜粋

約  
款  
抜  
粋

特約の  
保内  
障容

## 先進医療特約

つぎの事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取に なる人
先進医療 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に生じた <b>不慮の事故</b> による傷害または疾病を直接の原因として、 <b>先進医療</b> による <b>療養</b> を受けたとき	被保険者が受療した <b>先進医療の技術にかかわる費用の額</b> のうち被保険者が負担すべき金額	被保険者

- 先進医療給付金の通算支払限度は、支払われた先進医療給付金の支払額を通算して2,000万円です。また、先進医療給付金が通算支払限度に達した場合、この特約は消滅します。
- 先進医療給付金の対象となる**療養**には、不慮の事故以外の外因、**異常分娩**による療養を含みます。
- 同じ被保険者については、この特約を含む（高度）先進医療を保障する特約には重複加入できません。
- **この特約には解約返戻金はありません。**

ご参照

療養

>>>
先進医療特約条項 附則1の1. 参照

先進医療

>>>
厚生労働大臣が定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に定められる先進医療をいいます。ただし、療養を受けた日現在公的医療保険制度の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます（先進医療特約条項 附則1の2. 参照）。

先進医療の技術にかかわる費用の額

>>>
先進医療にかかわる療養に要した費用のうち、公的医療保険適用対象外の先進医療の技術にかかわる費用の額をいいます。先進医療にかかわる療養に要した費用のうち、公的医療保険適用対象部分は、自己負担分を含めこの特約の支払対象となりません（先進医療特約条項 附則1の4. 参照）。

不慮の事故

>>>
別表2 参照

異常分娩

>>>
先進医療特約条項 附則2 参照

主な  
保険  
用語  
の  
説明

更新  
について

主  
契約  
について

特  
約  
について

ご  
契約  
に  
関  
する  
重  
要  
な  
事  
項  
に  
関  
する  
説  
明

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
手  
続  
に  
関  
する  
説  
明

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
関  
する  
説  
明

約 款 抜 粋

約  
款  
抜  
粋



ご注意

- ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の保険給付の対象となっている場合等、先進医療でなくなっている場合には、先進医療給付金のお支払はできません。
- 当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約のお支払事由を変更する場合があります。

## 先進医療特約の更新について

・先進医療特約の保険期間満了日の2週間前までに、保険契約者からこの特約を継続しない旨のお申し出がない限り、この特約の保険期間満了日の翌日（更新日）に自動的に更新され続きます。

- この特約の最終到達年齢は、90歳までとなります。
- 更新後のこの特約の保険期間は、更新前の保険期間と同一となります。  
ただし、つぎの場合にはお取扱い異なります。
  - ・更新後のこの特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が90歳をこえる場合は90歳まで保険期間を短縮して更新します。
  - ・更新後のこの特約の満了日が主契約の保険料払込期間をこえる場合は、主契約の保険料払込期間満了日までのお取扱いとなります。
  - ・更新後のこの特約の満了日が主契約の保険期間をこえる場合は、主契約の保険期間満了日までのお取扱いとなります。
- 更新後のこの特約の保険料は、更新日における保険料率および被保険者の契約年齢によって計算します。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。
- 更新後のこの特約においては、先進医療給付金のお支払、先進医療給付金の支払限度、特約の保険料の払込免除、先進医療給付金の受取人によるこの特約の存続、告知義務および告知義務違反による解除の取扱いについて、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続したものとしてお取扱いします。
- 更新日に当社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新のお取扱いに準じて、更新日に当社の定める他の特約等に変更され継続するものとします。
- その他当社の定めるところによります。

特約の  
保  
内  
障  
容

## リビング・ニーズ特約

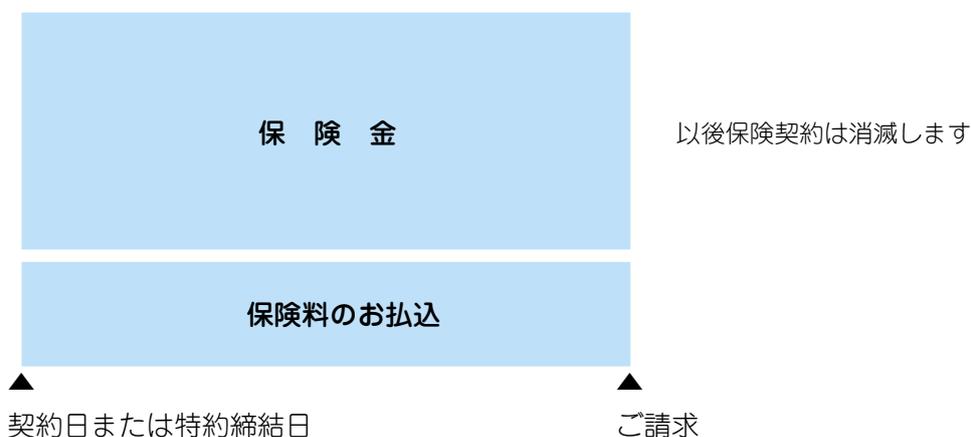
### 死亡保険金を所定の状態のときに受け取るための特約

#### 特 徴

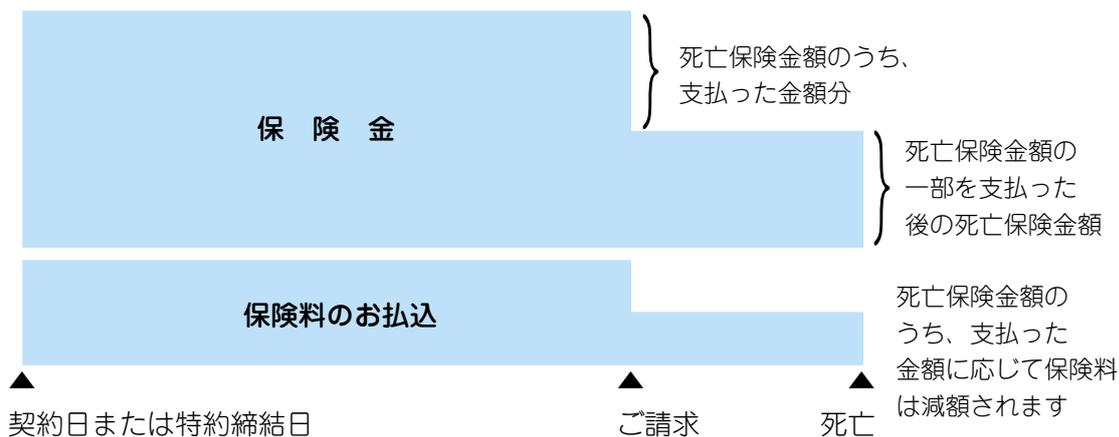
当社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、当社の定めるところにより、死亡保険金額の一部または全部を被保険者にお支払します。

#### し く み

##### 死亡保険金額の全部を支払う場合



##### 死亡保険金額の一部を支払う場合



- 死亡保険金額の全部を支払った場合、保険契約は請求日にさかのぼって消滅します。付加されている特約もすべて消滅します。
- 死亡保険金額の一部を支払った場合には、当社の定めるところにより、以後保険金額は請求日にさかのぼって減額されたものとしてお取扱します。この場合、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払しません。付加されている特約は消滅することなく継続します。

主な  
保  
険  
用  
語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約 款 抜 粹

約  
款  
抜  
粹

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なこと

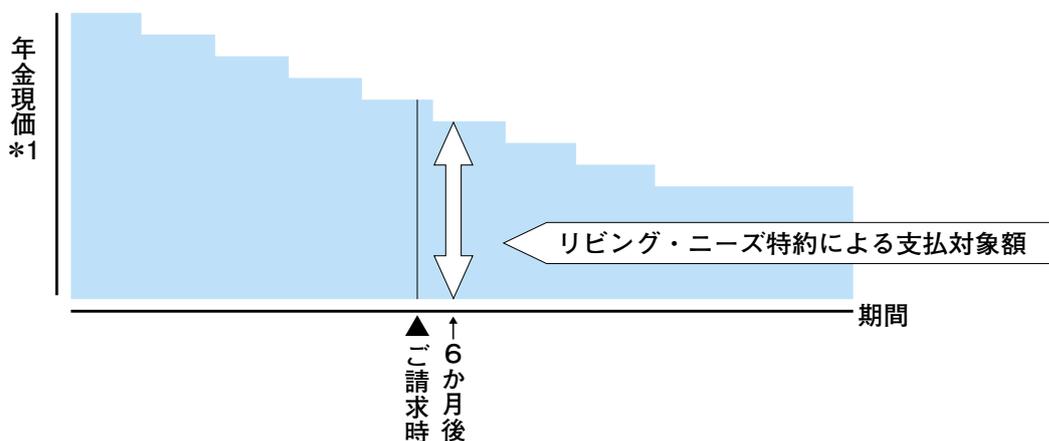
保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約款抜粋

約款抜粋

●高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の場合



\* 1 年金現価とは、将来の年金を支払うために必要なその時点における金額をいい、将来の年金の受取総額を所定の利率で割り引いて計算されます。高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）において、年金支払にかえて一時支払をご請求される場合には、この年金現価が支払われます。

■リビング・ニーズ特約による保険金の支払対象となる死亡保険金額とは、つぎの主契約および特約の死亡保険金の額（名称のいかんを問いません。）を合算した金額をいいます。

リビング・ニーズ特約による保険金の支払対象となる保険種類	支払対象となる額
主契約	請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における死亡保険金の額
平準定期保険特約	
無解約返戻金型平準定期保険特約	
低解約返戻金特則付 特定疾病保障終身保険特約	
特定疾病保障定期保険特約	
高度障害療養加算型家族収入特約 （保険料払込中無解約返戻金型）	請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における将来の家族年金の全部の現価の額

## この特約による保険金のお支払について

### ■ 保険金のお支払について

被保険者から当社にご請求があり被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、**この特約による保険金<sup>\*1\*2</sup>**を被保険者にお支払します。

- \* 1 複数の保険契約にリビング・ニース特約が付加されている場合でも、この特約による保険金の最高支払限度は他のご契約と通算して、一被保険者につき3,000万円を限度とします。3,000万円をこえた場合には、そのこえる部分については、この特約による保険金のお支払はできません。この場合、このリビング・ニース特約による保険金請求者が被保険者であるか指定代理請求人であるかを問いません。ただし、保険金請求者が法人（個人事業主は除きます）となるご契約の場合、この特約による保険金の最高支払限度は保険契約の死亡保険金額等と同額になります。
- \* 2 この特約による保険金支払の際には、支払保険金額から6か月相当分の利息および保険料を差し引きます。このとき、貸付金がある場合にはその元利金合計額も合わせて差し引きます。

### 余命6か月以内の判断について

- 余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、当社の医師の見解（場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン）も含めて慎重に判断します。
- 余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行なっても余命6か月以内であることを意味します。
- 「診断書」中には、被保険者の余命が6か月以内であることに関する医師の意見を記入していただく部分があります。ご請求の際には、この欄に医師の意見を記入していただけてください。



- リビング・ニース特約による保険金支払は一保険契約について1回を限度とします。
- リビング・ニース特約による保険金のご請求時に、対象となる主契約または特約が保険金削減期間中である場合には、この特約により支払われる保険金額についても、保険金削減支払法を適用します。

ご契約のしおり

主な  
保険  
用語  
の  
説明

更新  
について

主  
契約  
について

特  
約  
について

ご  
契約  
に  
関  
する  
重  
要  
な  
事  
項

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
関  
して

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
関  
して

約 款 抜 粋

約  
款  
抜  
粋

■リビング・ニーズ特約による保険金のお支払をご希望の場合、「ご契約のしおり」の「保険金等の請求方法について」をご覧ください、すみやかに当社へご通知のうえ、**所定の請求書類**  をご提出ください。



所定の請求書類

>>> リビング・ニーズ特約条項 附則参照



●以下の場合、リビング・ニーズ特約による保険金請求は、それぞれの保険期間満了時（自動更新契約にあっては自動更新期間満了時）の12か月前までであることが必要です。

- ・ 平準定期保険
- ・ 平準定期保険特約
- ・ 高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）
- ・ 無解約返戻金型平準定期保険特約
- ・ 特定疾病保障定期保険特約

## 保険金をお支払できない場合

■保険契約者または被保険者の故意により、被保険者の余命が6か月以内と判断される状態に該当したときはこの特約による保険金のお支払はできません。

※告知義務違反による解除、重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。

特約の  
保 障  
内 容

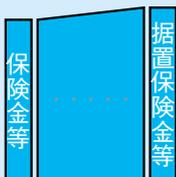
## 保険金等の支払方法の選択に関する特約

### 保険金等を年金支払または据置支払するための特約

#### 特 徴

保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加することによって、保険金等を一時金以外の方法で受け取ることで、保険金等の受取人の将来の生活の安定をはかることができます。

#### 選 択 可 能 な 受 取 方 法

<p><b>確定年金 (年金支払 期間指定 型)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定された年金支払期間中、その年金支払期間により定まる一定額の年金を、お支払します。</li> <li>年金支払期間中に年金受取人が死亡された場合は、死亡一時金（年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお支払します。</li> </ul>	
<p><b>確定年金 (年金額指 定型)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定された年金額を、その年金額により定まる年金支払期間中、お支払します。</li> <li>年金支払期間中に年金受取人が死亡された場合は、死亡一時金（年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお支払します。</li> </ul>	
<p><b>保証期間付 終身年金</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金受取人が年金支払日に生存されている場合、年金をお支払します。</li> <li>保証期間中に年金受取人が死亡された場合は、死亡一時金（保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお支払します。</li> </ul>	
<p><b>保証期間付 夫婦連生 終身年金</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金受取人またはその配偶者のいずれかが年金支払日に生存されている場合、年金をお支払します。</li> <li>保証期間中に年金受取人およびその配偶者のいずれかが死亡された場合は、死亡一時金（保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお支払します。</li> </ul>	 <p>夫婦いずれかが生存されている限り終身受取</p>
<p><b>据置支払</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険金等や解約返戻金の全部または一部を据置置くことができます。</li> </ul>	

●受取方法の詳細につきましては、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項をご覧ください。

主  
な  
保  
険  
用  
語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約 款 抜 粋

約  
款  
抜  
粋

ご契約のしおり

主な  
保険  
用語  
のご  
説明

更新  
について

主  
契約  
について

特  
約  
について

ご  
契約  
につ  
いて  
大切  
なこ  
とが  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
につ  
いて

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
につ  
いて

約 款 抜 粋

約  
款  
抜  
粋

■ 保険金等の支払方法の選択に関する特約はつぎのとおり付加することができます。

- ① 保険金等（所定の給付金を含むものとしす）を年金支払または据置支払によりお受取になる場合、保険契約者または保険金の受取人からのお申し出により付加することができます。
- ② 当社所定の要件を満たした解約返戻金を年金支払または据置支払によりお受取になる場合、保険契約者からのお申し出により付加することができます（ご契約によっては、お取扱できない場合があります）。

※ 保険金等のお支払後には、この特約は付加できません。

■ 年金支払または据置支払の対象となる金額はつぎのとおりです。

- ① 保険金等（所定の給付金を含むものとしす）の場合、保険金等の全部または一部
- ② 解約返戻金の場合、解約返戻金の全部または一部

年金額および据置利息は、将来実際に年金基金が設定されまたは据置が開始された時における、当社所定の利率および計算方法により計算します。



ご注意

- 年金受取人が保険金等の支払方法の選択に関する特約を解約することができるのは、年金基金設定日以後年金開始日前に限ります。  
また、据置保険金等の受取人は、保険金等の支払方法の選択に関する特約を解約することはできません。  
ただし、年金支払や据置支払にかえて、一時支払をご請求いただけます。  
詳しくは、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項「第11条（年金または据置保険金等の一時支払）」をご覧ください。
- 年金受取人が法人の場合、保証期間付夫婦連生終身年金および保証期間付終身年金のお取扱はしません。
- その他、この特約のお取扱等詳しい内容につきましては、当社までお問い合わせください。

■ 保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金、死亡一時金および据置保険金等のお支払をご希望の場合、「ご契約のしおり」の「保険金等の請求方法について」をご覧ください、すみやかに当社へご通知のうえ、**所定の請求書類**  をご提出ください。



所定の請求書類

>>> 別表 4 参照

## 死亡一時金等をお支払できない場合

- ① 死亡一時金受取人が、故意に**年金受取人\*<sup>1</sup>**を死亡させたときはこの特約による死亡一時金のお支払はできません。
- ② 配偶者が、故意に年金受取人を死亡させたときはこの特約による夫婦年金のお支払はできません。

\* 1 保証期間付夫婦連生終身年金の場合は、年金受取人または配偶者

※ 重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。

*Memo*



---

ご契約について  
大切なことから

---

## つぎの場合には保険金・給付金をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません

### 免責事由に該当する場合

保障の責任開始期以後に、つぎのいずれかによりお支払事由に該当したときは、保険金・給付金・一時金・年金のお支払はできません。

保険金等の名称	免責事由（お支払できない事由）
死亡保険金 特約死亡保険金	<ol style="list-style-type: none"> <li>責任開始日（最後の復活日・復旧日）から2年以内の被保険者の自殺*1 *1 自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払する場合がありますので、当社へお問い合わせください。</li> <li>保険契約者または死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき</li> </ol>
高度障害保険金 特約高度障害保険金	<ol style="list-style-type: none"> <li>保険契約者または被保険者の故意によって高度障害状態（別表1）になられたとき</li> </ol>
特定損傷給付金*2 災害入院給付金*2 疾病入院給付金*3 手術給付金*3 入院初期加算給付金*3 見舞給付金*3 手術・放射線治療給付金*3 傷病一時給付金*3 災害死亡保険金*4 災害高度障害保険金*2 障害給付金*2 入院一時金*3 長期入院給付金*3 通院給付金*3 特約介護年金*3 入院一時給付金*3 先進医療給付金*3	<ol style="list-style-type: none"> <li>保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</li> <li>被保険者の犯罪行為</li> <li>被保険者の精神障害を原因とする事故</li> <li>被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li> <li>被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>被保険者の薬物依存（各特約条項の附則）</li> <li>災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失</li> </ol>

\*2 免責事由①～⑥適用

\*3 免責事由①～⑦適用

\*4 免責事由①～⑥および⑧適用

## 保険料のお払込を免除できない場合

保障の責任開始期以後に、つぎのいずれかにより保険料のお払込を免除する場合に該当したときは、保険料の払込免除のお取扱はできません。

### 1 無配当平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故
- ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

### 2 新医療保険、医療保険（14）、一時金給付型医療保険

被保険者が、つぎの理由により高度障害状態（別表1）になられたとき

- ① 保険契約者または被保険者の故意

被保険者が、つぎのいずれかにより身体障害状態（別表3）になられたとき

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故
- ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

特約において「保険料の払込を免除できない場合」は、主契約の取扱に準じます。

## 保障の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合

保障の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、保障の責任開始期以後に高度障害状態・要介護状態または特定疾病により、所定のお支払事由に該当した場合や、保障の責任開始期前に生じた不慮の事故による傷害または疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます）を直接の原因として、保障の責任開始期以後に入院された場合や手術を受けられた場合、療養を受けられた場合でも、保険金・給付金等のお支払はできません。また、保障の責任開始期以後に保険料の払込を免除する場合に該当したときでも、保険料の払込免除のお取扱はできません。

ただし、以下の場合には保険金・給付金等の支払対象、または保険料のお払込免除の対象になることがあります。

保障の責任開始期前に生じた疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます）について「加入時に正しい告知をいただいた場合」や、「告知の時点で病院等での受診歴がなく、健康診断等で異常を指摘されたことがない場合（ただし、その疾病による症状について認識または自覚していた場合を除きます。）」（悪性新生物（がん）の診断確定を要件とするお支払事由はこのお取扱の対象となりません）。

## 告知義務違反による解除の場合

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合は、給付金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。

## 重大事由による解除の場合

つぎのような重大事由に該当し、ご契約が解除された場合は、保険金・給付金・一時金・年金のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。

当社が重大事由により保険契約を解除するのはつぎのような場合です。

- ① 給付金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合
- ② 給付金等のご請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があった場合
- ③ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ④ 保険契約者、被保険者、給付金等の受取人が、反社会的勢力<sup>\*1</sup>に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係<sup>\*2</sup>を有していると認められる場合
- ⑤ この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者、給付金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待できない上記①～④と同等の事由がある場合
- ⑥ 保険契約者、被保険者、給付金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①～⑤と同等の重大な事由がある場合

この場合、上記に定める事由が生じた後に、給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、当社は給付金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。ただし、上記④の事由にのみ該当した場合で、複数の給付金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、給付金等のうち、その受取人にお支払することとなっていた給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払します。

また、すでに給付金等をお支払していたときでも、当社はその返還を請求することができ、すでに保険料のお払込を免除していたときでも、当社はその保険料のお払込を求めることができます。

- \* 1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- \* 2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

## 詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

詐欺によりご契約が取り消された場合や給付金等を不法に取得する目的によりご契約が無効とされた場合は、給付金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。この場合、すでにお払込いただいた保険料は払い戻しません。

## ご契約の失効の場合

保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合は、給付金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。



ご注意

- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によりお支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数の増加等により、この保険・特約のそれぞれの計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険金・給付金・一時金・年金等を削減してお支払するか、お支払しないこと、または保険料のお払込を免除しないことがあります。

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

## 「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例

ご契約内容によっては、記載された事例と異なる場合があります。「お支払する場合」の事例でも、保険金・給付金をお支払できない他の事由にあてはまるときは、お支払できないことがあります。

主な  
保険  
用  
語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

約  
款  
抜  
粋

約  
款  
抜  
粋

### 事例 1 責任開始期前の発病

高度障害保険金

入院給付金

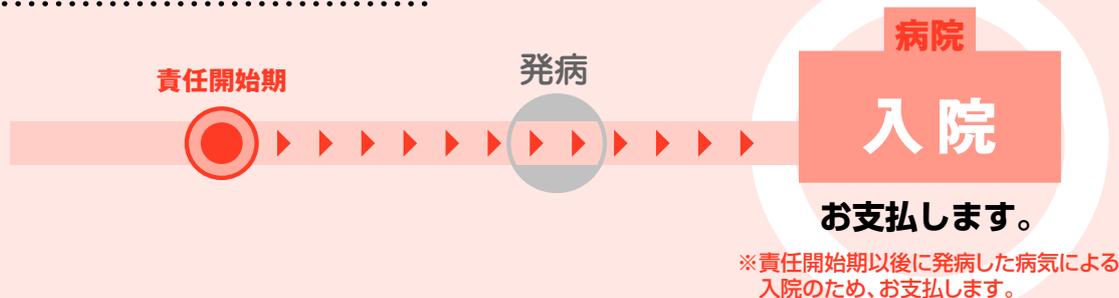
手術給付金等

保障の責任開始期前に生じた不慮の事故による傷害または疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます）を直接の原因として、保障の責任開始期以後に入院された場合や手術を受けられた場合は、入院給付金や手術給付金のお支払はできません。

#### <入院給付金の例>

##### お支払する場合

●責任開始期以後に発病した「糖尿病」で入院された場合。



##### お支払できない場合

●責任開始期前から「糖尿病」に対する継続的な治療を行っており、責任開始期以後に「糖尿病」で入院された場合。



ただし、以下の場合には入院給付金または手術給付金は、支払対象になることがあります（がんの診断確定を要件とするお支払事由はこの取扱の対象となりません）。

- ・保障の責任開始期前に生じた疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます）について「加入時に正しい告知をいただいた場合」や、「告知の時点で病院等での受診歴がなく、健康診断等で異常を指摘されたことがない場合（ただし、その疾病による症状について認識または自覚していた場合を除きます。）」。
- ・保障の責任を開始してから2年をこえてお支払事由が発生した場合

## 事例 2 1回の入院についての支払限度日数

入院給付金

医療保険・入院関係特約には、1回の入院に対する支払限度日数があります。

なお、お支払事由に該当する入院が2回以上あり、それらの入院が同一疾病の治療を目的とする場合は、原則1回の入院とみなし、入院日数を通算します。ただし、前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始された入院については新たな入院とみなし、入院日数の通算は行いません。

### <医療保険(1入院限度180日のタイプ)での入院給付金の例>

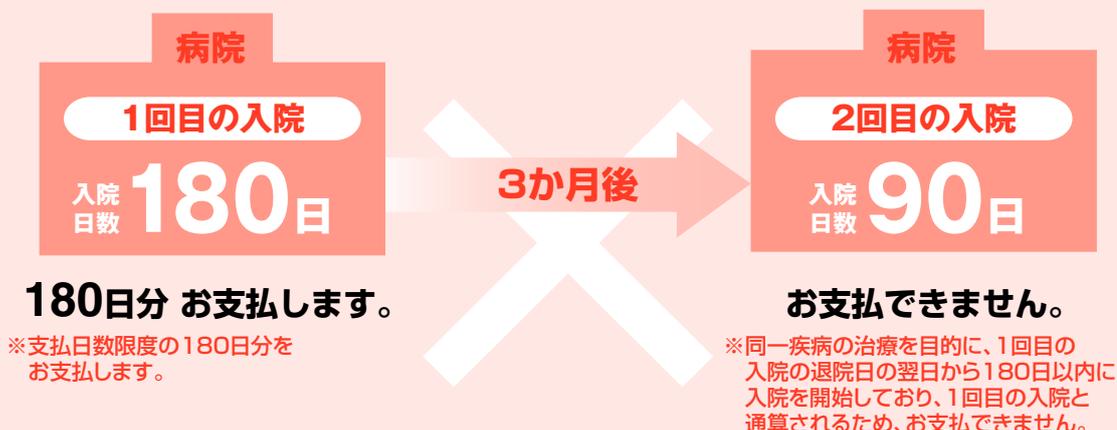
#### お支払する場合

- 「脳梗塞」で180日入院。  
退院した1年後に同一疾病で90日入院された場合。



#### お支払できない場合

- 「脳梗塞」で180日入院。  
退院した3か月後に同一疾病で90日入院された場合。



## 事例 3 不慮の事故

災害死亡保険金

障害給付金

災害入院給付金 等

災害死亡保険金や災害入院給付金等は、約款で定める「対象となる不慮の事故」を直接の原因とする場合にお支払します。

「対象となる不慮の事故」とは、**急激かつ偶発的な外来の事故**で、約款に定める分類項目に該当する事故をいいます。

※疾病または体質的な要因をお持ちの方が、「軽微な外因」(身体の外部からの軽度な要因)により発症または症状が増悪したときには、その「軽微な外因」は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

ご病気を原因とする場合や事故が約款に定める分類項目に該当しない場合は、「対象となる不慮の事故」に該当しないため、お支払できません。

### <災害死亡保険金、災害入院給付金の例>

#### お支払する場合

- 作業中に誤って高所から転落し、亡くなられた場合。
- 野球の練習中、ボールが足に当たって骨折し、入院された場合。

※「対象となる不慮の事故」の要件である急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ約款に定める分類項目に該当するため、お支払します。

#### お支払できない場合

- ご病気による嘔下障害えんげしょうがいのある方が、喉に食物等をつまらせ、窒息によって亡くなられた場合。

※窒息の原因が疾病であり外来性がないため、「対象となる不慮の事故」に該当しません。

- 腰痛をお持ちの方が、床に落ちた物を拾おうと腰をかがめた時に、腰痛が悪化し入院された場合。

※疾病をお持ちの方が、日常動作を原因(軽微な外因)に症状が悪化したもので、「対象となる不慮の事故」に該当しません。

## 事例 4 約款に定める手術の種類

手術給付金

手術給付金のお支払は、約款の給付倍率表に定める手術であることが必要になりますので、手術の種類によってはお支払できないものがあります。

### <手術給付金の例>

#### お支払する場合

##### <お支払する手術の例>

- 「虫垂炎」に対して、虫垂を切除する手術
- 「胆石症」に対して、胆石を摘出する手術
- 肋骨の骨折に対する観血的な手術
- がん治療のための根治手術 等

#### お支払できない場合

##### <お支払できない手術の例>

- 「扁桃炎」に対して、扁桃を摘出する手術
- 骨折手術の後に行われた抜釘術
- 指先の骨折に対する骨接合手術
- 検査目的の手術
- 美容整形目的の手術
- 視力矯正を直接の目的とする手術(レーザーシク等) 等

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なことがら

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約款抜粋

約款抜粋

## 事例 5 障害状態と回復の見込み

高度障害保険金  
障害給付金 等

高度障害保険金、障害給付金は、約款に定める障害状態に該当し、回復の見込みのないことがお支払の要件となります。

### <高度障害保険金の例>

#### お支払する場合

- 両眼の矯正視力が0.02以下となり、**回復の見込みがない場合。**

※約款に定める障害状態に該当し、回復の見込みがない(症状固定)ため、お支払します。

#### お支払できない場合

- 病気で両眼の矯正視力が**0.02以下**となったが、手術を行い、**将来回復の見込みがある場合。**

※約款に定める障害状態に該当しますが、回復の見込みがあるため、お支払できません。

## 事例 6 告知義務違反による解除

故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活等の場合は復活日等）から2年以内であれば、ご契約が解除となり、保険金・給付金をお支払できないことがあります。

（責任開始日から2年を経過していても、2年以内に保険金や給付金のお支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります）

※保険金等のお支払事由となる原因が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金等をお支払します。

### <死亡保険金の例>

#### お支払する場合

- ご加入時に「**血圧が高いこと**」を告知書で**正しく告知**し、特別条件付（保険料の上乗せ）で加入された。

ご加入時から**1年後**に「**高血圧**」を原因とする「**脳卒中**」で亡くなられた場合。

※告知義務違反がないため、保険金をお支払します。

#### お支払できない場合

- ご加入前の「**慢性肝炎**」での通院について、告知書で**正しく告知せず**に加入された。

ご加入から**1年後**に「**慢性肝炎**」を原因とする「**肝癌**」で亡くなられた場合。

※告知義務違反のためご契約は解除となり、保険金はお支払できません。

## 事例 7 免責事由

死亡保険金

災害死亡保険金

災害入院給付金 等

死亡保険金、入院給付金等については、約款で免責事由が定められています。

＜災害死亡保険金、災害入院給付金等の主な免責事由＞

- ・被保険者の「故意」または「重大な過失（著しい不注意）」を原因とするとき
- ・被保険者の精神障害、泥酔の状態を原因とする事故によるとき 等

＜死亡保険金の主な免責事由＞

- ・ご加入後（復活等の場合は復活後等）、所定の期間内での自殺 等

## ＜災害死亡保険金の例＞

## お支払する場合

- 仕事の疲れから、居眠り運転をしてしまい、路肩に衝突して亡くなられた場合。
- 酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行中、走行してきた車にはねられ亡くなられた場合。

## お支払できない場合

- 被保険者が、危険であることを認識できる状況で、高速道路を逆走して対向車と衝突し亡くなられた場合。
- 泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられ亡くなられた場合。

※被保険者に重大な過失があるため、お支払できません。

## 事例 8 特別条件の付加されたご契約でのご請求

入院給付金

手術給付金 等

特定のご病気またはおからだの特定の部位を保障対象外とする条件が付加されたご契約の場合、この条件の不担保期間中で、特定のご病気または特定の部位に発症したご病気を原因とする入院、手術等は、保障の対象外となります。

## ＜入院給付金の例＞

## お支払する場合

「異常妊娠・異常分娩」を保障対象外とする特別条件が付加されたご契約で、「急性虫垂炎」での入院をご請求される場合。

## お支払できない場合

「異常妊娠・異常分娩」を保障対象外とする特別条件が付加されたご契約で、「切迫早産」での入院（不担保期間中）をご請求される場合。

※保障対象外である「異常妊娠・異常分娩」に該当するため、お支払できません。

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なことから

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約款抜粋

約款抜粋

*Memo*



---

# 保険金等の 請求方法について

---

# 保険金等の請求方法について

死亡保険金や入院・手術給付金等の迅速で正確なお支払には、お客さまからの早期のご連絡が大変重要な情報となります。

ご契約関係者（保険契約者、被保険者等）にご不幸があった場合やご入院・手術をされた場合には保険金・給付金等がお支払できる可能性がありますので、ご不明な点のご質問等も含めて、当社までご連絡ください。

保険金等請求のお手続は、以下（1～4）の手順にて行います。

**1** 当社にて、ご請求のお申し出をお受けした後、ご請求に関する書類\*1を交付または郵送します。

\* 1 保険金等の各種請求書類は当社ホームページからダウンロードすることができます（一部ホームページからダウンロードできない書類があります）。



**2** 所定の書類に必要な事項をご記入いただくとともに、診断書等をご準備ください。すべての書類が整いましたら、当社へご提出ください。



**3** 当社にて、ご提出いただいた書類の内容を拝見します。



**4** ご契約の約款の内容に従い、保険金等をご指定の口座へお支払します。

※必要書類に不備がありますと、お支払が遅れることがありますのでご注意ください。  
 ※保険金等のご請求について、上記の方法のほかに情報端末によるお手続を認めることがあります。



ジブラルタ生命コールセンター

受付時間 平日9:00～18:00  
 土曜9:00～17:00  
 （日・祝・12/31～1/3を除く）

一般のお客様 **0120-37-2269** **通話料無料**

■ご請求についてのご注意

- ・ 保険金等・返戻金の元利金または保険料払込免除のご請求は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- ・ 保険金等のお支払等の際し、事実の確認を行う場合があります。事実の確認に際し、当社からの事実の照会をしましたらありのままをお答えください。正当な理由がなく回答または同意を拒まれたときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等をお支払しません。当社が指定した医師による診断をお願いしたときも同様です。

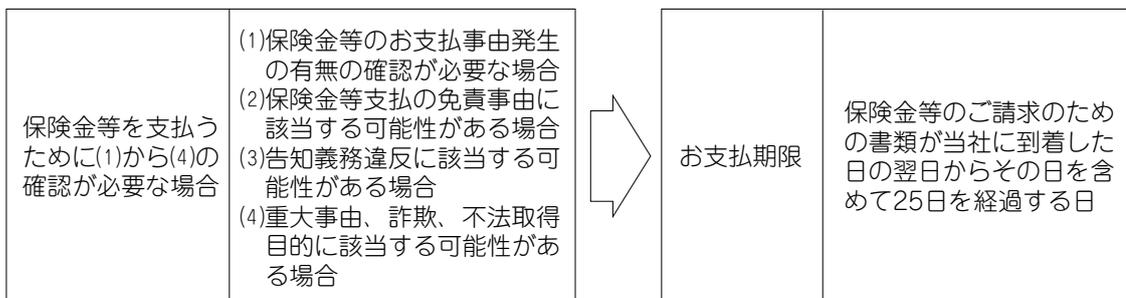
■保険金等のお支払場所について

- ・ 保険金等は、本社または当社の指定した場所（指定口座等）でお支払します。

■保険金等のお支払期限について

保険金等は、そのご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払します。

ただし、保険金等をお支払するために追加で確認・照会・調査が必要な場合には、それぞれのケースに応じたお支払の期限を約款に定めました。追加で確認・照会・調査が必要な場合、当社は保険金等をご請求した方にその旨を通知します。



上記(1)から(4)を確認するために特別な照会等が必要な場合のお支払期限については、普通保険約款等をご覧ください。

普通保険約款等で定めた期限をこえた場合、期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金等をお支払します。

- ※「書類が当社に到着」とは、「完備された請求書類が当社に到着」したことをいいます。
- ※保険金等をお支払するための上記の確認等の際し、保険契約者・被保険者・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払しません。

*Memo*



---

# その他諸制度について

---

# 個人情報の取扱について

## ■個人情報の取得・利用

当社は、お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、個人情報を以下の利用目的の範囲において取得・管理・利用いたします。なお、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法の定める個人番号関係事務を処理する目的で、取得・管理・利用いたします。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

## ■個人情報の提供

お客さまご本人の同意がある場合、または法令等により必要と判断される場合を除き、お客さまの個人情報を第三者へ提供いたしません。

なお、個人情報のうち、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法に定める場合を除き、第三者へ提供いたしません。

## ■保有個人データの開示・訂正・利用停止等

お客さまご本人の保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等のお申し出は、当社コールセンターまたは最寄りの営業拠点で承ります。お申し出者をご本人であることを確認させていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、開示・訂正・利用停止等いたします。

## ■個人情報に関するお問い合わせ先

当社は、個人情報の取扱に関するお問い合わせや苦情等に対応するため、専用の窓口を設け、お客さまからのお問い合わせや苦情等に誠実に対応します。

### 【ジブラルタ生命の個人情報に関する窓口】

- ジブラルタ生命 コール センター

ミナ ジブロック  
0120-37-2269

受付時間：平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00（日・祝・12/31～1/3を除く）

### 【当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について】

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱に関する苦情・相談を受け付けております。

- ・お問い合わせ先

（一社）生命保険協会 生命保険相談室 TEL 03（3286）2648

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間：9:00～17:00（土・日曜、祝日などの同協会休業日を除く）

- ・ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

当社の個人情報の取扱についての詳細は、当社ホームページで公表しております。

<https://www.gib-life.co.jp/>

# 取引時の確認について

ご契約時に確認させていただいたご本人を特定するための事項等に変更があった場合には、当社へすみやかにお知らせください。

※「ご本人を特定するための事項等」とは、本人特定事項（氏名、住居、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業内容、法人のお客様の場合は実質的支配者（法人の議決権総数の4分の1超の議決権を有している者等）をいいます。

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なこと

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約款抜粋

## 保険契約等に関する情報の共同利用について

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

### 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

**あなたのご契約内容が登録されることがあります。**

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受の判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払の判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込があった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受できなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受またはこれらの保険金等のお支払の判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受およびお支払の判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受およびこれらの保険金等のお支払の判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

### 【登録事項】

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「**契約内容登録制度・契約内容照会制度**」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

## 「支払査定時照会制度」について

**保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただきます。**

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以

下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

### 【相互照会事項】

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料およびお払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読みかえます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

## 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

生命保険会社は、生命保険契約の保障機能をまっとうするため、とりわけ生命保険契約が長期にわたるご契約であることに留意しながら、保険業法の定めるところにより、国の免許を受けて、主務官庁の監督のもと健全な経営に努めております。

ただし、万一、生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、経営が困難となった場合またはその蓋然性がある場合には、主としてつぎのような処理が行われる可能性があり、これに伴い、ご契約にも影響が出る可能性があります。

### ■ 保険業法に基づく契約条件の変更手続

保険業法の定めるところにより、主務官庁の承認、株主総会の特別決議および保険契約者の異議申立て手続を経て、保険金額の削減その他のご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の範囲内の変更に限られます。）が行われることがあります。

### ■ 保険業法に基づく破綻処理

つぎのときには、保険業法の定めるところにより、ご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の適用はありません。）が行われることがあります。

- (1)他の保険会社または生命保険契約者保護機構へ保険契約の移転が行われるとき
- (2)他の保険会社との合併が行われるとき
- (3)他の保険会社または保険持株会社の子会社となるとき

### ■ 一般の倒産法制の利用

会社更生法等の倒産法に基づく手続が行われるときには、生命保険会社の財産状態に応じて、各倒産法の定めるところにより、ご契約内容の変更が行われることがあります。

### 【生命保険契約者保護機構について】

上記の制度の利用に加えて、保険業法の定めるところにより、生命保険会社が生命保険契約者保護機構に申込を行い、これが認められたときには、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われることがあります。

ただし、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われるときにも、ご契約時にお約束した保険金額等が保証されているものではありません。

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なこと

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約款抜粋

約款抜粋

ご契約のしおり

主な  
保険  
用語  
の  
ご  
説  
明

更  
新  
に  
つ  
い  
て

主  
契  
約  
に  
つ  
い  
て

特  
約  
に  
つ  
い  
て

ご  
契  
約  
に  
つ  
い  
て  
大  
切  
な  
こ  
と  
が  
ら

保  
険  
金  
等  
の  
請  
求  
方  
法  
に  
つ  
い  
て

そ  
の  
他  
諸  
制  
度  
に  
つ  
い  
て

「生命保険契約者保護機構」につきましては



「ご契約のしおり」中の「生命保険契約者保護機構」について」をご参照ください。



ご注意

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、上記のご契約内容の変更が行われた場合には、保険契約者または保険金等の受取人のお受取になる金額が、お払いただいた保険料の合計額を下まわる可能性があります。

約款抜粋

約  
款  
抜  
粋

# 「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によってはご契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）をこえていたご契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 =  $90\% - \{ (過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 \div 2 \}$

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なこと

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

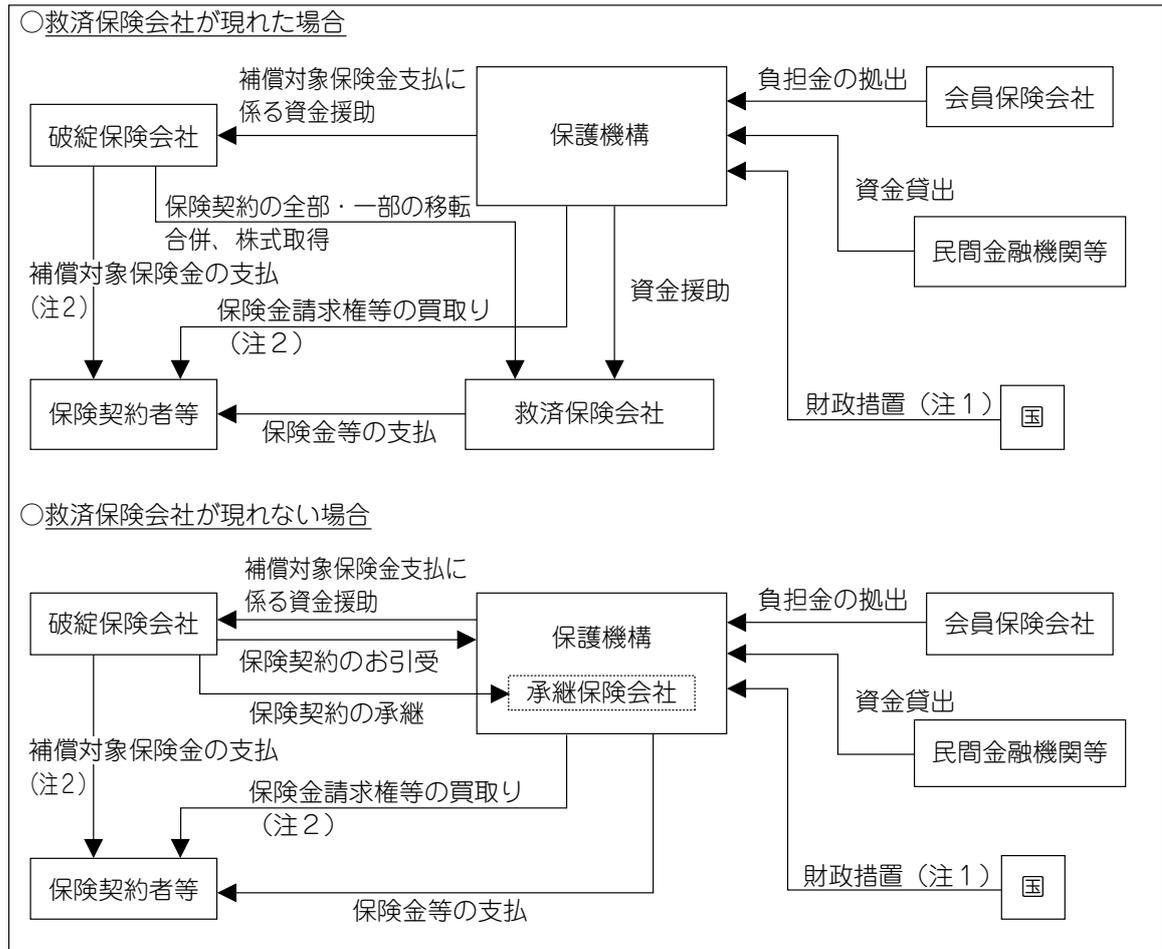
約款抜粋

約款抜粋

に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払にそなえ、保険料や運用収益等を財源として積み立てている準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【生命保険契約者保護機構（概略図）】



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて2018年4月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- ・生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先  
 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820  
 「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」  
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>



---

# 約款拔粹

---

## 約款抜粋

本冊子のしおりに記載されている各主契約と特約のお支払事由をより詳細にご理解いただくために、「約款」の主なお支払事由に関する別表等を抜粋して記載しています。なお、「約款」は、当社ホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「Web約款」に掲載しています。

内容	別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所	ページ
高度障害状態	別表 1	約款抜粋－ 4
不慮の事故	別表 2	約款抜粋－ 4
身体障害の状態	別表 3 疾病障害による保険料払込免除特約条項 附則	約款抜粋－ 6
所定の手術 手術給付倍率	別表 5	約款抜粋－ 8
感染症	別表 10	約款抜粋－ 11
病院・診療所	新医療保険普通保険約款附則 1 の 3 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則 1 の 4. 医療保険 <sup>(14)</sup> （保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款第 1 条 <sup>(3)</sup> 特定損傷特約条項附則 2 の 2 新医療保険特約条項附則 1 の 3 新医療がん特約条項附則 1 の 3 新医療成人病特約条項附則 1 の 3 新医療女性疾病入院特約条項附則 1 の 3 新医療入院一時金特約条項附則 1 の 3 新医療長期入院特約条項附則 1 の 3 新医療通院特約条項附則 1 の 3 5 大生活習慣病特約 <sup>(14)</sup> 条項第 1 条 <sup>(3)</sup> 女性疾病入院特約 <sup>(14)</sup> 条項第 1 条 <sup>(3)</sup> がん診断一時金特約 <sup>(14)</sup> 条項第 1 条 <sup>(5)</sup>	約款抜粋－ 12
傷病 所定の給付倍率	一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則 4	約款抜粋－ 13
診断確定	一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則 1 の 2.	約款抜粋－ 38
医療上重要な関係	一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則 1 の 5.	約款抜粋－ 38
治療を直接の目的とする手術 病院または診療所 公的医療保険制度 医科診療報酬点数表	特定疾病保障定期保険特約条項 附則 1	約款抜粋－ 38
対象となる悪性新生物（がん） 対象となる急性心筋梗塞 対象となる脳卒中	特定疾病保障定期保険特約条項 附則 2	約款抜粋－ 39
身体障害の状態 所定の給付割合	傷害特約条項附則 1	約款抜粋－ 40
対象となるがん	新医療がん特約条項附則 2	約款抜粋－ 43
対象となる手術 給付倍率	新医療がん特約条項附則 3	約款抜粋－ 44
対象となる成人病	新医療成人病特約条項附則 2	約款抜粋－ 44
所定の手術 給付倍率	新医療成人病特約条項附則 3	約款抜粋－ 45
対象となる女性特定疾病	新医療女性疾病入院特約条項附則 2 女性疾病入院特約 <sup>(14)</sup> 条項附則	約款抜粋－ 46

内容	別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所	ページ
当社の定める要介護状態	介護特約条項附則 1	約款抜粋-49
所定の手術 所定の給付倍率	手術特約条項 附則 2	約款抜粋-51
公的医療保険制度	手術特約条項 附則 1 の 2.	約款抜粋-53
診療報酬点数表	手術特約条項 附則 1 の 3.	約款抜粋-54
5大生活習慣病	5大生活習慣病特約(14)条項附則	約款抜粋-54
がん／上皮内がん	がん診断一時金特約(14)条項第 1 条(1)(2)および附則	約款抜粋-55
療養	先進医療特約条項 附則 1 の 1.	約款抜粋-56
先進医療	先進医療特約条項 附則 1 の 2.	約款抜粋-57
先進医療の技術にかかわる費用の額	先進医療特約条項 附則 1 の 4.	約款抜粋-57
異常分娩	先進医療特約条項 附則 2	約款抜粋-57

## 高度障害状態

<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所>  
別表1.

### 対象となる高度障害状態

高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（備考1. 参照）
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（備考2. 参照）
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの（備考3. 参照）
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（備考4. 参照）

（備考）

#### 1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

#### 2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

#### 3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

## 不慮の事故

<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所>  
別表2.

### 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外項目等
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	
・転倒・転落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・煙、火および火災への曝露（X00～X09）	
・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・有毒動植物との接触（X20～X29）	
・自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露（X30）（日射病、熱射病など）
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの  ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動（X51）（乗り物酔いなど） ・無重力環境への長期滞在（X52） ・食糧の不足（X53） ・水の不足（X54）
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑（Y35.5）

分類項目（基本分類コード）	除外項目等
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

身体障害の状態
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所> 別表3 疾病障害による保険料払込免除特約条項 附則.

### 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- 1眼の視力を全く永久に失ったもの（備考1. 参照）
- 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考2. 参照）
- 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
- 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
- 10手指の用を全く永久に失ったもの（備考4. (1)および(3)参照）
- 1手の5手指を失ったか、または第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（備考4. (1)および(2)参照）
- 10足指を失ったもの（備考5. 参照）
- 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考6. 参照）
- 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの（備考7. 参照）
- 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの（備考8. (1)参照）
- 心臓に人工弁を置換したもの（備考8. (2)参照）
- 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの（備考9. 参照）
- ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの（備考10. (1)および(2)参照）
- 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの（備考10. (3)および(4)参照）

（備考）

- 眼の障害（視力障害）
  - 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
  - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
  - 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 耳の障害（聴力障害）
  - 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メーターで行います。
  - 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

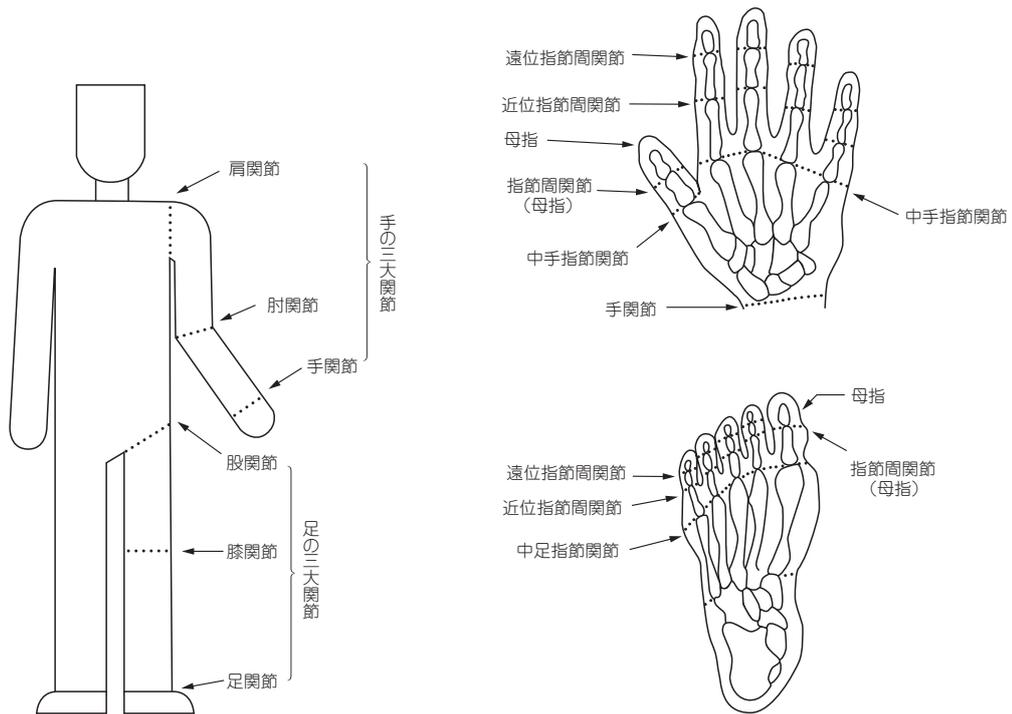
$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

- 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
  - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
4. 手指の障害
- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
  - (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
  - (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
5. 足指の障害
- 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
6. 脊柱の障害
- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
  - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
7. 呼吸器の障害
- (1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量1秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が55Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。
  - (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して180日以上継続して受けたものをいいます。
8. 心臓の障害
- (1) 「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。
  - (2) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。
9. 腎臓の障害
- (1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチンクリアランス値が30ml / 分未満または血清クレアチニン濃度が3.0mg / dl以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものであります。
  - (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
  - (3) 「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。
10. ぼうこうまたは直腸の障害
- (1) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
  - (2) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
  - (3) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。
  - (4) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

<身体部位の名称図>



<b>所定の手術 手術給付倍率</b>
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所>
別表5

手術給付倍率表

対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髓幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1.～89.を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
§皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術（25cm <sup>2</sup> 未満は除く）	20
2.	乳房切断術	20
§筋骨の手術（抜釘術は除く）		
3.	骨移植術	20
4.	骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5.	頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
6.	鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置にともなうものを除く。）	20
8.	脊椎・骨盤観血手術	20
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10.	四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11.	切断四肢再接合術（骨・関節の離断にともなうもの。）	20
12.	四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
13.	筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
§呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭全摘除術	20
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術をともなうもの。）	20

手術番号	手術の種類	給付倍率
17.	胸郭形成術	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	40
§ 循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術をとこなうもの。）	40
22.	心膜切開・縫合術	20
23.	直視下心臓内手術	40
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20
25.	脾摘除術	20
§ 消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	40
29.	胃切除術	40
30.	その他の胃・食道手術（開胸・開腹術をとこなうもの。）	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術（開腹術をとこなうもの。）	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10
§ 尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者に限る。）	40
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・陰脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経腔的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術（視力矯正を直接の目的とする手術を除く。）		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10

手術番号	手術の種類	給付倍率
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
§ 新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
§ 骨髓幹細胞採取手術		
89.	組織の機能に障害がある者に対して骨髓幹細胞を移植することを目的とした骨髓幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。）	20

（備考）

1. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

2. 開頭術

「開頭術」とは頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

3. 開胸術

「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

4. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

5. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。1つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象となります。転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・

再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術に該当しません。

#### 6. 視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクICKIOL等が含まれます。

<b>感染症</b>
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所>
別表10

#### 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード*
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg> ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola> ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

#### (新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）で定められている新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。以下、同じとします。）についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

## 病院・診療所

<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所>

新医療保険普通保険約款附則1の3

一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則1の4.

医療保険<sup>(14)</sup>（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款第1条<sup>(3)</sup>

特定損傷特約条項附則2の2

新医療保険特約条項附則1の3

新医療がん特約条項附則1の3

新医療成人病特約条項附則1の3

新医療女性疾病入院特約条項附則1の3

新医療入院一時金特約条項附則1の3

新医療長期入院特約条項附則1の3

新医療通院特約条項附則1の3

5大生活習慣病特約<sup>(14)</sup>条項第1条<sup>(3)</sup>

女性疾病入院特約<sup>(14)</sup>条項第1条<sup>(3)</sup>

がん診断一時金特約<sup>(14)</sup>条項第1条<sup>(5)</sup>

## 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) (1)の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設
  - ※医療保険<sup>(14)</sup>（保険料払込中無解約返戻金型）の手術・放射線治療給付金および骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払事由の場合、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。
  - ※特定損傷特約の場合、「診療所」について、患者を収容する施設の有無を問いません。また、四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。

<b>傷病 所定の給付倍率</b>
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所>
一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則4

### 給付対象傷病および給付倍率

対象となる傷病は下記のものとし、傷病種類の内容については、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された下記の基本分類コードに規定される内容によるものとします。

傷病番号	傷病種類	基本分類コード*	給付倍率
<b>1. 脳および神経系</b>			
1	○脊髄性筋萎縮症および関連症候群（G12）中の ・その他の遺伝性脊髄性筋萎縮症 ・運動ニューロン疾患 ・その他の脊髄性筋萎縮症および関連症候群 ・脊髄性筋萎縮症、詳細不明	G12.1 G12.2 G12.8 G12.9	10
2	○ハンチントン<Huntington>病 ○遺伝性運動失調（症）（G11）中の ・先天性非進行性運動失調（症） ・晩発性小脳性運動失調（症） ・障害DNA修復を伴う小脳性運動失調（症） ・遺伝性けいこ瘧>性対麻痺 ・その他の遺伝性運動失調（症） ・遺伝性運動失調（症）、詳細不明	G10 G11.0 G11.2 G11.3 G11.4 G11.8 G11.9	10
3	○パーキンソン<Parkinson>病 ○続発性パーキンソン<Parkinson>症候群 ○他に分類される疾患におけるパーキンソン<Parkinson>症候群 ○基底核のその他の変性疾患 ○ジストニー ○その他の錐体外路障害および異常運動 ○他に分類される疾患における錐体外路障害および異常運動 ○アルツハイマー<Alzheimer>病 ○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G31）中の ・限局性脳萎縮（症） ・老人性脳変性、他に分類されないもの ・神経系のその他の明示された変性疾患 ・神経系の変性疾患、詳細不明 ○他に分類される疾患における神経系のその他の変性障害	G20 G21 G22 G23 G24 G25 G26 G30 G31.0 G31.1 G31.8 G31.9 G32	10
4	○原発性筋障害 ○その他のミオパチ<シ>-（G72）中の ・薬物誘発性ミオパチ<シ>- ・その他の毒性物質によるミオパチ<シ>- ・周期性四肢麻痺 ・炎症性ミオパチ<シ>-、他に分類されないもの ・その他の明示されたミオパチ<シ>- ・ミオパチ<シ>-、詳細不明	G71 G72.0 G72.2 G72.3 G72.4 G72.8 G72.9	10
5	○水頭症	G91	10
6	○末梢神経系のその他の障害 ○自律神経系の障害 ○中毒性脳症 ○脳のその他の障害 ○中枢神経系のその他の障害 ○神経系のその他の障害、他に分類されないもの	G64 G90 G92 G93 G96 G98	10
7	○片麻痺	G81	10

約款抜粋

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	○対麻痺および四肢麻痺 ○その他の麻痺性症候群	G82 G83	
8	○くも膜下出血 ○脳血管疾患の続発・後遺症（I69）中の ・くも膜下出血の続発・後遺症	I60 I69.0	10
9	○脳梗塞 ○脳血管疾患の続発・後遺症（I69）中の ・脳梗塞の続発・後遺症	I63 I69.3	10
10	○脳内出血 ○脳血管疾患の続発・後遺症（I69）中の ・脳内出血の続発・後遺症	I61 I69.1	10
11	○多発性硬化症 ○その他の急性播種性脱髄疾患 ○中枢神経系のその他の脱髄疾患	G35 G36 G37	10
12	○遺伝性および特発性ニューロパチ<シ>ー ○炎症性多発（性）ニューロパチ<シ>ー ○その他の多発（性）ニューロパチ<シ>ー（G62）中の ・薬物誘発性多発（性）ニューロパチ<シ>ー ・その他の毒性物質による多発（性）ニューロパチ<シ>ー ・その他の明示された多発（性）ニューロパチ<シ>ー ・多発（性）ニューロパチ<シ>ー、詳細不明	G60 G61 G62.0 G62.2 G62.8 G62.9	9
13	○その他の脳血管疾患 ○脳血管疾患の続発・後遺症（I69）中の ・脳卒中の続発・後遺症、出血または梗塞と明示されないもの ・その他および詳細不明の脳血管疾患の続発・後遺症	I67 I69.4 I69.8	9
14	○髄膜の悪性新生物 ○脳の悪性新生物 ○脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ○その他の部位の続発性悪性新生物（C79）中の ・脳および脳髄膜の続発性悪性新生物 ・眼ならびにその他および部位不明の中枢神経系の続発性悪性新生物 ○髄膜の良性新生物 ○脳および中枢神経系のその他の部位の良性新生物 ○髄膜の性状不詳または不明の新生物 ○脳および中枢神経系の性状不詳または不明の新生物	C70 C71 C72 C79.3 C79.4 D32 D33 D42 D43	9
15	○その他の脊髄疾患（G95）中の ・脊髄空洞症および延髄空洞症 ・血管性ミエロパチ<シ>ー ・その他の明示された脊髄疾患 ・脊髄疾患、詳細不明	G95.0 G95.1 G95.8 G95.9	7
16	○急性灰白髄炎<ポリオ> ○中枢神経系の非定型ウイルス感染症 ○狂犬病 ○蚊媒介ウイルス（性）脳炎 ○ダニ媒介ウイルス（性）脳炎 ○その他のウイルス（性）脳炎、他に分類されないもの ○詳細不明のウイルス（性）脳炎 ○ウイルス（性）髄膜炎 ○中枢神経系のその他のウイルス感染症、他に分類されないもの ○中枢神経系の詳細不明のウイルス感染症	A80 A81 A82 A83 A84 A85 A86 A87 A88 A89	6

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	○灰白髄炎<ポリオ>の続発・後遺症 ○その他および詳細不明の感染症および寄生虫症の続発・後遺症（B94）中の ・ウイルス（性）脳炎の続発・後遺症 ○細菌性髄膜炎、他に分類されないもの ○その他および詳細不明の原因による髄膜炎 ○脳炎、脊髄炎および脳脊髄炎 ○頭蓋内および脊椎管内の膿瘍および肉芽腫 ○頭蓋内および脊椎管内の静脈炎および血栓（性）静脈炎 ○中枢神経系の炎症性疾患の続発・後遺症	B91 B94.1 G00 G03 G04 G06 G08 G09	
17	○てんかん ○てんかん重積（状態）	G40 G41	5
18	○重症筋無力症およびその他の神経筋障害（G70）中の ・重症筋無力症 ・中毒性神経筋障害 ・その他の明示された神経筋障害 ・神経筋障害、詳細不明	G70.0 G70.1 G70.8 G70.9	4
19	○一過性脳虚血発作および関連症候群	G45	3
20	○三叉神経障害 ○顔面神経障害 ○その他の脳神経障害 ○神経根および神経そう<叢>の障害 ○上肢の単ニューロパチ<シ>ー ○下肢の単ニューロパチ<シ>ー ○その他の単ニューロパチ<シ>ー	G50 G51 G52 G54 G56 G57 G58	2
<b>2. 眼およびその付属器</b>			
21	○水晶体のその他の障害 ○硝子体の障害 ○眼球の障害	H27 H43 H44	3
22	○強膜の障害 ○角膜炎 ○角膜瘢痕および混濁 ○角膜のその他の障害	H15 H16 H17 H18	3
23	○網膜剥離および裂孔	H33	2
24	○緑内障（H40）中の ・原発開放隅角緑内障 ・原発閉塞隅角緑内障 ・眼の外傷に続発する緑内障 ・眼の炎症に続発する緑内障 ・その他の眼疾患に続発する緑内障 ・薬物による続発緑内障 ・その他の緑内障 ・緑内障、詳細不明	H40.1 H40.2 H40.3 H40.4 H40.5 H40.6 H40.8 H40.9	2
25	○眼および付属器の悪性新生物	C69	1
26	○網膜血管閉塞症 ○その他の網膜障害（H35）中の ・背景網膜症および網膜血管変化 ・その他の増殖性網膜症 ・黄斑および後極の変性 ・周辺網膜変性 ・遺伝性網膜ジストロフィ ・網膜出血 ・網膜層の分離 ・その他の明示された網膜障害 ・網膜障害、詳細不明	H34 H35.0 H35.2 H35.3 H35.4 H35.5 H35.6 H35.7 H35.8 H35.9	1

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
27	○網脈絡膜の炎症 ○脈絡膜のその他の障害	H30 H31	1
28	○涙器の障害 ○虹彩毛様体炎 ○虹彩および毛様体のその他の障害	H04 H20 H21	1
29	○視神経炎 ○視神経〔第2脳神経〕および視（覚）路のその他の障害	H46 H47	1
30	○視覚障害 ○盲<失明>および低視力（H54）中の ・盲<失明>、両眼 ・盲<失明>、片眼、他眼の低視力	H53 H54.0 H54.1	1
31	○眼窩の障害	H05	1
32	○老人性白内障 ○その他の白内障	H25 H26	1
<b>3. 耳およびその付属器</b>			
33	○伝音および感音難聴 ○その他の難聴	H90 H91	3
34	○非化膿性中耳炎 ○化膿性および詳細不明の中耳炎 ○中耳真珠腫	H65 H66 H71	2
35	○その他の内耳疾患（H83）中の ・迷路炎 ・騒音による内耳障害 ○耳のその他の障害、他に分類されないもの（H93）中の ・耳鳴 ・その他の（感音性）聴覚異常 ・聴神経障害	H83.0 H83.3 H93.1 H93.2 H93.3	2
36	○耳硬化症	H80	1
37	○乳（様）突（起）炎および関連病態	H70	1
38	○耳管炎および耳管閉塞 ○その他の耳管障害 ○前庭機能障害	H68 H69 H81	1
39	○鼓膜穿孔 ○鼓膜のその他の障害 ○中耳および乳様突起のその他の障害	H72 H73 H74	1
40	○外耳炎 ○その他の外耳障害	H60 H61	1
41	○耳のその他の障害、他に分類されないもの（H93）中の ・耳の障害、詳細不明	H93.9	1
<b>4. 心臓および血管系</b>			
42	○大動脈瘤および解離	I71	10
43	○急性および亜急性心内膜炎 ○心内膜炎、弁膜不詳	I33 I38	7
44	○房室ブロックおよび左脚ブロック ○その他の伝導障害 ○心停止（I46）中の ・蘇生に成功した心停止 ・心停止、詳細不明 ○発作性頻拍（症） ○心房細動および粗動 ○その他の不整脈 ○心不全	I44 I45 I46.0 I46.9 I47 I48 I49 I50	7
45	○その他の非外傷性頭蓋内出血（I62）中の ・硬膜下出血（急性）（非外傷性）	I62.0	7
46	○リウマチ性僧帽弁疾患	I05	6

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	○リウマチ性大動脈弁疾患 ○リウマチ性三尖弁疾患 ○連合弁膜症 ○その他のリウマチ性心疾患 ○非リウマチ性僧帽弁障害 ○非リウマチ性大動脈弁障害 ○非リウマチ性三尖弁障害 ○肺動脈弁障害	06   07   08   09   34   35   36   37	
47	○アテローム<じゅく<粥>状>硬化（症） ○動脈の塞栓症および血栓症	70   74	6
48	○心筋症（142）中の ・拡張型心筋症 ・閉塞性肥大型心筋症 ・その他の肥大型心筋症 ・心内膜心筋（好酸球性）疾患 ・心内膜線維弾性症 ・その他の拘束型心筋症 ・薬物およびその他の外的因子による心筋症 ・その他の心筋症 ・心筋症、詳細不明	42.0   42.1   42.2   42.3   42.4   42.5   42.7   42.8   42.9	5
49	○肺塞栓症	26	5
50	○その他の動脈瘤	72	5
51	○心臓併発症の記載のないリウマチ熱 ○心臓併発症を伴うリウマチ熱	00   01	5
52	○本態性（原発性<一次性>）高血圧（症） ○高血圧性心疾患 ○高血圧性腎疾患 ○二次性<続発性>高血圧（症） ○低血圧（症）	10   11   12   15   95	3
53	○その他の急性虚血性心疾患 ○慢性虚血性心疾患（125）中の ・アテローム<じゅく<粥>状>硬化性心疾患 ・陳旧性心筋梗塞 ・心室瘤 ・冠（状）動脈瘤 ・虚血性心筋症 ・無痛性<無症候性>心筋虚血 ・その他の型の慢性虚血性心疾患 ・慢性虚血性心疾患、詳細不明	24   25.1   25.2   25.3   25.4   25.5   25.6   25.8   25.9	3
54	○静脈炎および血栓（性）静脈炎	80	3
55	○その他の末梢血管疾患（173）中の ・レイノー<Raynaud>症候群 ・閉塞性血栓血管炎〔ピュルガー<バージャー> <Buerger>病〕 ・末梢血管疾患、詳細不明 ○動脈および細動脈のその他の障害	73.0   73.1   73.9   77	3
56	○門脈血栓症 ○その他の静脈の塞栓症および血栓症	81   82	3
57	○その他の肺性心疾患（127）中の ・原発性肺高血圧（症） ・その他の二次性<続発性>肺高血圧（症） ・その他の明示された肺性心疾患 ・肺性心疾患、詳細不明 ○その他の肺血管の疾患	27.0   27.2   27.8   27.9   28	2
58	○再発性心筋梗塞	22	2

約款抜粋

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
59	○食道静脈瘤	I 85	2
60	○急性心膜炎 ○心膜のその他の疾患	I 30 I 31	2
61	○急性心筋梗塞 ○急性心筋梗塞の続発合併症	I 21 I 23	2
62	○非特異性リンパ節炎 ○リンパ管およびリンパ節のその他の非感染性障害	I 88 I 89	2
63	○狭心症	I 20	2
64	○下肢の静脈瘤	I 83	2
65	○急性心筋炎	I 40	2
66	○静脈のその他の障害（I 87）中の ・ 静脈圧迫 ・ 静脈機能不全（症）（慢性）（末梢）	I 87.1 I 87.2	1
67	○その他の非外傷性頭蓋内出血（I 62）中の ・ 非外傷性硬膜外出血 ・ 頭蓋内出血（非外傷性）、詳細不明 ○脳血管疾患の続発・後遺症（I 69）中の ・ その他の非外傷性頭蓋内出血の続発・後遺症	I 62.1 I 62.9 I 69.2	1
<b>5. 肺、気管支および呼吸系</b>			
68	○呼吸不全、他に分類されないもの	J 96	10
69	○炭坑夫じんく塵>肺（症） ○石綿くアスベスト>およびその他の無機質線維によるじんく塵>肺（症） ○珪酸を含む粉じんく塵>によるじんく塵>肺（症） ○その他の無機粉じんく塵>によるじんく塵>肺（症） ○詳細不明のじんく塵>肺（症） ○結核を伴うじんく塵>肺（症） ○特異的な有機粉じんく塵>による気道疾患 ○有機粉じんく塵>による過敏性肺臓炎 ○化学物質、ガス、フュームおよび蒸気の吸入による呼吸器病態 ○固形物および液状物による肺臓炎 ○その他の外的因子による呼吸器病態	J 60 J 61 J 62 J 63 J 64 J 65 J 66 J 67 J 68 J 69 J 70	8
70	○気管支拡張症	J 47	7
71	○成人呼吸窮く促>迫症候群くARDS> ○肺水腫 ○肺好酸球症、他に分類されないもの ○その他の間質性肺疾患	J 80 J 81 J 82 J 84	7
72	○気管支炎、急性または慢性と明示されないもの ○単純性慢性気管支炎および粘液膿性慢性気管支炎 ○詳細不明の慢性気管支炎	J 40 J 41 J 42	6
73	○胸水、他に分類されないもの ○胸膜斑くプラーク> ○その他の胸膜病態 ○その他の呼吸器障害	J 90 J 92 J 94 J 98	6
74	○肺気腫 ○その他の慢性閉塞性肺疾患	J 43 J 44	5
75	○肺および縦隔の膿瘍 ○膿胸（症）	J 85 J 86	5
76	○中耳、呼吸器および胸腔内臓器の性状不詳または不明の新生物	D 38	4
77	○鼻腔および中耳の悪性新生物 ○副鼻腔の悪性新生物 ○喉頭の悪性新生物	C 30 C 31 C 32	4
78	○気管の悪性新生物	C 33	3

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	○気管支および肺の悪性新生物 ○呼吸器および消化器の統廃性悪性新生物（C78）中の ・肺の統廃性悪性新生物	C34 C78.0	
79	○急性鼻咽頭炎 [かぜ] <感冒> ○急性副鼻腔炎 ○急性咽頭炎 ○急性扁桃炎 ○急性喉頭炎および気管炎 ○急性閉塞性喉頭炎 [クループ] および喉頭蓋炎 ○多部位および部位不明の急性上気道感染症 ○ウイルス肺炎、他に分類されないもの ○肺炎レンサ球菌による肺炎 ○インフルエンザ菌による肺炎 ○細菌性肺炎、他に分類されないもの ○その他の感染病原体による肺炎、他に分類されないもの ○肺炎、病原体不詳	J00 J01 J02 J03 J04 J05 J06 J12 J13 J14 J15 J16 J18	3
80	○上気道のその他の疾患	J39	3
81	○インフルエンザウイルスが分離されたインフルエンザ ○インフルエンザ、インフルエンザウイルスが分離されな いもの	J10 J11	3
82	○気胸	J93	2
83	○中耳および呼吸器系の良性新生物	D14	1
84	○慢性喉頭炎および慢性喉頭気管炎 ○声帯および喉頭の疾患、他に分類されないもの	J37 J38	1
85	○喘息 ○喘息発作重積状態	J45 J46	1
86	○鼻および副鼻腔のその他の障害 ○扁桃およびアデノイドの慢性疾患 ○扁桃周囲膿瘍	J34 J35 J36	1
87	○急性気管支炎 ○急性細気管支炎 ○詳細不明の急性下気道感染症	J20 J21 J22	1
<b>6. 消化管</b>			
88	○腹膜炎	K65	9
89	○口内炎および関連病変（K12）中の ・口腔の蜂巣炎<蜂窩織炎>および膿瘍 ○口唇および口腔粘膜のその他の疾患（K13）中の ・口唇の疾患 ・舌を含む口腔上皮の白板症およびその他の障害 ・毛様白板症 ・口腔粘膜の肉芽腫および肉芽腫様病変 ・口腔粘膜下線維症 ・口腔粘膜の刺激性過形成 ・その他および詳細不明の口腔粘膜の病変 ○舌の疾患	K12.2 K13.0 K13.2 K13.3 K13.4 K13.5 K13.6 K13.7 K14	9
90	○膈ヘルニア ○腹壁ヘルニア	K42 K43	9
91	○食道炎 ○胃食道逆流症 ○食道のその他の疾患	K20 K21 K22	5
92	○胃潰瘍 ○十二指腸潰瘍 ○部位不明の消化性潰瘍 ○胃空腸潰瘍 ○胃炎および十二指腸炎	K25 K26 K27 K28 K29	5

約款抜粋

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
93	○横隔膜ヘルニア	K 44	4
94	○口唇の悪性新生物 ○舌根<基底>部の悪性新生物 ○舌のその他および部位不明の悪性新生物 ○歯肉の悪性新生物 ○口（腔）底の悪性新生物 ○口蓋の悪性新生物 ○その他および部位不明の口腔の悪性新生物 ○耳下腺の悪性新生物 ○その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物 ○扁桃の悪性新生物 ○中咽頭の悪性新生物 ○鼻<上>咽頭の悪性新生物 ○梨状陥凹<洞>の悪性新生物 ○下咽頭の悪性新生物 ○その他および部位不明確の口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00 C 01 C 02 C 03 C 04 C 05 C 06 C 07 C 08 C 09 C 10 C 11 C 12 C 13 C 14	4
95	○直腸S状結腸移行部の悪性新生物 ○直腸の悪性新生物 ○肛門および肛門管の悪性新生物 ○呼吸器および消化器の続発性悪性新生物（C78）中の ・大腸および直腸の続発性悪性新生物	C 19 C 20 C 21 C 78.5	4
96	○腸のその他の疾患 ○消化器系のその他の疾患	K 63 K 92	4
97	○食道の悪性新生物	C 15	3
98	○胃の悪性新生物	C 16	3
99	○結腸の悪性新生物	C 18	3
100	○クローン<Crohn>病 [限局性腸炎]	K 50	3
101	○潰瘍性大腸炎	K 51	3
102	○口腔および消化器の性状不詳または不明の新生物	D 37	3
103	○腸の血行障害	K 55	3
104	○小腸の悪性新生物 ○呼吸器および消化器の続発性悪性新生物（C78）中の ・小腸の続発性悪性新生物	C 17 C 78.4	3
105	○麻痺性イレウスおよび腸閉塞、ヘルニアを伴わないもの	K 56	3
106	○腸性吸収不良（症）（K90）中の ・熱帯性スプルー ・盲係蹄<ブラインドループ>症候群、他に分類されないもの ・隣性脂肪便症 ・不耐性による吸収不良（症）、他に分類されないもの ・その他の腸性吸収不良（症） ・腸性吸収不良（症）、詳細不明	K 90.1 K 90.2 K 90.3 K 90.4 K 90.8 K 90.9	2
107	○胃および十二指腸のその他の疾患（K31）中の ・成人の肥厚性幽門狭窄 ・十二指腸閉塞 ・胃および十二指腸瘻 ・胃および十二指腸のポリープ ・胃および十二指腸のその他の明示された疾患 ・胃および十二指腸の疾患、詳細不明	K 31.1 K 31.5 K 31.6 K 31.7 K 31.8 K 31.9	2
108	○肛門部および直腸部の裂（溝）および瘻（孔） ○肛門部および直腸部の膿瘍 ○肛門および直腸のその他の疾患	K 60 K 61 K 62	2
109	○その他の腹部ヘルニア ○詳細不明の腹部ヘルニア	K 45 K 46	2

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
110	○腹膜のその他の障害	K66	2
111	○腸の憩室性疾患	K57	1
112	○大唾液腺の良性新生物 ○唾液腺疾患	D11 K11	1
113	○そけい＜単径＞ヘルニア ○大腿＜股＞ヘルニア	K40 K41	1
114	○その他の非感染性胃腸炎および非感染性大腸炎（K52）中の ・放射線による胃腸炎および大腸炎 ・アレルギー性および食事性胃腸炎および大腸炎 ・その他の明示された非感染性胃腸炎および非感染性大腸炎 ・非感染性胃腸炎および非感染性大腸炎、詳細不明	K52.0 K52.2 K52.8 K52.9	1
<b>7. 肝、胆および膵</b>			
115	○慢性肝炎、他に分類されないもの	K73	10
116	○胆のう＜嚢＞の悪性新生物 ○その他および部位不明の胆道の悪性新生物	C23 C24	9
117	○アルコール性肝疾患 ○その他の炎症性肝疾患 ○その他の肝疾患	K70 K75 K76	5
118	○肝線維症および肝硬変	K74	4
119	○膵の悪性新生物	C25	3
120	○胆のう＜嚢＞炎 ○胆のう＜嚢＞のその他の疾患	K81 K82	3
121	○急性A型肝炎 ○急性B型肝炎 ○その他の急性ウイルス肝炎 ○慢性ウイルス肝炎 ○詳細不明のウイルス肝炎 ○その他および詳細不明の感染症および寄生虫症の続発・後遺症（B94）中の ・ウイルス肝炎の続発・後遺症	B15 B16 B17 B18 B19 B94.2	3
122	○急性膵炎 ○その他の膵疾患	K85 K86	3
123	○胆道のその他の疾患	K83	2
124	○肝不全、他に分類されないもの	K72	2
125	○肝および肝内胆管の悪性新生物 ○呼吸器および消化器の続発性悪性新生物（C78）中の ・肝の続発性悪性新生物	C22 C78.7	2
126	○胆石症	K80	2
<b>8. 腎および泌尿器</b>			
127	○急性腎不全 ○慢性腎不全 ○詳細不明の腎不全	N17 N18 N19	10
128	○尿管の悪性新生物 ○膀胱の悪性新生物 ○その他の部位の続発性悪性新生物（C79）中の ・膀胱ならびにその他および部位不明の尿路の続発性悪性新生物	C66 C67 C79.1	6
129	○腎盂を除く腎の悪性新生物 ○腎盂の悪性新生物 ○その他の部位の続発性悪性新生物（C79）中の ・腎および腎盂の続発性悪性新生物	C64 C65 C79.0	5
130	○腎尿路の性状不詳または不明の新生物	D41	4
131	○急性腎炎症候群	N00	3

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	○急速進行性腎炎症候群 ○反復性および持続性血尿 ○慢性腎炎症候群 ○ネフローゼ症候群 ○詳細不明の腎炎症候群 ○明示された形態学的病変を伴う単独たんぱく<蛋白>尿 ○遺伝性腎症<ネフロパシー>、他に分類されないもの	N01 N02 N03 N04 N05 N06 N07	
132	○腎尿細管機能障害から生じた障害 ○詳細不明の萎縮腎 ○腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの ○神経因性膀胱（機能障害）、他に分類されないもの ○尿路系のその他の障害	N25 N26 N28 N31 N39	2
133	○急性尿細管間質性腎炎 ○慢性尿細管間質性腎炎 ○尿細管間質性腎炎、急性または慢性と明示されないもの ○閉塞性尿路疾患および逆流性尿路疾患 ○薬物および重金属により誘発された尿細管間質および尿管の病態 ○その他の腎尿細管間質性疾患	N10 N11 N12 N13 N14 N15	2
134	○腎結石および尿管結石 ○下部尿路結石 ○詳細不明の腎仙痛	N20 N21 N23	2
135	○尿道炎および尿道症候群 ○尿道狭窄 ○尿道のその他の障害	N34 N35 N36	1
136	○腎尿路の良性新生物	D30	1
<b>9. 妊娠分娩に関連しない女性疾患</b>			
137	○卵巣の悪性新生物 ○その他の部位の続発性悪性新生物（C79）中の ・卵巣の続発性悪性新生物	C56 C79.6	5
138	○子宮頸（部）の悪性新生物 ○子宮体部の悪性新生物 ○子宮の悪性新生物、部位不明	C53 C54 C55	2
139	○外陰（部）の悪性新生物 ○腔の悪性新生物 ○その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物 ○胎盤の悪性新生物	C51 C52 C57 C58	2
140	○乳房の悪性新生物	C50	2
141	○女性性器を含む瘻	N82	2
142	○女性生殖器の性状不詳または不明の新生物	D39	1
143	○乳房の良性新生物 ○子宮平滑筋腫 ○子宮のその他の良性新生物 ○卵巣の良性新生物 ○その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D24 D25 D26 D27 D28	1
144	○子宮内膜症	N80	1
145	○女性性器脱	N81	1
146	○良性乳房異形成（症） ○乳房の炎症性障害 ○乳房の詳細不明の塊<lump> ○乳房のその他の障害（N64）中の ・乳頭の亀裂及び瘻 ・乳房の脂肪えく壊>死 ・乳房萎縮 ・分娩に関連しない乳汁漏出（症）	N60 N61 N63 N64.0 N64.1 N64.2 N64.3	1

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	・乳房のその他の徴候および症状 ・乳房のその他の明示された障害 ・乳房の障害、詳細不明	N64.5 N64.8 N64.9	
147	○卵巣、卵管および子宮広間膜の非炎症性障害 ○子宮のその他の非炎症性障害、子宮頸（部）を除く（N85）中の ・子宮内膜腺様のう<嚢>胞性増殖症 ・子宮内膜腺腫性増殖症 ・子宮内反（症） ・子宮内癒着（症） ・子宮留血症 ・子宮のその他の明示された非炎症性障害 ・子宮の非炎症性障害、詳細不明 ○子宮頸（部）のその他の非炎症性障害（N88）中の ・子宮頸（部）白斑症<ロイコプラキ> ・子宮頸（部）陳旧性裂傷 ・子宮頸（部）の狭窄 ・（子宮）頸管無力症 ・子宮頸（部）のその他の明示された非炎症性障害 ・子宮頸（部）の非炎症性障害、詳細不明 ○腔のその他の非炎症性障害（N89）中の ・軽度腔異形成 ・中等度腔異形成 ・高度腔異形成、他に分類されないもの ・腔異形成、詳細不明 ・腔の白斑症<ロイコプラキ> ・腔の狭窄および閉鎖 ・処女膜輪狭小 ・腔留血症 ・腔のその他の明示された非炎症性障害 ・腔の非炎症性障害、詳細不明 ○外陰および会陰のその他の非炎症性障害（N90）中の ・軽度外陰異形成 ・中等度外陰異形成 ・高度外陰異形成、他に分類されないもの ・外陰異形成、詳細不明 ・外陰の白斑症<ロイコプラキ> ・外陰萎縮 ・外陰のう<嚢>胞 ・外陰および会陰のその他の明示された非炎症性障害 ・外陰および会陰の非炎症性障害、詳細不明	N83  N85.0 N85.1 N85.5 N85.6 N85.7 N85.8 N85.9  N88.0 N88.1 N88.2 N88.3 N88.8 N88.9  N89.0 N89.1 N89.2 N89.3 N89.4 N89.5 N89.6 N89.7 N89.8 N89.9  N90.0 N90.1 N90.2 N90.3 N90.4 N90.5 N90.7 N90.8 N90.9	1
148	○バルトリン<Bartholin>腺の疾患 ○腔および外陰のその他の炎症	N75 N76	1
149	○卵管炎および卵巣炎	N70	1
150	○子宮の炎症性疾患、子宮頸（部）を除く ○その他の女性骨盤炎症性疾患	N71 N73	1
<b>10. 妊娠分娩に関連した疾患</b>			
151	○早産	O60	1
152	○帝王切開による単胎分娩 ○多胎分娩（O84）中の ・多胎分娩、全児帝王切開 ・その他の多胎分娩	O82  O84.2 O84.8	1
153	○その他の産科的外傷	O71	1
154	○妊娠、分娩および産じょく<褥>に合併する既存の高血圧（症）	O10	1

約款抜粋

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	○増悪したたんぱく<蛋白>尿を伴う既存の高血圧性障害 ○高血圧（症）を伴わない妊娠浮腫および妊娠たんぱく<蛋白>尿 ○明らかなたんぱく<蛋白>尿を伴わない妊娠高血圧（症） ○明らかなたんぱく<蛋白>尿を伴う妊娠高血圧（症） ○子かん<癩> ○詳細不明の母体の高血圧（症） ○過度の妊娠嘔吐	O11 O12 O13 O14 O15 O16 O21	
155	○妊娠早期の出血（O20）中の ・切迫流産	O20.0	1
156	○妊娠中の糖尿病	O24	1
<b>11. 男性疾患</b>			
157	○陰茎の悪性新生物 ○その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生物	C60 C63	5
158	○精巣<睾丸>の悪性新生物	C62	3
159	○男性生殖器の炎症性障害、他に分類されないもの ○男性生殖器のその他の障害	N49 N50	3
160	○男性生殖器の性状不詳または不明の新生物	D40	1
161	○前立腺の悪性新生物	C61	1
162	○前立腺肥大（症）	N40	1
163	○前立腺の炎症性疾患 ○前立腺のその他の障害	N41 N42	1
164	○精巣<睾丸>水腫および精液瘤 ○精巣<睾丸>捻転 ○精巣<睾丸>炎および精巣上体<副睾丸>炎	N43 N44 N45	1
<b>12. 骨、筋および結合組織</b>			
165	○骨髄炎	M86	9
166	○骨粗しょう<鬆>症<オステオポロシス>、病的骨折を伴うもの ○骨粗しょう<鬆>症<オステオポロシス>、病的骨折を伴わないもの	M80 M81	8
167	○筋炎 ○筋の石灰化および骨化 ○その他の筋障害	M60 M61 M62	7
168	○骨え<壊>死	M87	5
169	○成人骨軟化症	M83	5
170	○化膿性関節炎	M00	4
171	○（四）肢の骨および関節軟骨の悪性新生物 ○その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生物 ○その他の部位の続発性悪性新生物（C79）中の ・骨および骨髄の続発性悪性新生物	C40 C41 C79.5	4
172	○多発性関節症 ○股関節症 [股関節部の関節症] ○膝関節症 [膝の関節症] ○第1手根中手関節の関節症 ○その他の関節症	M15 M16 M17 M18 M19	4
173	○その他の炎症性脊椎障害 ○脊椎症 ○その他の脊椎障害	M46 M47 M48	4
174	○下肢の腱（靭帯）付着部症、足を除く ○その他の腱（靭帯）付着部症 ○その他の軟部組織障害、他に分類されないもの	M76 M77 M79	4
175	○股関節および骨盤の若年性骨軟骨症<骨端症>（M91）中の ・骨盤の若年性骨軟骨症<骨端症>	M91.0	3

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大腿骨頭の若年性骨軟骨症&lt;骨端症&gt; [レッグ・カルヴェ・ペルテス病]</li> <li>・扁平股</li> <li>・股関節および骨盤のその他の若年性骨軟骨症&lt;骨端症&gt;</li> <li>・股関節および骨盤の若年性骨軟骨症&lt;骨端症&gt;、詳細不明</li> <li>○その他の若年性骨軟骨症&lt;骨端症&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>M91.1</li> <li>M91.2</li> <li>M91.8</li> <li>M91.9</li> <li>M92</li> </ul>	
176	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（脊柱）後弯（症）および（脊柱）前弯（症）</li> <li>○（脊柱）側弯（症）（M41）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年性特発性（脊柱）側弯（症）</li> <li>・その他の特発性（脊柱）側弯（症）</li> <li>・胸郭原性（脊柱）側弯（症）</li> <li>・神経筋性（脊柱）側弯（症）</li> <li>・その他の続発性（脊柱）側弯（症）</li> <li>・その他の型の（脊柱）側弯（症）</li> <li>・（脊柱）側弯（症）、詳細不明</li> </ul> </li> <li>○脊椎骨軟骨症&lt;骨端症&gt;</li> <li>○その他の変形性脊柱障害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>M40</li> <li>M41.1</li> <li>M41.2</li> <li>M41.3</li> <li>M41.4</li> <li>M41.5</li> <li>M41.8</li> <li>M41.9</li> <li>M42</li> <li>M43</li> </ul>	3
177	○骨の癒合障害	M84	3
178	<ul style="list-style-type: none"> <li>○その他の結晶性関節障害</li> <li>○その他の明示された関節障害</li> <li>○その他の関節炎</li> <li>○その他の関節障害、他に分類されないもの（M25）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・出血性関節症</li> <li>・関節の癭（孔）</li> <li>・動揺関節</li> <li>・関節のその他の不安定症</li> <li>・関節滲出液貯留</li> <li>・関節硬直、他に分類されないもの</li> <li>・骨棘</li> <li>・その他の明示された関節障害</li> <li>・関節障害、詳細不明</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>M11</li> <li>M12</li> <li>M13</li> <li>M25.0</li> <li>M25.1</li> <li>M25.2</li> <li>M25.3</li> <li>M25.4</li> <li>M25.6</li> <li>M25.7</li> <li>M25.8</li> <li>M25.9</li> </ul>	3
179	<ul style="list-style-type: none"> <li>○その他の脊柱障害、他に分類されないもの（M53）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・頸頭蓋症候群</li> <li>・頸腕症候群</li> <li>・脊椎不安定（症）</li> <li>・その他の明示された脊柱障害</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>M53.0</li> <li>M53.1</li> <li>M53.2</li> <li>M53.8</li> </ul>	2
180	○痛風	M10	2
181	<ul style="list-style-type: none"> <li>○頸部椎間板障害</li> <li>○その他の椎間板障害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>M50</li> <li>M51</li> </ul>	2
182	○肩の傷害<損傷>	M75	2
183	<ul style="list-style-type: none"> <li>○骨および関節軟骨の良性新生物</li> <li>○中皮組織の良性新生物</li> <li>○結合組織およびその他の軟部組織のその他の良性新生物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>D16</li> <li>D19</li> <li>D21</li> </ul>	2
184	○膝蓋骨の障害	M22	2
185	<ul style="list-style-type: none"> <li>○膝内障</li> <li>○その他の明示された関節内障</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>M23</li> <li>M24</li> </ul>	2
186	○線維芽細胞性障害	M72	2
187	○反応性関節障害	M02	2
188	○骨のパジェット<ページェット><Paget>病 [変形性骨炎]	M88	2
189	<ul style="list-style-type: none"> <li>○その他の骨障害</li> <li>○その他の骨軟骨障害</li> <li>○軟骨のその他の障害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>M89</li> <li>M93</li> <li>M94</li> </ul>	1
190	○骨の密度および構造のその他の障害	M85	1

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
191	○滑膜炎および腱鞘炎 ○滑膜および腱の特異性断裂 ○滑膜および腱のその他の障害	M65 M66 M67	1
192	○使用、使い過ぎおよび圧迫に関連する軟部組織障害 ○その他の滑液包障害	M70 M71	1
<b>13. 皮膚の疾患</b>			
193	○えくぼ＞痘性膿皮症	L 88	6
194	○皮膚および皮下組織のその他の障害、他に分類されないもの	L 98	5
195	○天疱瘡 ○その他のアカントリゼ＜棘融解＞性障害 ○類天疱瘡 ○その他の水疱症	L 10 L 11 L 12 L 13	4
196	○下肢の潰瘍、他に分類されないもの	L 97	4
197	○皮膚の悪性黒色腫 ○皮膚のその他の悪性新生物 ○その他の部位の続発性悪性新生物（C 79）中の ・皮膚の続発性悪性新生物	C 43 C 44 C 79.2	3
198	○乾せん＜癬＞ ○類乾せん＜癬＞ ○バラ色ひこく＜粧糠＞疹 ○扁平苔せん＜癬＞ ○その他の丘疹落せつ＜屑＞＜りんせつ＜鱗屑＞＞性障害	L 40 L 41 L 42 L 43 L 44	3
199	○アトピー性皮膚炎 ○脂漏性皮膚炎（L 21）中の ・頭部脂漏 ・その他の脂漏性皮膚炎 ・脂漏性皮膚炎、詳細不明 ○アレルギー性接触皮膚炎 ○刺激性接触皮膚炎 ○詳細不明の接触皮膚炎 ○剥脱性皮膚炎 ○摂取物質による皮膚炎 ○慢性単純性苔せん＜癬＞および痒疹 ○その他の皮膚炎	L 20 L 21.0 L 21.8 L 21.9 L 23 L 24 L 25 L 26 L 27 L 28 L 30	3
200	○皮膚の萎縮性障害	L 90	3
201	○皮膚および皮下組織の肉芽腫性障害	L 92	2
202	○ヘルペスウイルス [単純ヘルペス] 感染症 ○水痘 [鶏痘] ○帯状疱疹 [帯状ヘルペス] ○痘瘡 ○サル痘 ○麻疹 ○風疹 [ドイツ麻疹]	B 00 B 01 B 02 B 03 B 04 B 05 B 06	2
203	○ブドウ球菌性熱傷様皮膚症候群＜SSSS＞ ○皮膚膿瘍、せつ＜フルンケル＞およびよう＜カルブンケル＞ ○蜂巣炎＜蜂窩織炎＞ ○急性リンパ節炎 ○毛巣のう＜囊＞胞 ○皮膚および皮下組織のその他の局所感染症	L 00 L 02 L 03 L 04 L 05 L 08	2
204	○エリテマトーデス＜紅斑性狼瘡＞	L 93	2
205	○紫外線によるその他の急性皮膚変化 ○非電離放射線の慢性曝露による皮膚変化 ○放射線皮膚炎	L 56 L 57 L 58	1

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	○皮膚および皮下組織の放射線に関連するその他の障害	L 59	
206	○皮膚に限局した血管炎、他に分類されないもの	L 95	1
207	○メラニン細胞性母斑 ○皮膚のその他の良性新生物	D22 D23	1
208	○皮膚の肥厚性障害	L 91	1
209	○じんまゝ蕁麻疹 ○多形紅斑 ○結節性紅斑 ○その他の紅斑性病態	L 50 L 51 L 52 L 53	1
<b>14. 感染症、代謝、内分泌、血液系および膠原病など全身にわたる疾患</b>			
210	○呼吸器結核、細菌学的または組織学的に確認されたもの ○呼吸器結核、細菌学的または組織学的に確認されていないもの ○神経系結核 ○その他の臓器の結核 ○粟粒結核	A 15 A 16 A 17 A 18 A 19	10
211	○リンパ性白血病 ○骨髄性白血病 ○単球性白血病 ○細胞型の明示されたその他の白血病 ○細胞型不明の白血病	C 91 C 92 C 93 C 94 C 95	8
212	○ホジキン<Hodgkin>病 ○ろく濾>胞性〔結節性〕非ホジキン<non-Hodgkin>リンパ腫 ○びまん性非ホジキン<non-Hodgkin>リンパ腫 ○末梢性および皮膚T細胞リンパ腫 ○非ホジキン<non-Hodgkin>リンパ腫のその他および詳細不明の型	C 81 C 82 C 83 C 84 C 85	5
213	○播種性血管内凝固症候群〔脱線維素症候群〕 ○遺伝性第Ⅶ因子欠乏症 ○遺伝性第Ⅸ因子欠乏症 ○その他の凝固障害 ○紫斑病およびその他の出血性病態	D 65 D 66 D 67 D 68 D 69	5
214	○ペスト ○野兎病<ツラレミア> ○炭疽 ○ブルセラ症 ○鼻疽および類鼻疽 ○鼠咬症 ○類丹毒 ○レプトスピラ症 ○その他の人畜共通細菌性疾患、他に分類されないもの ○ハンセン<Hansen>病 ○その他の非結核性抗酸菌による感染症 ○リステリア症 ○産科的破傷風 ○その他の破傷風 ○ジフテリア ○百日咳 ○猩紅熱 ○髄膜炎菌感染症 ○レンサ球菌性敗血症 ○その他の敗血症 ○放線菌症<アクチノミセス症> ○ノカルジア症	A 20 A 21 A 22 A 23 A 24 A 25 A 26 A 27 A 28 A 30 A 31 A 32 A 34 A 35 A 36 A 37 A 38 A 39 A 40 A 41 A 42 A 43	5

約款抜粋

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	○バルトネラ症	A 44	
	○丹毒	A 46	
	○その他の細菌性疾患、他に分類されないもの	A 48	
	○部位不明の細菌感染症	A 49	
	○非性病性梅毒	A 65	
	○フランベジア<yaws>	A 66	
	○ピンタ<pinta> [カラート<carate>]	A 67	
	○回帰熱	A 68	
	○その他のスピロヘータ感染症	A 69	
	○オウム病クラミジア感染症	A 70	
	○トラコーマ	A 71	
	○クラミジアによるその他の疾患	A 74	
	○癩疹チフス	A 75	
	○紅斑熱 [マダニ媒介リケッチア症]	A 77	
	○Q熱	A 78	
	○その他のリケッチア症	A 79	
	○デング熱 [古典デング]	A 90	
	○デング出血熱	A 91	
	○その他の蚊媒介ウイルス熱	A 92	
	○その他の節足動物媒介ウイルス熱、他に分類されないもの	A 93	
	○詳細不明の節足動物媒介ウイルス熱	A 94	
	○黄熱	A 95	
	○アレナウイルス出血熱	A 96	
	○その他のウイルス性出血熱、他に分類されないもの	A 98	
	○詳細不明のウイルス性出血熱	A 99	
	○サイトメガロウイルス病	B 25	
	○ムンプス	B 26	
	○伝染性単核症	B 27	
	○ウイルス（性）結膜炎	B 30	
	○その他のウイルス疾患、他に分類されないもの	B 33	
	○部位不明のウイルス感染症	B 34	
	○カンジダ症（B37）中の		
	・カンジダ性口内炎	B 37.0	
	・肺カンジダ症	B 37.1	
	・その他の部位の尿路性器のカンジダ症	B 37.4	
	・カンジダ性髄膜炎	B 37.5	
	・カンジダ性心内膜炎	B 37.6	
	・カンジダ性敗血症	B 37.7	
	・その他の部位のカンジダ症	B 37.8	
	・カンジダ症、詳細不明	B 37.9	
	○コクシジオイデス症	B 38	
	○ヒストプラズマ症	B 39	
	○プラストミセス症	B 40	
	○パラコクシジオイデス症	B 41	
	○スポロトリコーシス	B 42	
	○クロモミコーシスおよびフェオミコーシス性膿瘍	B 43	
	○アスペルギルス症	B 44	
	○クリプトコッカス症	B 45	
	○接合菌症	B 46	
	○菌腫	B 47	
	○その他の真菌症、他に分類されないもの	B 48	
	○詳細不明の真菌症	B 49	
	○熱帯熱マラリア	B 50	
	○三日熱マラリア	B 51	

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	○四日熱マラリア	B52	
	○その他の寄生虫学的に確認されたマラリア	B53	
	○詳細不明のマラリア	B54	
	○リーシュマニア症	B55	
	○アフリカ トリパノソーマ症	B56	
	○シャガス<Chagas>病	B57	
	○トキソプラズマ症	B58	
	○ニューモシスチス症	B59	
	○その他の原虫疾患、他に分類されないもの	B60	
	○詳細不明の原虫疾患	B64	
	○住血吸虫症	B65	
	○その他の吸虫感染症	B66	
	○エキ<ヒ>ノコックス症	B67	
	○糸虫症	B68	
	○のう<囊>(尾)虫症	B69	
	○裂頭糸虫症および孤虫症<スバルガーヌム症>	B70	
	○その他の糸虫感染症	B71	
	○メジナ虫症<ドラカ<ク>ンクルス症>	B72	
	○オンコセルカ症	B73	
	○フィラリア症<糸状虫症>	B74	
	○旋毛虫症	B75	
	○鉤虫症	B76	
	○回<蛔>虫症	B77	
	○糞線虫症	B78	
	○鞭虫症	B79	
	○ぎょう<蟯>虫症	B80	
	○その他の腸ぜん<蠕>虫症、他に分類されないもの	B81	
	○詳細不明の腸寄生虫症	B82	
	○その他のぜん<蠕>虫症	B83	
	○かいせん<疥癬>	B86	
	○ハ工幼虫症	B87	
	○その他の寄生症	B88	
	○詳細不明の寄生虫症	B89	
	○ハンセン<Hansen>病の続発・後遺症	B92	
	○その他および詳細不明の感染症および寄生虫症の続発・後遺症(B94)中の		
	・トラコーマの続発・後遺症	B94.0	
	・その他の明示された感染症および寄生虫症の続発・後遺症	B94.8	
	○その他および詳細不明の感染症	B99	
215	○芳香族アミノ酸代謝障害	E70	5
	○側鎖<分枝鎖>アミノ酸代謝および脂肪酸代謝障害	E71	
	○その他のアミノ酸代謝障害	E72	
	○乳糖不耐症	E73	
	○その他の糖質代謝障害	E74	
	○スフィンゴリピド代謝障害およびその他の脂質蓄積障害	E75	
	○グリコサミノグリカン代謝障害	E76	
	○糖たんぱく<蛋白>代謝障害	E77	
	○リポたんぱく<蛋白>代謝障害およびその他の脂(質)血症	E78	
	○プリンおよびピリミジン代謝障害	E79	
	○ポルフィリンおよびビリルビン代謝障害	E80	
	○ミネラル<鉱質>代謝障害	E83	
	○のう<囊>胞性線維症<システィックファイブローシス>	E84	

約款抜粋

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	○アミロイドーシス<アミロイド症> ○体液量減少（症） ○その他の体液、電解質および酸塩基平衡障害 ○その他の代謝障害	E 85 E 86 E 87 E 88	
216	○無顆粒球症 ○多形核好中球機能障害 ○白血球のその他の障害 ○脾疾患 ○メトヘモグロビン血症 ○血液および造血器のその他の疾患 ○リンパ細網組織および細網組織球系の疾患	D 70 D 71 D 72 D 73 D 74 D 75 D 76	5
217	○甲状腺の悪性新生物 ○副腎の悪性新生物 ○その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物 ○その他の部位の続発性悪性新生物（C 79）中の ・副腎の続発性悪性新生物	C 73 C 74 C 75 C 79.7	5
218	○血清反応陽性関節リウマチ ○その他の関節リウマチ ○若年性関節炎 ○結節性多発（性）動脈炎および関連病態 ○その他のえく壊>死性血管障害 ○全身性エリテマトーデス<紅斑性狼瘡><S L E > ○皮膚（多発性）筋炎 ○全身性硬化症 ○その他の全身性結合組織疾患 ○強直性脊椎炎	M 05 M 06 M 08 M 30 M 31 M 32 M 33 M 34 M 35 M 45	4
219	○サルコイドーシス	D 86	4
220	○先天性ヨード欠乏症候群 ○ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態 ○無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 ○その他の甲状腺機能低下症 ○その他の非中毒性甲状腺腫 ○甲状腺中毒症 [甲状腺機能亢進症] ○甲状腺炎 ○その他の甲状腺障害 ○非糖尿病性低血糖性昏睡 ○その他の膵内分泌障害 ○副甲状腺<上皮小体>機能低下症 ○副甲状腺<上皮小体>機能亢進症およびその他の副甲状腺<上皮小体>障害 ○下垂体機能亢進症 ○下垂体機能低下症およびその他の下垂体障害 ○クッシング<Cushing>症候群（E 24）中の ・下垂体依存性クッシング<Cushing>病 ・ネルソン<Nelson>症候群 ・薬物誘発性クッシング<Cushing>症候群 ・異所性A C T H <副腎皮質刺激ホルモン>症候群 ・その他のクッシング<Cushing>症候群 ・クッシング<Cushing>症候群、詳細不明 ○副腎性器障害 ○アルドステロン症 ○その他の副腎障害 ○卵巣機能障害 ○精巣<睾丸>機能障害 ○思春期障害、他に分類されないもの（E 30）中の	E 00 E 01 E 02 E 03 E 04 E 05 E 06 E 07 E 15 E 16 E 20 E 21 E 22 E 23 E 24.0 E 24.1 E 24.2 E 24.3 E 24.8 E 24.9 E 25 E 26 E 27 E 28 E 29	4

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期遅発症</li> <li>・その他の思春期障害</li> <li>・思春期障害、詳細不明</li> <li>○多腺性機能障害</li> <li>○胸腺の疾患</li> <li>○その他の内分泌障害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>E 30.0</li> <li>E 30.8</li> <li>E 30.9</li> <li>E 31</li> <li>E 32</li> <li>E 34</li> </ul>	
221	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インスリン依存性糖尿病&lt; I D D M &gt;</li> <li>○インスリン非依存性糖尿病&lt; N I D D M &gt;</li> <li>○栄養障害に関連する糖尿病</li> <li>○その他の明示された糖尿病</li> <li>○詳細不明の糖尿病</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>E 10</li> <li>E 11</li> <li>E 12</li> <li>E 13</li> <li>E 14</li> </ul>	4
222	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鉄欠乏性貧血</li> <li>○ビタミンB<sub>12</sub>欠乏性貧血</li> <li>○葉酸欠乏性貧血</li> <li>○その他の栄養性貧血</li> <li>○酵素障害による貧血</li> <li>○サラセミア&lt;地中海貧血&gt;</li> <li>○鎌状赤血球障害</li> <li>○その他の遺伝性溶血性貧血</li> <li>○後天性溶血性貧血</li> <li>○後天性赤芽球ろう&lt;癆&gt; [赤芽球減少症]</li> <li>○その他の無形成性貧血</li> <li>○急性出血後貧血</li> <li>○他に分類される慢性疾患における貧血</li> <li>○その他の貧血</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>D 50</li> <li>D 51</li> <li>D 52</li> <li>D 53</li> <li>D 55</li> <li>D 56</li> <li>D 57</li> <li>D 58</li> <li>D 59</li> <li>D 60</li> <li>D 61</li> <li>D 62</li> <li>D 63</li> <li>D 64</li> </ul>	4
223	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ビタミンA欠乏症</li> <li>○チ&lt;サイ&gt;アミン欠乏症</li> <li>○ナイアシン欠乏症 [ペラグラ]</li> <li>○その他のビタミンB群の欠乏症</li> <li>○アスコルビン酸欠乏症</li> <li>○ビタミンD欠乏症</li> <li>○その他のビタミン欠乏症</li> <li>○食事性カルシウム欠乏症</li> <li>○食事性セレン欠乏症</li> <li>○食事性亜鉛欠乏症</li> <li>○その他の栄養素欠乏症</li> <li>○その他の栄養欠乏症</li> <li>○栄養失調(症)およびその他の栄養欠乏症の続発・後遺症(E 64)中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・たんぱく&lt;蛋白&gt;エネルギー性栄養失調(症)の続発・後遺症</li> <li>・ビタミンA欠乏症の続発・後遺症</li> <li>・ビタミンC欠乏症の続発・後遺症</li> <li>・その他の栄養欠乏症の続発・後遺症</li> <li>・詳細不明の栄養欠乏症の続発・後遺症</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>E 50</li> <li>E 51</li> <li>E 52</li> <li>E 53</li> <li>E 54</li> <li>E 55</li> <li>E 56</li> <li>E 58</li> <li>E 59</li> <li>E 60</li> <li>E 61</li> <li>E 63</li> <li>E 64.0</li> <li>E 64.1</li> <li>E 64.2</li> <li>E 64.8</li> <li>E 64.9</li> </ul>	4
224	○内分泌腺の性状不詳または不明の新生物	D 44	4
225	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主として抗体欠乏を伴う免疫不全症(D 80)中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺伝性低ガンマグロブリン血症</li> <li>・非家族性低ガンマグロブリン血症</li> <li>・選択的免疫グロブリンA [IgA] 欠乏症</li> <li>・選択的免疫グロブリンG [IgG] サブクラス欠乏症</li> <li>・選択的免疫グロブリンM [IgM] 欠乏症</li> <li>・免疫グロブリンM [IgM] 増加を伴う免疫不全症</li> <li>・正常または高免疫グロブリン血症を伴う抗体欠乏症</li> <li>・主として抗体欠乏を伴うその他の免疫不全症</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>D 80.0</li> <li>D 80.1</li> <li>D 80.2</li> <li>D 80.3</li> <li>D 80.4</li> <li>D 80.5</li> <li>D 80.6</li> <li>D 80.8</li> </ul>	3

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	・主として抗体欠乏を伴う免疫不全症、詳細不明 ○複合免疫不全症 ○その他の大きな欠損に関連する免疫不全症 ○分類不能型免疫不全症 ○その他の免疫不全症 ○その他の免疫機構の障害、他に分類されないもの	D80.9 D81 D82 D83 D84 D89	
226	○クワシオルコル ○栄養性消耗症<マラスムス> ○消耗症（性）クワシオルコル ○詳細不明の重度たんぱく<蛋白>エネルギー性栄養失調（症） ○中等度および軽度のたんぱく<蛋白>エネルギー性栄養失調（症） ○たんぱく<蛋白>エネルギー性栄養失調（症）に続発する発育遅延 ○詳細不明のたんぱく<蛋白>エネルギー性栄養失調（症）	E40 E41 E42 E43 E44 E45 E46	3
227	○アルコールの毒作用 ○有機溶剤の毒作用 ○脂肪族および芳香族炭化水素のハロゲン誘導体の毒作用 ○腐食性物質の毒作用 ○石鹼および洗剤の毒作用 ○金属の毒作用 ○その他の無機物質の毒作用 ○一酸化炭素の毒作用 ○その他の気体、フュームおよび蒸気の毒作用 ○農薬の毒作用 ○海産食品として摂取された有害物質の毒作用 ○食物として摂取されたその他の有害物質による毒作用 ○有毒動物との接触による毒作用 ○アフラトキシン及びその他の真菌毒素<マイコトキシン>による食物汚染物質の毒作用 ○その他および詳細不明の物質の毒作用	T51 T52 T53 T54 T55 T56 T57 T58 T59 T60 T61 T62 T63 T64 T65	2
228	○中毒性肝疾患	K71	2
229	○甲状腺の良性新生物 ○その他および部位不明の内分泌腺の良性新生物	D34 D35	1
230	○結核の続発・後遺症	B90	1
<b>15. 外傷</b>			
231	○脊椎骨折、部位不明 ○脊椎および体幹のその他の損傷、部位不明（T09）中の ・体幹の表在損傷、部位不明 ・体幹の開放創、部位不明 ・体幹の詳細不明の関節および靭帯の脱臼、捻挫およびストレイン ・脊髄損傷、部位不明 ・体幹の詳細不明の筋および腱の損傷 ・体幹の外傷性切断、部位不明 ・体幹のその他の明示された損傷、部位不明	T08 T09.0 T09.1 T09.2 T09.3 T09.5 T09.6 T09.8	10
232	○胸部<郭>の神経および脊髄の損傷（S24）中の ・胸髄の振とう<盪>（症）および浮腫 ・胸髄のその他および詳細不明の損傷 ・胸椎の神経根損傷 ・胸部<郭>の末梢神経損傷 ・胸部交感神経損傷 ・胸部<郭>のその他の神経損傷	S24.0 S24.1 S24.2 S24.3 S24.4 S24.5	10
233	○脳神経損傷（S04）中の		10

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細不明の脳神経損傷</li> <li>○ 頸部の神経および脊髄の損傷（S14）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頸髄のその他および詳細不明の損傷</li> <li>・ 頸部のその他および詳細不明の神経損傷</li> </ul> </li> <li>○ 胸部&lt;郭&gt;の神経および脊髄の損傷（S24）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 胸部&lt;郭&gt;の詳細不明の神経損傷</li> </ul> </li> <li>○ 腹部、下背部および骨盤部の神経および脊髄の損傷（S34）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 腹部、下背部および骨盤部のその他および詳細不明の神経損傷</li> </ul> </li> <li>○ 肩および上腕の神経損傷（S44）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肩および上腕の詳細不明の神経損傷</li> </ul> </li> <li>○ 前腕の神経損傷（S54）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前腕の詳細不明の神経損傷</li> </ul> </li> <li>○ 手首および手の神経損傷（S64）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手首および手の詳細不明の神経損傷</li> </ul> </li> <li>○ 股関節部および大腿の神経損傷（S74）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 股関節部および大腿の詳細不明の神経損傷</li> </ul> </li> <li>○ 下腿の神経損傷（S84）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下腿の詳細不明の神経損傷</li> </ul> </li> <li>○ 足首および足の神経損傷（S94）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 足首および足の詳細不明の神経損傷</li> </ul> </li> <li>○ 脊椎および体幹のその他の損傷、部位不明（T09）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体幹の詳細不明の神経、脊髄神経根および神経そう&lt;叢&gt;の損傷</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S04.9</li> <li>S14.1</li> <li>S14.6</li> <li>S24.6</li> <li>S34.8</li> <li>S44.9</li> <li>S54.9</li> <li>S64.9</li> <li>S74.9</li> <li>S84.9</li> <li>S94.9</li> <li>T09.4</li> </ul>	
234	○ 大腿骨骨折	S72	9
235	○ 頭蓋内損傷	S06	7
236	○ 多部位の骨折	T02	7
237	○ 肋骨、胸骨および胸椎骨折	S22	7
238	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ その他および詳細不明の胸腔内臓器の損傷</li> <li>○ 胸部&lt;郭&gt;の挫滅損傷および外傷性切断</li> <li>○ 胸部&lt;郭&gt;のその他および詳細不明の損傷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S27</li> <li>S28</li> <li>S29</li> </ul>	6
239	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多部位の熱傷および腐食</li> <li>○ 熱傷および腐食、部位不明</li> <li>○ 傷害された体表面積による熱傷分類</li> <li>○ 傷害された体表面積による腐食分類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>T29</li> <li>T30</li> <li>T31</li> <li>T32</li> </ul>	5
240	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放射線の作用、詳細不明</li> <li>○ 熱および光線の作用（T67）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱性失神</li> <li>・ 日射病、無汗性</li> <li>・ 塩分喪失による日射病</li> <li>・ 日射病、詳細不明</li> <li>・ 熱疲労、一過性</li> <li>・ 熱性浮腫</li> <li>・ 熱および光線のその他の作用</li> <li>・ 熱および光線の作用、詳細不明</li> </ul> </li> <li>○ 低体温（症）</li> <li>○ 低温のその他の作用</li> <li>○ 気圧または水圧の作用</li> <li>○ 窒息</li> <li>○ その他の欠乏・消耗の作用（T73）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 働き過ぎによる消耗</li> <li>・ 欠乏・消耗のその他の作用</li> <li>・ 欠乏・消耗の作用、詳細不明</li> </ul> </li> <li>○ 虐待症候群（T74）中の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>T66</li> <li>T67.1</li> <li>T67.3</li> <li>T67.4</li> <li>T67.5</li> <li>T67.6</li> <li>T67.7</li> <li>T67.8</li> <li>T67.9</li> <li>T68</li> <li>T69</li> <li>T70</li> <li>T71</li> <li>T73.3</li> <li>T73.8</li> <li>T73.9</li> </ul>	5

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的虐待</li> <li>・性的虐待</li> <li>・その他の虐待症候群</li> <li>・虐待症候群、詳細不明</li> <li>○その他の外因の作用</li> <li>○有害作用、他に分類されないもの</li> <li>○外傷の早期合併症、他に分類されないもの</li> <li>○頭部損傷の続発・後遺症</li> <li>○頸部および体幹損傷の続発・後遺症</li> <li>○上肢の損傷の続発・後遺症</li> <li>○下肢の損傷の続発・後遺症</li> <li>○多部位および部位不明の損傷の続発・後遺症</li> <li>○熱傷、腐食および凍傷の続発・後遺症</li> <li>○薬物、薬剤および生物学的製剤による中毒の続発・後遺症</li> <li>○薬用を主としない物質の毒作用の続発・後遺症</li> <li>○外因のその他および詳細不明の作用の続発・後遺症（T98）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然開口部からの異物侵入の作用の続発・後遺症</li> <li>・外因のその他および詳細不明の作用の続発・後遺症</li> <li>・外傷の早期合併症の続発・後遺症</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>T74.1</li> <li>T74.2</li> <li>T74.8</li> <li>T74.9</li> <li>T75</li> <li>T78</li> <li>T79</li> <li>T90</li> <li>T91</li> <li>T92</li> <li>T93</li> <li>T94</li> <li>T95</li> <li>T96</li> <li>T97</li> <li>T98.0</li> <li>T98.1</li> <li>T98.2</li> </ul>	
241	<ul style="list-style-type: none"> <li>○頭部の挫減損傷</li> <li>○頭部の外傷性切断</li> <li>○頭部のその他および詳細不明の損傷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S07</li> <li>S08</li> <li>S09</li> </ul>	5
242	<ul style="list-style-type: none"> <li>○腹部、下背部および骨盤部の神経および脊髄の損傷（S34）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・腰髄の振とう&lt;盪&gt;（症）および浮腫</li> <li>・腰髄のその他の損傷</li> <li>・腰椎および仙椎の神経根損傷</li> <li>・馬尾損傷</li> <li>・腰仙神経そう&lt;叢&gt;損傷</li> <li>・腰部、仙骨部および骨盤部の交感神経損傷</li> <li>・腹部、下背部および骨盤部の末梢神経損傷</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S34.0</li> <li>S34.1</li> <li>S34.2</li> <li>S34.3</li> <li>S34.4</li> <li>S34.5</li> <li>S34.6</li> </ul>	4
243	○腰椎および骨盤の骨折	S32	4
244	○頸部の骨折	S12	4
245	<ul style="list-style-type: none"> <li>○股関節部および大腿の血管損傷</li> <li>○股関節部および大腿の筋および腱の損傷</li> <li>○股関節部および大腿の挫減損傷</li> <li>○股関節部および大腿の外傷性切断</li> <li>○股関節部および大腿のその他および詳細不明の損傷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S75</li> <li>S76</li> <li>S77</li> <li>S78</li> <li>S79</li> </ul>	4
246	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下腿の表在損傷</li> <li>○下腿の開放創</li> <li>○下腿の骨折、足首を含む</li> <li>○膝の関節および靭帯の脱臼、捻挫およびストレイン</li> <li>○下腿の神経損傷（S84）中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・下腿の脛骨神経損傷</li> <li>・下腿の腓骨神経損傷</li> <li>・下腿の皮膚知覚神経損傷</li> <li>・下腿の多発性神経損傷</li> <li>・下腿のその他の神経損傷</li> </ul> </li> <li>○下腿の血管損傷</li> <li>○下腿の筋および腱の損傷</li> <li>○下腿の挫減損傷</li> <li>○下腿の外傷性切断</li> <li>○下腿のその他および詳細不明の損傷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S80</li> <li>S81</li> <li>S82</li> <li>S83</li> <li>S84.0</li> <li>S84.1</li> <li>S84.2</li> <li>S84.7</li> <li>S84.8</li> <li>S85</li> <li>S86</li> <li>S87</li> <li>S88</li> <li>S89</li> </ul>	4

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	○足首および足の表在損傷 ○足首および足の開放創 ○足の骨折、足首を除く ○足首および足の関節および靭帯の脱臼、捻挫およびスト レイン ○足首および足の神経損傷（S94）中の ・外側足底神経損傷 ・内側足底神経損傷 ・足首および足の深腓骨神経損傷 ・足首および足の皮膚知覚神経損傷 ・足首および足の多発性神経損傷 ・足首および足のその他の神経損傷 ○足首および足の血管損傷 ○足首および足の筋および腱の損傷 ○足首および足の挫滅損傷 ○足首および足の外傷性切断 ○足首および足のその他および詳細不明の損傷	S90 S91 S92 S93  S94.0 S94.1 S94.2 S94.3 S94.7 S94.8 S95 S96 S97 S98 S99	
247	○前腕の表在損傷 ○前腕の開放創 ○前腕の骨折 ○肘の関節および靭帯の脱臼、捻挫およびスト レイン ○前腕の神経損傷（S54）中の ・前腕の尺骨神経損傷 ・前腕の正中神経損傷 ・前腕の橈骨神経損傷 ・前腕の皮膚知覚神経損傷 ・前腕の多発性神経損傷 ・前腕のその他の神経損傷 ○前腕の血管損傷 ○前腕の筋および腱の損傷 ○前腕の挫滅損傷 ○前腕の外傷性切断 ○前腕のその他および詳細不明の損傷 ○手首および手の表在損傷 ○手首および手の開放創 ○手首および手の骨折 ○手首および手の関節および靭帯の脱臼、捻挫およびスト レイン ○手首および手の神経損傷（S64）中の ・手首および手の尺骨神経損傷 ・手首および手の正中神経損傷 ・手首および手の橈骨神経損傷 ・母指の指神経損傷 ・その他の指の指神経損傷 ・手首および手の多発性神経損傷 ・手首および手のその他の神経損傷 ○手首および手の血管損傷 ○手首および手の筋および腱の損傷 ○手首および手の挫滅損傷 ○手首および手の外傷性切断 ○手首および手のその他および詳細不明の損傷	S50 S51 S52 S53  S54.0 S54.1 S54.2 S54.3 S54.7 S54.8 S55 S56 S57 S58 S59 S60 S61 S62 S63  S64.0 S64.1 S64.2 S64.3 S64.4 S64.7 S64.8 S65 S66 S67 S68 S69	4
248	○肩および上腕の血管損傷 ○肩および上腕の筋および腱の損傷 ○肩および上腕の挫滅損傷 ○肩および上腕の外傷性切断	S45 S46 S47 S48	3

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	○肩および上腕のその他および詳細不明の損傷	S 49	
249	○股関節部の関節および靭帯の脱臼、捻挫およびストレイン	S 73	3
250	○腰椎および骨盤の関節および靭帯の脱臼、捻挫およびストレイン	S 33	3
251	○肩および上腕の骨折	S 42	3
252	○股関節部および下肢の熱傷および腐食、足首および足を除く ○足首および足の熱傷および腐食	T 24 T 25	3
253	○腹部、下背部および骨盤部の表在損傷 ○腹部、下背部および骨盤部の開放創	S 30 S 31	3
254	○肩および上肢の熱傷および腐食、手首および手を除く ○手首および手の熱傷および腐食	T 22 T 23	3
255	○多部位の表在損傷 ○多部位の開放創	T 00 T 01	3
256	○表在性凍傷 ○組織えく壊>死を伴う凍傷 ○多部位の凍傷および詳細不明の凍傷	T 33 T 34 T 35	3
257	○移植臓器および組織の不全および拒絶反応	T 86	2
258	○体幹の熱傷および腐食	T 21	2
259	○頸部の神経および脊髄の損傷（S 14）中の ・ 頸髄の振とう<盪>（症）および浮腫 ・ 頸椎の神経根損傷 ・ 腕神経そう<叢>損傷 ・ 頸部の末梢神経損傷 ・ 頸部交感神経損傷	S 14.0 S 14.2 S 14.3 S 14.4 S 14.5	2
260	○頸部の血管損傷 ○頸部の筋および腱の損傷 ○頸部の挫滅損傷 ○頸部の外傷性切断 ○頸部のその他および詳細不明の損傷	S 15 S 16 S 17 S 18 S 19	2
261	○肩甲<上肢>帯の関節および靭帯の脱臼、捻挫およびストレイン	S 43	2
262	○頸部の関節および靭帯の脱臼、捻挫およびストレイン	S 13	2
263	○胸部<郭>の表在損傷 ○胸部<郭>の開放創	S 20 S 21	2
264	○多部位の挫滅損傷 ○多部位の外傷性切断 ○多部位のその他の損傷、他に分類されないもの ○詳細不明の多発性損傷	T 04 T 05 T 06 T 07	2
265	○腹腔内臓器の損傷 ○腎尿路生殖器および骨盤臓器の損傷	S 36 S 37	2
266	○股関節部および大腿の表在損傷 ○股関節部および大腿の開放創	S 70 S 71	2
267	○頭部および頸部の熱傷および腐食	T 20	2
268	○外眼における異物 ○耳内異物 ○気道内異物 ○消化管内異物 ○尿路性器内異物	T 15 T 16 T 17 T 18 T 19	2
269	○頭蓋骨および顔面骨の骨折	S 02	1
270	○頸部の表在損傷 ○頸部の開放創	S 10 S 11	1
271	○多部位の脱臼、捻挫およびストレイン	T 03	1
272	○腹部、下背部および骨盤部の挫滅損傷および外傷性切断	S 38	1

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	○腹部、下背部および骨盤部のその他および詳細不明の損傷	S39	
273	○脳神経損傷（S04）中の ・視神経および視路の損傷 ・動眼神経損傷 ・滑車神経損傷 ・三叉神経損傷 ・外転神経損傷 ・顔面神経損傷 ・聴神経損傷 ・副神経損傷 ・その他の脳神経損傷 ○眼球および眼窩の損傷	S04.0 S04.1 S04.2 S04.3 S04.4 S04.5 S04.6 S04.7 S04.8 S05	1
274	○眼および付属器に局限する熱傷および腐食 ○気道の熱傷および腐食 ○その他の内臓の熱傷および腐食	T26 T27 T28	1
275	○肩および上腕の表在損傷 ○肩および上腕の開放創	S40 S41	1
276	○頭部の表在損傷 ○頭部の開放創	S00 S01	1
<b>16. その他の新生物</b>			
277	○その他および部位不明確の消化器の悪性新生物 ○胸腺の悪性新生物 ○心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物 ○その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔内臓器の悪性新生物 ○中皮腫 ○カポジ<Kaposi>肉腫 ○末梢神経および自律神経系の悪性新生物 ○後腹膜および腹膜の悪性新生物 ○その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物 ○その他および部位不明の尿路の悪性新生物 ○その他および部位不明確の悪性新生物 ○リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物 ○呼吸器および消化器の続発性悪性新生物（C78）中の ・縦隔の続発性悪性新生物 ・胸膜の続発性悪性新生物 ・中耳ならびにその他および部位不明の呼吸器の続発性悪性新生物 ・後腹膜および腹膜の続発性悪性新生物 ・その他および部位不明の消化器の続発性悪性新生物 ○その他の部位の続発性悪性新生物（C79）中の ・その他の明示された部位の続発性悪性新生物 ○部位の明示されない悪性新生物 ○悪性免疫増殖性疾患 ○多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物 ○リンパ組織、造血組織および関連組織のその他および詳細不明の悪性新生物	C26 C37 C38 C39 C45 C46 C47 C48 C49 C68 C76 C77 C78.1 C78.2 C78.3 C78.6 C78.8 C79.8 C80 C88 C90 C96	6
278	○真正赤血球増加症<多血症> ○骨髓異形成症候群 ○リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物 ○その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物	D45 D46 D47 D48	3
279	○消化器系のその他および部位不明確の良性新生物 ○その他および部位不明の胸腔内臓器の良性新生物	D13 D15	1

約款抜粋

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
	○良性脂肪細胞性新生物（脂肪腫を含む） ○血管腫およびリンパ管腫、全ての部位 ○後腹膜および腹膜の軟部組織の良性新生物 ○その他の部位および部位不明の良性新生物	D17 D18 D20 D36	
280	○口腔、食道および胃の上皮内癌 ○その他および部位不明の消化器の上皮内癌 ○中耳および呼吸器系の上皮内癌 ○上皮内黒色腫 ○皮膚の上皮内癌 ○乳房の上皮内癌 ○子宮頸（部）の上皮内癌 ○その他および部位不明の生殖器の上皮内癌 ○その他および部位不明の上皮内癌	D00 D01 D02 D03 D04 D05 D06 D07 D09	1
<b>17. 上記以外のその他の傷病</b>			
281	上記以外のその他の傷病		0.5

<b>診断確定</b>
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所> 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則1の2.

#### 診断確定

「診断確定」とは、医師が、その疾病等に特有の診断基準を満たしていること、もしくは血液検査所見、病理組織診断所見、画像診断所見等の他覚的な所見から直接的に、対象となる疾病に罹患しているまたは傷害に該当していると判断することをいいます。

<b>医療上重要な関係</b>
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所> 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則1の5.

#### 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

<b>治療を直接の目的とする手術 病院または診療所 公的医療保険制度 医科診療報酬点数表</b>
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所> 特定疾病保障定期保険特約条項 附則1

#### 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいいます。したがって、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

#### 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

- ① 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）
- ② ①の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

#### 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律に基づき医療保険制度をいいます。

- ① 健康保険法
- ② 国民健康保険法
- ③ 国家公務員共済組合法
- ④ 地方公務員等共済組合法
- ⑤ 私立学校教職員共済組合法
- ⑥ 船員保険法
- ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律

#### 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

**対象となる悪性新生物（がん） 対象となる急性心筋梗塞 対象となる脳卒中**

<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所>  
 特定疾病保障定期保険特約条項 附則 2

**対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中**

A. 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード*
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1. において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(備考)

1. 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」（診断確定された時点における最新版とします。）で病期分類が0期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等）、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。
2. 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、対象となる悪性新生物には該当しません。

B. 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）」

準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I 21
脳卒中	くも膜下出血	I 60
	脳内出血	I 61
	脳梗塞	I 63

身体障害の状態 所定の給付割合
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所> 傷害特約条項附則1

給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの（備考3. (1)、(2)および(4)参照） 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（備考4. (1)および(3)参照） 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（備考1. 参照） 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの（備考7. (1)参照） 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの（備考7. (1)参照） 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの（備考7. (1)参照） 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（備考7. (1)参照）	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの（備考7. (1)参照） 9. 10手指を失ったが、その用を全く永久に失ったもの（備考9. 参照） 10. 1肢に第3級の13. から15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13. から15. までまたは第4級の21. から25. までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考5. (1)および(2)参照）	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの（備考3. (1)、(2)および(4)参照） 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考7. (1)および(2)参照） 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考7. (1)および(2)参照） 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（備考9. (1)および(2)参照） 16. 10足指を失ったもの（備考10. (1)参照） 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考8. (1)および(2)参照）	50%

等級	身体障害	給付割合
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの（備考3. (1)および(3)参照） 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの（備考4. (2)および(4)参照） 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの（備考2. 参照） 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの（備考7. (2)参照） 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの（備考7. (2)参照） 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの（備考9. (1)および(2)参照） 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの（備考9. (1)および(3)参照） 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの（備考10. (2)参照） 27. 1足の5足指を失ったもの（備考10. (1)参照）	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（備考7. (3)参照） 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（備考7. (3)参照） 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの（備考9. (1)および(2)参照） 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの（備考9. (1)および(3)参照） 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの（備考10. (2)参照） 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの（備考5. (1)および(3)参照） 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考5. (1)および(2)参照） 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの（備考6. 参照） 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの（備考8. (3)参照）	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（備考7. (3)参照） 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（備考7. (3)参照） 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの（備考9. (1)および(3)参照） 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの（備考9. (1)および(2)参照） 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの（備考10. (1)参照） 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの（備考10. (2)参照）	10%
(注) 1. 身体障害の状態が上記の2種目以上に該当した場合には、その給付割合はそれぞれの身体障害の状態が属する等級の給付割合の合計の割合とします。 ただし、身体の同一部位（附則2）に生じた2種目以上の身体障害の状態に関しては、最も上位の種目の属する等級の給付割合をもって、その給付割合とします。 2. すでに身体障害（その被保険者についての責任開始期前の身体障害を含みます。）のあった身体の同一部位（附則2）に生じた身体障害については、その給付割合は、新たな身体障害の状態が属する等級の給付割合からすでにあった身体障害（その被保険者についての責任開始期前の身体障害を含みます。）の状態が属する等級の給付割合を差し引いて得られる割合とします。		

備考

- 常に介護を要するもの  
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 日常生活動作が著しく制限されるもの  
「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害（視力障害）  
 (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。  
 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

約款抜粋

- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

#### 4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

#### 5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

#### 6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

#### 7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

#### 8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

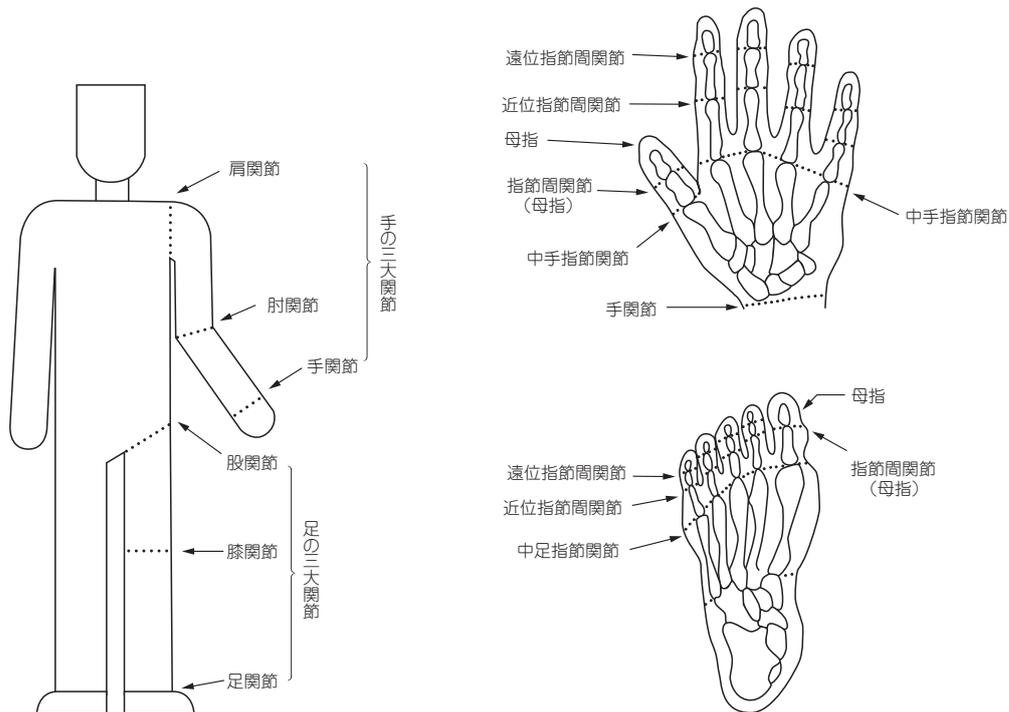
#### 9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

#### 10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

(身体部位の名称図)



**対象となるがん**

<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所>  
新医療がん特約条項附則2

**対象となる悪性新生物**

この特約の対象となる悪性新生物とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下に掲げる疾病以外の疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード*
○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
○消化器の悪性新生物	C15～C26
○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
○乳房の悪性新生物	C50
○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
○独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
○上皮内新生物	D00～D09
○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
・ 真正赤血球増加症<多血症>	D45
・ 骨髄異形成症候群	D46

約款抜粋

分類項目	基本分類コード
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	D47.1 D47.3
○血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）中の ・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）中の ・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

<b>対象となる手術 給付倍率</b>
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所> 新医療がん特約条項附則3

### がん手術給付倍率表

「手術」とは、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1.～5.を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
1.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
2.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
4.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
5.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

（備考）

#### 1. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。1つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象となります。転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術に該当しません。

<b>対象となる成人病</b>
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所> 新医療成人病特約条項附則2

### 対象となる成人病

この特約の対象となる成人病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる成人病に含めることがあります。

成人病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72

	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 ○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 ○独立した（原発性）多部位の悪性新生物 ○上皮内新生物 ○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・真正赤血球増加症＜多血症＞ ・骨髓異形成症候群 ・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ○血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）中の ・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）中の ・ランゲルハンス細胞組織球症	C73～C75 C76～C80 C81～C96 C97 D00～D09  D45 D46  D47.1 D47.3  D76.0
糖尿病	○糖尿病	E10～E14
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患 ○虚血性心疾患 ○肺性心疾患および肺循環疾患 ○その他の型の心疾患 ○循環器系のその他および詳細不明の障害（I95～I99）中の ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）中の ・心（臓）切開後症候群 ・心臓手術に続発するその他の機能障害	I05～I09 I20～I25 I26～I28 I30～I52  I97.0 I97.1
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I10～I15
脳血管疾患	○挿入性および発作性障害（G40～G47）中の ・一過性脳虚血発作および関連症候群（G45）中の ・椎骨脳底動脈症候群 ・頸動脈症候群（半球性） ・多発性および両側性脳（実質）外動脈症候群 ・一過性全健忘 ・その他の一過性脳虚血発作および関連症候群 ・一過性脳虚血発作、詳細不明 ○脳血管疾患	G45.0 G45.1 G45.2 G45.4 G45.8 G45.9 I60～I69

<b>所定の手術 給付倍率</b>
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所> 新医療成人病特約条項附則3

### 成人病手術給付倍率表

「手術」とは、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1.～17.を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
1.	四肢切断術（手指・足指は除く。）	20
2.	体内用ペースメーカー埋込術	20
3.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術は除く。）	20
4.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの）	40
5.	直視下心臓内手術	40
6.	心膜切開・縫合術	20
7.	副腎全摘除術	20
8.	頭蓋内観血手術	40
9.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術）	20
10.	白内障・水晶体観血手術	20
11.	網膜剥離症手術	10

約款抜粋

手術番号	手術の種類	給付倍率
12.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
13.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
14.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
15.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
16.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
17.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

（備考）

1. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

2. 開胸術

「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

3. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

4. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。1つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象となります。転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術に該当しません。

対象となる女性特定疾病
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所> 新医療女性疾病入院特約条項附則2 女性疾病入院特約(4)条項附則

対象となる女性特定疾病

この特約の対象となる女性特定疾病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる女性特定疾病に含めることがあります。

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物（D00～D09）中の	
	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02	

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上皮内黒色腫</li> <li>・皮膚の上皮内癌</li> <li>・乳房の上皮内癌</li> <li>・子宮頸(部)の上皮内癌</li> <li>・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・子宮内膜</li> <li>・外陰部</li> <li>・腔</li> <li>・その他および部位不明の女性生殖器</li> </ul> </li> <li>・その他および部位不明の上皮内癌</li> </ul>	D03 D04 D05 D06 D07.0 D07.1 D07.2 D07.3 D09
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性状不詳または不明の新生物(D37~D48)中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・真正赤血球増加症&lt;多血症&gt;</li> <li>・骨髓異形成症候群</li> <li>・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性骨髓増殖性疾患</li> <li>・本態性(出血性)血小板血症</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○血液および造血器のその他の疾患(D70~D77)中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ランゲルハンス細胞組織球症</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	D45 D46 D47.1 D47.3 D76.0
良性新生物および性状不詳または不明の新生物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○良性新生物(D10~D36)中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳房の良性新生物</li> <li>・子宮平滑筋腫</li> <li>・子宮のその他の良性新生物</li> <li>・卵巣の良性新生物</li> <li>・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物</li> <li>・腎尿路の良性新生物</li> <li>・甲状腺の良性新生物</li> </ul> </li> <li>○性状不詳または不明の新生物(D37~D48)中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物</li> <li>・腎尿路の性状不詳または不明の新生物</li> <li>・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物(D48)中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳房</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	D24 D25 D26 D27 D28 D30 D34 D39 D41 D48.6
血液および造血器の疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栄養性貧血</li> <li>○溶血性貧血(D55~D59)中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・後天性溶血性貧血</li> </ul> </li> <li>○無形成性貧血およびその他の貧血</li> <li>○凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態(D65~D69)中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・紫斑病およびその他の出血性病態(D69)中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー性紫斑病</li> <li>・血小板機能異常症</li> <li>・その他の血小板非減少性紫斑病</li> <li>・特発性血小板減少性紫斑病</li> <li>・その他の原発性血小板減少症</li> <li>・続発性血小板減少症</li> <li>・血小板減少症、詳細不明</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	D50~D53 D59 D60~D64 D69.0 D69.1 D69.2 D69.3 D69.4 D69.5 D69.6
内分泌、栄養および代謝疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>○甲状腺障害(E00~E07)中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態</li> <li>・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症</li> <li>・その他の甲状腺機能低下症(E03)中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症</li> <li>・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症</li> <li>・感染後甲状腺機能低下症</li> <li>・甲状腺萎縮(後天性)</li> <li>・粘液水腫性昏睡</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	E01 E02 E03.0 E03.2 E03.3 E03.4 E03.5

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の明示された甲状腺機能低下症</li> <li>・甲状腺機能低下症、詳細不明</li> <li>・その他の非中毒性甲状腺腫</li> <li>・甲状腺中毒症 [甲状腺機能亢進症]</li> <li>・甲状腺炎</li> <li>・その他の甲状腺障害</li> <li>○その他の内分泌腺障害 (E 20～E 35) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・クッシング&lt;Cushing&gt;症候群</li> <li>・卵巣機能障害</li> </ul> </li> <li>○代謝障害 (E 70～E 90) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの (E 89) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・治療後甲状腺機能低下症</li> <li>・治療後卵巣機能不全 (症)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>E 03.8</li> <li>E 03.9</li> <li>E 04</li> <li>E 05</li> <li>E 06</li> <li>E 07</li> <li>E 24</li> <li>E 28</li> <li>E 89.0</li> <li>E 89.4</li> </ul>
循環系の疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>○慢性リウマチ性心疾患</li> <li>○静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの (I 80～I 89) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の部位の静脈瘤 (I 86) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・外陰静脈瘤</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○循環器系のその他および詳細不明の障害 (I 95～I 99) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・低血圧 (症)</li> <li>・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの (I 97) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳房切断後リンパ浮腫症候群</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>I 05～I 09</li> <li>I 86.3</li> <li>I 95</li> <li>I 97.2</li> </ul>
消化系の疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>○胆のう&lt;嚢&gt;、胆管および膵の障害 (K 80～K 87) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・胆石症</li> <li>・胆のう&lt;嚢&gt;炎</li> <li>・胆のう&lt;嚢&gt;のその他の疾患</li> <li>・胆道のその他の疾患</li> <li>・他に分類される疾患における胆のう&lt;嚢&gt;、胆道および膵の障害 (K 87) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・他に分類される疾患における胆のう&lt;嚢&gt;および胆道の障害</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○消化器系のその他の疾患 (K 90～K 93) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・消化器系の処置後障害、他に分類されないもの (K 91) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・胆のう&lt;嚢&gt;摘出&lt;除&gt;後症候群</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>K 80</li> <li>K 81</li> <li>K 82</li> <li>K 83</li> <li>K 87.0</li> <li>K 91.5</li> </ul>
筋骨格系および結合組織の疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>○炎症性多発性関節障害 (M 05～M 14) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・血清反応陽性関節リウマチ</li> <li>・その他の関節リウマチ</li> <li>・若年性関節炎</li> <li>・他に分類される疾患における若年性関節炎</li> <li>・その他の明示された関節障害 (M 12) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・リウマチ熱後慢性関節障害 [ジャクー&lt;Jaccoud&gt;病]</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○全身性結合組織障害 (M 30～M 36) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他のえ&lt;壊&gt;死性血管障害 (M 31) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・大動脈弓症候群 [高安病]</li> </ul> </li> <li>・全身性エリテマトーデス&lt;紅斑性狼瘡&gt;&lt;S L E&gt;</li> <li>・皮膚 (多発性) 筋炎</li> <li>・全身性硬化症</li> <li>・その他の全身性結合組織疾患 (M 35) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥症候群 [シェーグレン&lt;Sjögren&gt;症候群]</li> <li>・その他の重複症候群</li> <li>・リウマチ性多発筋痛症</li> <li>・その他の明示された全身性結合組織疾患</li> <li>・全身性結合組織疾患、詳細不明</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>M 05</li> <li>M 06</li> <li>M 08</li> <li>M 09</li> <li>M 12.0</li> <li>M 31.4</li> <li>M 32</li> <li>M 33</li> <li>M 34</li> <li>M 35.0</li> <li>M 35.1</li> <li>M 35.3</li> <li>M 35.8</li> <li>M 35.9</li> </ul>
腎尿路生殖器系の疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>○糸球体疾患</li> <li>○腎尿細管間質性疾患</li> <li>○腎不全 (N 17～N 19) 中の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>N 00～N 08</li> <li>N 10～N 16</li> </ul>

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
	・慢性腎不全	N18
	○尿路結石症（N20～N23）中の	
	・腎結石および尿管結石	N20
	・下部尿路結石	N21
	・他に分類される疾患における尿路結石	N22
	○腎および尿管のその他の障害（N25～N29）中の	
	・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの	N28
	・他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害	N29
	○尿路系のその他の疾患	N30～N39
	○乳房の障害	N60～N64
	○女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	○女性生殖器の非炎症性障害（N80～N98）中の	
	・子宮内膜症	N80
	・女性性器脱	N81
	・女性性器を含む瘻	N82
	・卵巣、卵管および子宮広間膜の非炎症性障害	N83
	・女性性器のポリープ	N84
	・子宮のその他の非炎症性障害、子宮頸（部）を除く	N85
	・子宮頸（部）のびらんおよび外反（症）	N86
	・子宮頸（部）の異形成	N87
	・子宮頸（部）のその他の非炎症性障害	N88
	・膣のその他の非炎症性障害	N89
	・外陰および会陰のその他の非炎症性障害	N90
	・無月経、過少月経および希発月経	N91
	・過多月経、頻発月経および月経不順	N92
	・子宮および膣のその他の異常出血	N93
	・女性生殖器および月経周期に関連する疼痛およびその他の病態	N94
	・閉経期およびその他の閉経周辺期障害	N95
	・習慣流産	N96
	・女性不妊症	N97
	○腎尿路生殖器系のその他の障害	N99
妊娠、分娩および産じょく<褥>	○流産に終わった妊娠	000～008
	○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	010～016
	○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
	○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
	○分娩の合併症	060～075
	○分娩（O80～O84）中の	
	・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	・帝王切開による単胎分娩	O82
	・その他の介助単胎分娩	O83
	・多胎分娩	O84
	○主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92
	○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99
	○その他の細菌性疾患（A30～A49）中の	
・産科的破傷風	A34	

<b>当社の定める要介護状態</b>
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所>
介護特約条項附則 1

### 要介護状態

対象となる要介護状態とは、つぎのいずれかに該当した状態をいいます。

(1) 常時寝たきり状態で、下表の a. に該当し、かつ、下表の b. ～ e. のうち 2 項目以上に該当して他人の介護

約款抜粋

を要する状態

- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- b. 衣服の着脱が自分ではできない。
- c. 入浴が自分ではできない。
- d. 食物の摂取が自分ではできない。
- e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

(備考)

### 1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つぎの①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

#### ① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード*
アルツハイマー <Alzheimer> 病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック <Pick> 病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ <Creutzfeldt-Jakob> 病の認知症	F 02.1
ハンチントン <Huntington> 病の認知症	F 02.2
パーキンソン <Parkinson> 病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

#### ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

### 2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確に受け取って反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚をとめない不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

### 3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害  
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害  
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害  
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

**所定の手術 所定の給付倍率**

<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所>  
手術特約条項 附則2

**対象となる手術および給付倍率表**

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髓幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1.～89.を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術（25cm <sup>2</sup> 未満は除く。）	2
2.	乳房切断術	2
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3.	骨移植術	2
4.	骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	2
5.	頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	2
6.	鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）	1
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置にともなうものを除く。）	2
8.	脊椎・骨盤観血手術	2
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	1
10.	四肢切断術（手指・足指を除く。）	2
11.	切断四肢再接合術（骨・関節の離断にともなうもの。）	2
12.	四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	1
13.	筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	1
§ 呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	1
15.	喉頭全摘除術	2
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術をともなうもの。）	2
17.	胸郭形成術	2
18.	縦隔腫瘍摘出術	4
§ 循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	2
20.	静脈瘤根本手術	1
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術をともなうもの。）	4
22.	心膜切開・縫合術	2
23.	直視下心臓内手術	4
24.	体内用ペースメーカー埋込術	2
25.	脾摘除術	2
§ 消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	2
27.	顎下腺腫瘍摘出術	1
28.	食道離断術	4
29.	胃切除術	4
30.	その他の胃・食道手術（開胸・開腹術をともなうもの。）	2
31.	腹膜炎手術	2

手術番号	手術の種類	給付倍率
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	2
33.	ヘルニア根本手術	1
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	1
35.	直腸脱根本手術	2
36.	その他の腸・腸間膜手術（開腹術をとまなうもの。）	2
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	1
§ 尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者に限る。）	4
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	2
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	2
41.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	2
42.	陰茎切断術	4
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	2
44.	陰嚢水腫根本手術	1
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	4
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	1
47.	帝王切開娩出術	1
48.	子宮外妊娠手術	2
49.	子宮脱・腔脱手術	2
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	2
51.	卵管・卵巣観血手術（経腔的操作は除く。）	2
52.	その他の卵管・卵巣手術	1
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	4
54.	甲状腺手術	2
55.	副腎全摘除術	2
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	4
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	2
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	4
59.	脊髄硬膜内外観血手術	2
§ 感覚器・視器の手術（視力矯正を直接の目的とする手術を除く。）		
60.	眼瞼下垂症手術	1
61.	涙小管形成術	1
62.	涙嚢鼻腔吻合術	1
63.	結膜嚢形成術	1
64.	角膜移植術	1
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	1
66.	虹彩前後癒着剥離術	1
67.	緑内障観血手術	2
68.	白内障・水晶体観血手術	2
69.	硝子体観血手術	1
70.	網膜剥離症手術	1
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1
72.	眼球摘除術・組織充填術	2
73.	眼窩腫瘍摘出術	2
74.	眼筋移植術	1
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	2
76.	乳様洞削開術	1
77.	中耳根本手術	2
78.	内耳観血手術	2
79.	聴神経腫瘍摘出術	4

手術番号	手術の種類	給付倍率
§ 悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	4
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1
82.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	2
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	2
84.	上記以外の開胸術	2
85.	上記以外の開腹術	1
86.	衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	2
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1
§ 新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1
§ 骨髄幹細胞採取手術		
89.	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。）	2

(備考)

1. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

2. 開頭術

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

3. 開胸術

「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

4. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

5. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。1つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象となります。転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術に該当しません。

6. 視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

<b>公的医療保険制度</b>
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所> 手術特約条項 附則1の2.

**公的医療保険制度**

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済組合法

約款抜粋

- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

<b>診療報酬点数表</b>
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所> 手術特約条項 附則1の3.

### 診療報酬点数表

「診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

<b>5大生活習慣病</b>
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所> 5大生活習慣病特約(4)条項附則

### 対象となる5大生活習慣病

この特約の対象となる5大生活習慣病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下に掲げる疾病以外の疾病を対象となる5大生活習慣病に含めることがあります。

5大生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物	D00～D09
糖尿病	○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・真正赤血球増加症<多血症>	D45
	・骨髄異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の ・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	○血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）中の ・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）中の ・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0
	○糖尿病	E10～E14
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	○虚血性心疾患	I20～I25
	○肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	○その他の型の心疾患	I30～I52
	○循環器系のその他および詳細不明の障害（I95～I99）中の ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）中の ・心（臓）切開後症候群	I97.0
	・心臓手術に続発するその他の機能障害	I97.1

5大生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I 10～I 15
脳血管疾患	○挿間性および発作性障害（G40～G47）中の ・一過性脳虚血発作および関連症候群（G45）中の ・椎骨脳底動脈症候群 ・頸動脈症候群（半球性） ・多発性および両側性脳（実質）外動脈症候群 ・一過性全健忘 ・その他の一過性脳虚血発作および関連症候群 ・一過性脳虚血発作、詳細不明 ○脳血管疾患	G45.0 G45.1 G45.2 G45.4 G45.8 G45.9 I 60～I 69

<b>がん／上皮内がん</b>
<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所> がん診断一時金特約(4)条項第1条(1)(2)および附則

### 第1条（用語の意義およびがんの診断確定）

1 この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語	意義
(1) がん	「がん」とは、「附則 対象となる悪性新生物、上皮内新生物」に定めるものをいいます。
(2) 上皮内がん	「上皮内がん」とは、「附則 対象となる悪性新生物、上皮内新生物」中に定める上皮内新生物のことをいいます。

### 附則 対象となる悪性新生物、上皮内新生物

#### A. 対象となる悪性新生物

- 対象となる悪性新生物とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
○消化器の悪性新生物	C15～C26
○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
○乳房の悪性新生物	C50
○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	

分類項目	基本分類コード
・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	D47.1 D47.3
○血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）中の ・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）中の ・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1. において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

（備考）

1. 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」（診断確定された時点における最新版とします。）で病期分類が0期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等）、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

B. 対象となる上皮内新生物

1. 対象となる上皮内新生物とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに上皮内新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる上皮内新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
○上皮内新生物	D00～D09

2. 上記1. において上皮内新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが上皮内癌に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる上皮内新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

#### 療養

<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所>  
先進医療特約条項 附則1の1.

#### 療養

「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

**先進医療**

<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所>  
 先進医療特約条項 附則1の2.

**先進医療**

「先進医療」とは、厚生労働大臣が定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に定められる先進医療をいいます。ただし、療養を受けた日現在3. の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

**先進医療の技術にかかわる費用の額**

<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所>  
 先進医療特約条項 附則1の4.

**先進医療の技術にかかわる費用の額**

「先進医療の技術にかかわる費用の額」とは、2. に定める先進医療にかかわる療養に要した費用の額から、当該先進医療にかかわる療養につき3. に定める公的医療保険制度の法令に規定された「療養の給付」の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（現に当該療養に要した費用の額をこえるときは、当該療養に要した費用の額とします。また、当該療養に食事療養および生活療養が含まれるときは、それらの費用の額を合算した額とします。）を控除した金額をいいます。

**異常分娩**

<別表、普通保険約款、特約条項の参照箇所>  
 先進医療特約条項 附則2

**異常分娩**

「異常分娩」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード*
○流産に終わった妊娠	000～008
○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	010～016
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
○分娩の合併症	060～075
○分娩（完全な正常例における分娩（080）は除く）	081～084
○主として産じょく<褥>に関連する合併症	085～092
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099



*Memo*

*Memo*

*Memo*

*Memo*

### **(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について**

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ・(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- ・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。



引受保険会社

## ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客様 **0120-37-2269** ミナジブロック 通話料無料

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先（担当者）